

後の地岩戸山に登り、天を拜し觀世音を禮し、佛前に向ひ、生國播磨の術士新免武藏藤原玄信年積て六十歳。我若年の昔より兵法の道に心をかけ、十三にして初めて勝負をす、其相手新當流の有馬喜兵衛といふ兵法者に打勝ち、十六歳にして但馬の國秋山といふ強力の兵法者に打勝ち、二十一歳にして都へ上り、天下の兵法者に逢ひ、數度の勝負を決すといへども勝利得ざると云事なし。其後國々所々に至り、諸流の兵法者に行逢ひ、六十餘度迄勝負をすといへども、一度も其利を失はず、其程年十三より二十八九までの事也。我三十を越えて跡を思ひ見るに、兵法至極して勝つにはあらず、おのづから道の器用有りて天理をはなれざる故か、又は他流の兵法不足なる所にや、其後猶も深き道理を得んと朝鍛夕鍊して見れば、おのづから兵法の道にあふ事、我五十歳の比なり。夫より以來は尋ね入るべき道なくして光陰を送り、兵法の理に任せて諸藝諸能の道となせば、萬事師道なし。今此書を作るといへども、佛法儒法の古語をも借らず、軍談軍法の古き事をも不用、此一流の見立實の心顯す事、天道と觀世音を鏡として、十月十日の夜寅の一天に筆を取つて書始むるものなり。

堂々たる武藏の大自然である。實にそれは神武日本を明確に意識した山鹿素行の大自然に比較さるべきものである。また中村中保の『尙武論』における「我邦武國。自有三武士道。此不假儒道。不用佛意。我邦自然之道也。」と對比さるべきものである。十三歳から二十八九歳に至るまで十五六年の間に諸流兵法者と六十餘度の勝負をして全勝の記録を出した武藏は、その後三十歳から五十歳まで兵法の道に關する思索に耽つた結果、遂に一

大自然に到達したのである。武藏は三十歳以後の二十年間兵法勝利の原因を「おのづから道の器用有りて天理をはなれざる故か、又は他流の兵法不足なる所にや。」二者いづれかを決定するために朝鍛夕鍊した後、五十歳に至り、はじめて「おのづから兵法の道にあふ事」がその唯一原因であることを知ることができた。

然らば「おのづから兵法の道にあふ事」の意味はなんであるか。武藏が佛法・儒法の古語を借らず、天道を鏡として表現したおのづからなる兵法の道とはなんであるか。武藏は「夫兵法といふ事武家の法也、將たる者は取分け此方を行き、卒たる者も此道を可_レ知事也。」といひ、結局兵法即武士道と考へてゐた。さうして彼れはこの道の窮極を次のやうに見てゐた。

おほかた武士の思ふ心を計るに、武士はたゞ死ぬると六道を嗜む事と覺ゆるほどの義なり。死する道に於ては、武士ばかりに限らず、出家にても女にても百姓以下に至るまで、義理を知り恥を思ひ死すべきを思ひ切る事は、其差別なき者なり。武士の兵法を行ふ道は、何事に於ても人に勝る所を本とし、或は一身の切合に勝ち、或は數人の戦に勝ち、或は主君のため我身のため、名を揚げ身をも立てんと思ふ、是兵法の徳を以てなり。

「武士はたゞ死ぬると云道を嗜む事と覺ゆるほどの義なり。」それは武士道の眞骨頂であると同時に兵法の極意である。兵法の極意は常に身を死地に投じて生きるものでなければならぬ。武藏はこの境地におのづからなる道としての兵法を認めたであらう。敵味方白刃をもつて相向ふ時、武士の覺悟としては死あるのみであつて、生を思ふ

餘裕はない筈である。『葉隠』における「武士道は死ぬことと見つけたり」武士道は死にぐるひなり」(第三章六)は同時に武士仕合の心境と見られて差支ない。

武藏の二刀一流の説明は實に自然であり、そこには些の技巧がなく、寸分の無理が見出されない。武藏はいふ、昔は太刀・刀、今は刀・脇指、武士がこの兩腰を持つ以上、「此二つの利を知らしめんために二刀一流と云也。」兩腰を最も有効に利用するといふ意味において二刀流と呼ばれたわけである。普通に考へられてゐるやうに常住二刀を兩手に持つために二刀流と稱されたのではない。武藏の本意は寧ろ片手に一刀を持つことを原則としてゐた。兩手に一刀を持つものでもなく、また兩手に二刀を持つものでもなかつた。馬上、駆け走る時、沼地石原、嶮路、人込み、左手に弓槍その他の諸道具を持つ場合、右手に一刀を持つのは常り前である。しかしながら武藏は「一流の道初心の者に於て、太刀・刀兩手に持て道を仕習ふ事實の所也。」先づ片手にて太刀を振習はんために二刀として太刀を片手にふり覺ゆる道也。」といひ、片手に一刀を持つために、片手で自由自在に一刀を扱ひ得るために、稽古の場合兩手に二刀を持つたのである。かくして彼れは「太刀は廣き所にて振り、脇指は狭き所に振事先づ道の本意なり。」と述べ、片手で振ふ二刀の効果を個別的に示してゐる。が、それなら彼れは兩手で二刀を扱はないのかといふと、決してさうではなかつた。何にても勝つ事を得る心一流の道也。太刀一つ持たるよりも二つ持て能き所、大勢を一人して戰ふ時、取籠者杯の時に能き事有り。」と武藏が書きのこしてゐるのがその證據である。實にそれは物にこだはらない、融通のきく、自然の理法にかなつた劍法であつたのである。

武藏の兵法觀は結局心の問題であつた。『五輪書』風の卷結末において武藏は「我一流に於て太刀に奥口なし構に極なし、たゞ心を以て其徳を辨ゆる事、是兵法の肝要也。」といひ、空の卷に次のやうに記してゐる。

一、二刀一流の兵法の道空の卷として書顯す事、空といふ心は物毎のなき所知れざる事を空と見立つる也。勿論空はなき也、有る所を知りてなき所を知る、是則空也。世の中に於て悪しく見れば、物を辨へざる所を空と見る所實の空にはあらず、皆まよふ心なり。此兵法の道に於ても、武士として道を行ふに、士の法を知らざる所空にはあらずして、いろ／＼まよひ有りてせんかたなき所を空といふなれども、是實の空にはあらざるなり。武士は兵法の道をたしかに覺え、其外武藝を能く勤め、武士の行ふ道少しもくかららず、心のまよふ處なく、朝々時々怠らず心意二つの心を見がき、觀見二つの眼をとぎ、少しもくもりなくまよひの雲の晴れたる所こそ實の空を知るべきなり。實の道を不知間は、佛法によらず世法によらず、おのれ／＼は慥か成る道と思ひ能き事と思へども、心の直道よりして世の大がねに合て見れば、その身／＼の心ひいき、其目々々のひすみ依て、實の道には背くものなり、其心を知て直成る處を本として實の心を道とし、兵法を廣くおこなひ、正しくあきらかに大き成る所を思ひ取て、空を道として道を理と見るべきなり。

武藏の謂ふ空は地水火風空の五輪中の最後の段階であり、迷ひの雲の晴れた心の状態を意味するのである。兵法の道において、よく士の法を辨へ、心意二つの心を磨き、觀見二つの眼をとぎ、迷ひを一掃した状態が實の空なのである。

武藏は地水火風空五卷によつて一分の兵法を修業する過程を説き、この段階から最後に到達すべき大きな兵法(大分の兵法)を解明すること次のやうである。

大きな兵法にしては、善人を持つ事に勝ち、人數をつかふ事に勝ち、身を正しく行ふ道に勝ち、國を治る事に勝ち、民を養ふ事に勝ち、世の例法を行ふに勝ち、何れの道に於ても人に負けざる所を知て、身を助け名を上ぐる所、是兵法の利道也。

武藏にとつては兵法は結局勝敗の理を窮める道であり、彼れは前掲引用文に見るやうな六勝の道を説き、兵法を一切に勝つの道であるとした。しかしながら武藏が勝つことを目的としたといふのは、勝たんがための慾念に燃えてゐたといふのではなく、前述した「おのづから兵法の道にかなふ事」「死ぬると云道を嗜む事」の結果であるのは勿論である。

五 山岡鐵舟の武術精神

山岡鐵舟はその武士道精神と武術精神とにおいて恐らく史上屈指の人物であらう。さうして鐵舟をそこに至らしめたものは、その五十三年の生涯を通しての不斷の修養と禪理の研究とに因するのであるが、最も根本的な理由は彼れの人格と至誠の力とであつた。鐵舟の至誠は同時代においては六歳の年長者たる吉田松陰に比較さるべきものであり、この至誠の鏡を通して彼れは松陰と同じ程度に皇國日本の眞姿を見窮めてゐた。鐵舟の『宇宙と

人間』(安政五年五月五日鐵舟二十三歳の執筆)のなかに

凡皇國に生を亨けたるものは、須らく皇國の皇國たる所以を知らざるべからず。余謹で皇史を案するに、蓋し本邦の天子は萬系一統にして、臣庶は各自世々祿位を襲ひ、君主庶民を撫育して以て祖業を繼ぎ、忠孝を以て君父に事へ、君民一體忠孝一揆なるは、獨り我が皇國あるのみにはあらざるか。

とあるが、これは松陰の『士規七則』第二條と全く符節を合せたやうなもので、彼れの國體觀が夙に皇室中心に打ち建てられてゐた證據である。

鐵舟の隨筆『心膽鍊磨之事』(安政五年)『修心要領』(同年)『用心辨』(安政六年)『生死何れが重きか』(同年)『武士道』(萬延元年、二十五歳)『父母の教訓と劍と禪とに志せし事』(元治元年、二十九歳)『劍法と禪理』(明治十三年、四十五歳)『劍法邪正辨』(明治十五年)は、いづれも鐵舟の武士道精神と武術精神とが至誠のほとばしりであることを立證するものであるが、今私は特に『父母の教訓と劍と禪とに志せし事』『劍法と禪理』を選んで、鐵舟の武術精神を検討することにしよう。鐵舟の武術精神の根本は忠孝であり、忠孝に關して八九歳の時母から受けた印象と十三歳の時父(小野朝右衛門)から與へられた訓誨とは、鐵舟の一生涯を支配した指導精神であつた。父はさらに「人苟も斯道(忠孝)を極めんと欲せば、形に武藝を講じ、心に禪理を修鍊すること第一の肝要なり。」とわが子に教へたが、それが鐵舟修業の指針となつたのである。忠孝の道を窮めるのが目的であつて、武藝講習と禪理修鍊とはそこに至るための手段であつた。

鐵舟幼にして劍を學んだが、禪に始めて參じたのは二十歳の頃である。その頃鐵舟は芝村長徳寺の禪僧願翁から「本來無一物」といふ五字の教を受けた。若し一度本來無一物の義釋然たるに至らば、敵白刃を揮ふて此方に迫るも、靜然として動ずるの色なく、恰も坦途曠路を行くが如くなるべし。願翁のこの教はまさに青天の霹靂であつた。かくして鐵舟修行の十年間は繼續するのであるが、「愈修むれば愈迷ふ」の状態にあり、さらに伊豆三島驛西郊龍澤寺の住僧星定に禪理を尋ねたけれども、「我が誠の厚からざるが爲めに、猶ほ未だ豁然たらざるものあり。然れども未だ嘗て倦色なく、十年一日の如し、さればにや之を十年の昔に比せば又其上達幾倍なるを知らず。」に見るやうな鐵舟独自の謙讓の不滿が漏らされてゐるなにも、一面においては十年間における長足の進歩も肯定されてゐるのである。

最後に『劍法と禪理』を通して鐵舟のその後における修業過程を見る。鐵舟は年九歳にして劍法を久須美閑齋に學んだ後、井上清虎・千葉周作、その他齋藤・桃井等多くの劍客に就いて學ぶこと二十年、しかも安心の境地に達することが出来なかつた。然るに偶々一刀流の達人淺利又七郎（義明）と技を角して遠く及ばざることを知り、日夜修業怠ることがなかつたが、到底淺利に勝つべき工夫はなかつた。そこで鐵舟の悲愴な告白がある、「夜は獨り坐して其呼吸を精考す、眼を閉ちて專念呼吸を凝し、想ひ淺利に對するの念に至れば、彼れ忽ち余が劍の前に現はれ、恰も山に對するが如し、眞に當るべからざるものとす。鐵舟は京都天龍寺の管長滴水から「無」の一字の教誡を受け、爾來十年に近い精考を重ねたけれども、猶ほ釋然たらざるものがあつたので、再び滴水を訪

ひ、「兩刃交鋒不須避」の訓諭を與へられ、沈思また三年に及んだ。その時鐵舟は一豪商から商機の要訣「若し蹈込んで大商をなさんと思へば、總て勝敗利損にびく／＼しては商法はならぬものなりと思へり。」を聞き、三年前の滴水の訓誡とこれを合せ、更らにこれを劍法に交へ、始めてほんたうの悟りの境地に入ることができた。時に明治十三年三月二十五日、鐵舟の年齢四十五歳であつた。その日から沈思精考五日間、三月二十九日の夜鐵舟は遂に天地物なきの心境に到達することができた。さうして鐵舟は翌三十日拂曉における心境を次のやうに叙述してゐる、「此時余猶坐上にありて、淺利に對し劍を振りて試合をなすの形をなせり、然るに従前と異なり、劍前更に淺利の幻身を見ず、是に於て窃に喜ぶ、我れ無敵の極處を得たりと。」同日鐵舟は淺利と技を角し、十五六年來の宿敵をして遂に兜を脱がしめ、この尊敬すべき宿敵から伊藤一刀齋の無相劍の極致を傳へられた。

鐵舟は一刀流に十全の満足を感じることができなかつた結果、無刀流の一派を開拓した。蓋し鐵舟の劍法たるや、その技は末であり、その本來の目的は、天道の發源を窮め、見性悟道を得るにあつたのである。いな禪理を極めることそれ自身は、鐵舟最後の目的でなく、忠孝の道に到達するのが彼れの眞實の目的であり、そこに眞の日本人山岡鐵太郎の姿が見出されるのである。鐵舟こそ武術精神の本領が武士道であり、それがさらに大きな意味における武道即ち神武道に歸着される事實をその體驗によつて立證した人である。

發展篇

- 第八章 日本武學の發展
- 第九章 山鹿素行の武學觀
- 第十章 山鹿流武學の發展
- 第十一章 長沼澹齋の武學觀と同流の發展
- 第十二章 林子平の武學觀
- 第十三章 佐藤信淵の武學觀
- 第十四章 岡熊臣の武學觀
- 第十五章 渡邊華山の國防觀
- 第十六章 鈴木春山の武學觀
- 第十七章 佐久間象山の武學觀
- 第十八章 吉田松陰の武學觀
- 第十九章 大島貞薰の武學觀
- 第二十章 西周の國防觀

第八章 日本武學の發展

——特に日本流武學の發展——

序 説

- 一 上代における日本武學素材
- 二 支那兵學の移入とその結果
- 三 大江家所傳『戰鬪經』
- 四 日本流武學の發展

〔甲〕支那兵學を從屬とした日本流武學

(イ) 北條氏長の日本流意識

(ロ) 山鹿素行の日本流意識

(ハ) 松宮觀山の日本流意識

(ニ) 合傳流武學における日本流意識

(ホ) 神武流武學に於ける日本流意識

〔乙〕西洋兵學を從屬とした日本流武學

(イ) 佐藤信淵の日本流意識

(ロ) 會津正志齋の日本流意識

(ハ) 佐久間象山の日本流意識

(ニ) 吉田松陰の日本流意識

(ホ) 鳥山確齋の日本流意識

(ヘ) 大島貞黨の日本流意識

第八章 日本武學の發展

——特に日本流武學の發展——

序 説

日本は武國である。諾冉二神の瓊矛擊國を永遠の象徴とする神武國である。さうしてこの事實の顯現をわれらは『日本書紀』神代卷における 天照大神の「丈夫の武き備」素戔鳴尊の八岐大蛇討伐、武甕槌神の出雲制壓等に見ることが出来る。しかしながら、神武日本の眞姿、皇國武の全的要素を展開したものは『神武紀』である。『神武紀』は皇國武即ち神武即ち神智・神仁・神勇の三武徳を完全に表現した本邦有数の武書である。私はこの書を日本武書の經典として信奉する。(第六章一)

神智・神仁・神勇は鏡玉劍三種の神器によつて象徴された武徳であつて、その體得者であらせられた 天照大神から 瓊々杵尊にこれをお傳へ遊ばされ、その後 神武天皇はこれを繼承遊ばされた。さうしてこの大武徳こそ天皇の八紘一字の大理想、皇道宣布の大目的を達成遊ばされるための要素であつたのである。またこの大武徳によつて、治國撫民の天皇政治若しくは本邦固有の武徳政治の基礎が定められたのである。

天皇の大武徳は天祖・皇祖に對する大孝を意味する。鳥見の靈峙における 神武天皇の 天照大神に對し奉つ

ての大孝の表現がそれである。神武天皇が大孝を宣べられたといふのは、天照大神の天壤無窮の御神勅を奉戴して、御東征を完了し、天業を恢弘し、皇道宣布の偉業を建てられた事實をいふのである。さうして天皇の天祖・皇祖に對する大孝の臣民への反映は大忠となる。即ち「大丈夫にして被傷於虜手報いずして死なむや」と仰せられた五瀬命や「汝忠くして且つ勇めり」と神武天皇からお褒めの御言葉を賜はつた道臣命の盡忠がそれである。われらはこの君臣の大孝・大忠を神武道の精髓と考へる。従つてわれらは、皇道宣布のために四道將軍を派遣遊ばされた 崇神天皇の御聖旨とこの大業の翼賛に邁進した將軍等の業蹟、崇神・垂仁兩天皇の皇道世界政策とこの大業を翼賛し奉つた臣民の盡忠、景行天皇の熊襲征伐と日本武尊の熊襲・蝦夷征伐、仲哀天皇の蝦夷征伐、神功皇后の新羅征伐、歷代天皇の蝦夷征伐、さうしてこれらの大業に粉骨碎身した臣民の報公を、すべて神武道のあらはれと考へるものである。

神武道は皇道擁護の上にもあらはれた。皇室の干城をもつて任じた大伴・物部二氏、物部守屋滅亡の際に大君の御楯として自殺した捕鳥部萬の態度にわれらはこの事實を見ることが出来る。さうして楠公の盡忠はその模範的なものである。かうした大忠は通常皇室中心武士道(大義武士道)の名をもつて稱される。

以上は日本武學の第一要素であるが、神武天皇以來確立した天皇中心兵制並びに神策を中心とした兵法もその立派な要素である。

一 上代における日本武學素材

眞の意味における日本武學が現在果して存在してゐるかどうかは疑問である。或はそれは今後において建設すべき學であるのかも知れない。しかしながら、完全なる意味における日本武學を構成すべき素材は充實してゐる。然るにこの素材は既に先人によつて部分的に若しくは断片的に注目されてゐたのは事實だが、遺憾ながらそれはまだ全面的に把握されてゐない。

今その一例を上代史上の 神武天皇の御場合を取る。この場合若干問題になつたのは 神武天皇の兵法であるが、それは單に「神策」(第六章三・第二十三章)のみに限られてゐた。しかも神策に對する解釋に遺漏があるばかりでなく、その日本武尊・神功皇后及び後世に對する影響に關しては殆んど看過されてゐる有様である。神武天皇の「神仁大和の戦法」と「陸海平等戦略」と「攻撃戦法」とに至つては、全然閑却されてゐたのである。そこで私はさきに 神武天皇の兵法を以上の四方面から力説して、本邦兵法祖としての天皇の御一面を闡明し、兵法を通しての武學素材を指摘した積りである。(第六章二・五)

しかしながら兵法は武學素材の一要素であるに過ぎないので、われらはさらに武徳・武備・武人道・兵制等の諸要素を考へなければならぬ。神武天皇の御東征は 天照大神以來の前掲武道諸要素の實際顯現であり、五瀬命が「大丈夫にして被傷於虜手報いずして死なむや」(『神武紀』)と中されたお言葉と 神武天皇が道臣命を譽めて

「汝忠くして且つ勇めり」(『神武紀』)と曰はれた勅とを通して、われらはそこに大義武士道の淵源としての武人道を認知することができる。(第三章二)また御東征に参加した皇軍(皇師)が、神武天皇親率下の軍隊であつたことを私は指摘した。(第五章二)

以上諸要素の渾一こそ即ち、神武天皇御東征成功の原因であつたのである。日本武尊の東夷征伐、神功皇后の新羅征伐、その他今次事變に至るまでの外戦成功の根源は、すべて、神武天皇東征の御場合に共通する。従つてわれらは日本武學構成要素としての前記素材に對して十全なる理解をもたなければならぬ。

二 支那兵學の移入とその結果

然らば支那兵學の移入の意味はどうか。それは兵制・兵法兩方面の移入を意味するが、神武道とは無關係である。支那兵制の移入は唐の府兵制のわが大寶軍團制への影響を通して考へられてゐるが、その効果が實際以上に誇張されてゐるのは残念である。唐の兵制がわが軍團組織の成立並びに步騎兩兵種の整備に對して貢獻したのは事實であるとしても、それはわが兵制の本質的改革を意味したものではない。大寶兵制の本義は天皇親率下における臣民皆兵制の整備といふ點に存してゐた(第五章二)のであつて、支那兵制による組織編成の改革は枝葉末節に屬する。惜しいかな、わが軍團制は早く衰頽してその影を没してしまつたけれども、本質的には明治兵制と比較さるべきものである。

支那兵法の移入は、天智天皇の十年「大山下を以て達率谷那晋首(兵法に)木素貴子(兵法に)憶禮福留(兵法に)答休(兵法に)春初(兵法に)……に授け云々。」(『日本書紀』)の記事によつて知られるが、支那兵法に通曉する百濟の兵法家から、本邦人はなんらかの影響をうけたであらうことが想像される。しかしながら、それが一層具體化して來たのは、奈良時代吉備眞備の場合である。『續日本紀』に「天平寶字四年十一月丙申、授刀舍人春日部三關中衛舍人土師宿禰關成等六人を太宰府に遣はし、大貳吉備眞備に就きて諸葛亮八陣孫子九地及結營向背を習はしむ。」とある記事によつて、當時眞備が既に孔明の陣法や孫子の兵法(大寶令學命のなかに「孫子」の名が見出され、これは算經として使用されたものだ)に練達してゐた事實が推定されるのである。

その後、醍醐天皇の御代に大江維時入唐して龍首將軍から『六韜』『三略』『軍勝圖』(諸葛亮の八陣)を授けられ、朱雀天皇の御代に歸朝したと傳へられる。然るに維時は以上の兵書を秘して傳へず、別に唐から齎らした兵家陰陽の書を和譯して『訓閱集』百二十卷となし、これを世に傳へたといふことである。その理由は不明であるが、香西成資はその著『武田兵衛文稿』のうちに「是れ人の耳目を惑はし、而して兵法の實事を知らしめざらんと欲する所以也。」と説いてゐる。果して正鶴を得てゐるかどうか。その後源義家は、後冷泉天皇に奏して江家の兵法を得て家法にしたいと歎願し、大江匡房は止むなく、白河天皇の御代八幡大神の廟前において諸葛亮の八陣を義家に傳へ、義家の弟新羅三郎義光もその法を受け、相傳して武田家の家法となつたといふ説がある。

以上の傳説を通して見ると、大江家所傳の『六韜』『三略』は門外不出の秘法であつたらしい。然るにその後

堀川鬼一といふものは『三略』を得たが、深くこれを秘して人に傳へず、唯射法・刀術・馬術のみを傳へた。鞍馬僧八人は鬼一から武藝を學び、京八流(鞍馬八流)と稱された。秘法『三略』については幾多の傳説があるやうだが、鬼一が市原次郎といふものの人物を見込んでこれを傳へたといふ説、或は義經が鬼一の女に通じてこれを盗み出したといふやうな途方もない話がある。が、かうした兵法書秘藏の結果が兵家陰陽書としての『訓閱集』の流行を促し、日取・時取・方角・吉凶を判断する軍配思想を助成したであらうことが想像される。藤原佐世の『日本國見在書目録』における『瑞祥兵法』『雲氣兵法』『遁甲兵法』等の諸書は、さうした方面の参考書になつたであらうと考へられる。

次にわれらは支那兵學移入の結果について考察して見たい。この問題は儒佛兩教の傳來の影響と同程度に評價さるべき重要問題であるのだが、從來これについては殆んど注意を拂はれてゐない。事實またその研究が容易でない。私は二十餘年前に惠美押勝叛亂鎮定の場合吉備眞備が移入『孫子』を如何に應用したであらうかを研究したことがある。さうして私は眞備の兵法に邦人の果敢な攻撃精神を利用した形跡を認めると同時に、どことなしに孫子の拙速の理法が應用されてゐたらしい形跡を發見したのである。

孫子兵法の利用についての實證は、桓武天皇が延暦八年征東大使紀古佐美の蝦夷征伐遲滯(衣川における三十一餘日の遲滯)を詰責遊ばされた勅書のうちに

未審、何の事故に縁てか、此の留連を致して、居て進まざる、未だ其の理を見ず。夫れ兵は獨速を貴ぶ(原作には)

「獨」とあるのに、『國史大系』、未だ巧遲を聞かず。又六七月は計るに應に極熱すべし、如し今入らずんば恐くは其の「獨」とあるのに、『國史大系』、未だ巧遲を聞かず。又六七月は計るに應に極熱すべし、如し今入らずんば恐くは其の

時を失はん、其の時を失はゞ悔ゆとも何の及ぶ所あらん。『續日本紀』(原漢文)

と見出される通りである。なんとなれば、それは『孫子』作戰篇における「兵は拙速を聞く、未だ巧の久しきを觀ざるなり」の應用であるからである。

大江匡房と源義家との間における兵法相傳の傳説は餘りにも有名である。われらはこの傳説を再考察するため『古今著聞集』における次の記事を擧げよう。

同朝臣(源義家)十二年の合戰(或は前九年といふ)の後宇治殿へ参りて戰の間の物語申しけるを、匡房卿よく聞て、器量(頼通)はかしこき武者なれども、猶軍の道をばしらぬとひとりごとにいはれるを、義家の郎等きよて、けやけき事をの給ふ人かなとおもひたりけり。さる程に江帥出られけるに、郎等かゝる事をこそ給ひつれと語りければ、さだめて様あらんといひて、車にのられける所へすゝみよりて會尺せられけり。やがて弟子に成てそれよりつねにまうで、學問せられけり。その後永保の合戰の時金澤の城をせめけるに、一行の鷹飛びさがりて刈田の面におりんとしけるが、俄におどろきてつらみだりて飛び歸りけるを、將軍あやしみてくつばみをおさへて、先年江帥の教へ給へる事あり。夫軍野に伏す時は飛鷹つらをやぶる。此野にかならず敵ふしたるべしとて、からめ手をまはすべきよし下知せらるれば、手をわかちて三方をまく時、あのごとく三百餘騎をかくしをきたりけり。兩陣みだれあひて戰ふ事かぎりなし。されどもかねてさとりぬる事なれば、將軍

の軍勝に乗て武衡等が軍やぶれにけり。江帥の一言なからましかばあぶなからましとぞいはれける。

文中の重點は「軍野に伏す時は飛鷹つらをやぶる」であるが、その原語は『六韜』にも『三略』にも見出されることなく、『孫子』行軍篇の「鳥の起つは伏なり」の換骨奪胎にほかならない。若し以上の記事を事實とするなら、大江家は『六韜』『三略』以外に『孫子』をも傳へてゐた(次節にこれを立證する積りである)のを匡房が義家に授けたといふ風に解釋されるであらう。かくして、われらは同様の考方を義經の兵法に該當せしめることができる。われらは義經と最も通俗的な『三略』との關係に囚はれるよりも、源平戦における義經の疾風迅雷、常に敵の意表に出た奇兵戦法を『孫子』の奇正虚實の妙用と解するのを妥當と考へるものである。源軍勝利の原因は實に範頼の正兵と義經の奇兵との調和にあつたのである。またわれらは新羅三郎義光の後裔である武田信玄の旗印が「其疾如風。其徐如林。侵略如火。不動如火。」といふ孫子の名句を取つてある事實によつて武田家に『孫子』が傳はつてゐたことを推定するものである。

再び義經の兵法に歸る。われらは義經の奇兵戦法に對する孫子兵法の影響を肯定した。しかしながら奇正虚實の兵法は『孫子』の移入後はじめて知られたものでなく、神武天皇御東征の際推根津彦が兄磯城軍攻撃のために天皇に獻した策がそれである。

今者宜しく先づ我が女軍(「別軍」若しくは「奇兵」の意、男軍(本軍)若しくは「正兵」の意に對照される)を遣すべし。忍坂の道より出せば、虜見て必ず銳を盡して赴かむ。吾れ則ち勁卒を駈馳せて、直に墨坂を指して、菟田川の水を取り、以て其の炭火に灌ぎ、あか儼

忽之間、其の不意に出でなば、則ち破れむこと必し。(「神武紀」(原漢文))

天皇は推根津彦の奇兵戦法を御嘉賞遊ばされ、女軍を忍坂に出して兄磯城軍を誘致した後、男軍をして墨坂を越えて前進せしめ、女軍と共に挾撃して敵を撃破することができた。即ち儒教の日本道德に對する影響が術語の紹介であり、或は内容の強化であつたと同様に、支那兵法の影響が考へられる場合がある。しかしながら義經は結局孫子の兵法を超越した。彼れは防禦に偏した孫子の兵法を一蹴して、神武天皇以來の攻撃戦法を鎌倉武士の武勇によつて一層強化し、檀の浦まで一瞬たりとも攻撃の手を弛めなかつた。梶原景時の逆櫓策を排し、暴風を冒して屋島行を實施したのは、義經の意中に全然防禦がなく攻撃のみがあつた證據であつて、日本兵法の術的方面の極致が遺憾なく吐露されてゐる。のみならず源軍の陸海平等戦略にしても、神武天皇の御兵法の實現であり、われらはそこに日本兵法の傳統性を見ることができぬ。

元寇戦役における日本軍は陸海平等戦略に缺けてはゐたが、神策の効果と攻撃精神の威力とによつてどうやら元軍を撃退することができた。しかしながら、その後において特筆さるべきものは懐良親王の對明兵法觀である。親王は無禮な書状を送つて來た明主大祖にむかつて、來らば來れ、われは「孫吳韜略の兵法」をもつて貴國軍と對戦しようと思ふと告げ(弘和元年、後醍醐天皇の御代)、明主をして遂に戰を斷念せしめた。親王が孫吳韜略の兵法をもつて對戦しようといはれたのは、明に對しては一種の皮肉とも聞えたであらうが、われら日本人としてはその含蓄を味はなければならぬ。親王は神策をお考へ遊ばされたに相違ない。また第二の元寇を豫想されたであらう。必勝

の信念をお待ち遊ばされた親王は、非常に樂なお氣持で、日本精神による孫吳韜略の運用をもつて對戦しようとする明主に告げられたのである。

以上の諸事實から支那兵學移入の結果は容易に推定される。即ち支那兵學は兵制・兵法兩方面において日本武學素材に若干の血肉を増強したことは事實だが、決してそれは能動的な地位に立つてゐたのではなく、日本の包容性と同化性とのなかに鑄融されたものである。しかしながら支那兵學の移入時代と雖も、實は日本兵法の發展期であり、日本武學要素の増強期であつた。

三 大江家所傳『鬪戰經』

大江家の貢獻は前述したやうに『六韜』『三略』或は『孫子』の傳教と『訓閱集』の和譯とであつた。このうち特に前者は義家や義經やその他の武將の實戰兵法に役立ちを與へたものとしては傳説的に喧傳されてゐる。かやうに大江家は支那兵學の傳承者として最も有名なのであるが、單にそれだけのことであつて、獨特の日本武學をつくるに至らなかつたものかどうか、これは解決さるべからざる謎であつたのであるが、大江家所傳と稱される『鬪戰經』(海軍兵學校所藏野澤文庫本中にある)といふ珍書が『鬪戰經集解』(昭和十年發行「海軍兵學」校教育會書籍部「鬪戰經集解」)の名において海軍教授岩崎眞澄氏によつて紹介され、その後同書に關する研究は石岡久夫氏の『兵學上より見たる近世武士教育』(昭和十三年國學院大學道義學會發行「道義論叢」所收)のうちに發表されてから、前記の宿題を解決しようとする衝動が武學研究者の間に起つて來た。

『鬪戰經』檢討のためにはまづ橋真人正豐(慶長・元和の頃文章博士又は外記として後關成天皇の朝に奉仕した)の跋文を熟視する必要がある。

應仁逆亂天下之古書盡爲烏有。江家之鬪戰經一部幸哉脫其網矣。昔狼奏火圮上一編僅存。同時可語。江帥聖靈將護此書乎。江帥之遠裔大江元綱授之出羽守武元白。兵家極祕品々在此書。熟讀永久而自然可脫關矣。武元亦曰。此書不可傳矣。非聖非智可爲奈何矣。夫以古今之兵書專在奇正權譎。此書不在奇。不在正。不在權。不在譎。與天地同於理。與陰陽合於化。說來却在天地陰陽初信其作聖而神者也。於我國崆峒天機書靈握奇文也。江家兵學之正統真人正豐敬書。右跋文冒頭の「應仁逆亂天下之古書盡爲烏有。江家之鬪戰經一部。幸哉脫其網矣。」を眞正直に解釋すれば、『鬪戰經』は少なくとも應仁亂以前に存在してゐたものであつたが、應仁亂の際その一部は火災を免れたといふことになる。この大まかな考をまづ念頭に置いた後、われらは同書の序に歸り、同序冒頭の「鬪戰全經者。本朝兵家之蘊奧。我家之古書也。」と末尾の「大江某頓首記」を檢討しなければならぬ。「全經」といふ語に徴して大江某が序文を書いた頃には、『鬪戰經』は全部存在してゐたと想像され、また勿論大江某は應仁亂以前の人であつたと推定される。次に序文の中程にある「干戈爰歲月舊。蠹鼠交々嚙失其傳。不知何人作述。或曰。太祖宰相維時卿作。或曰。太宰帥匡房卿書也。今不可考矣。」は甚だ正直な告白であつて、維時や匡房の作述としないところに却つて大江某の告白の眞實性が窺はれる。

繰り返していふ、『鬪戰經』の作者と年代とは不明である。また大江某が序文を書いた年代にしても同様であ

る。われらは唯漠然とそれらの年代を「應仁亂以前」と答へて置くほかに致方はない。しかしながら、「應仁亂以前」といふことは、武學史研究者の常識に對しては年代が古すぎる感じがなく、今のところ積極的にこれを破る説は恐らくあるまいと思はれる。私は寧ろ應仁亂以前大江家による『鬪戰經』作述可能性を主張したいぐらゐの考をもつてゐるのである。しかしながら別に一つの考方が浮んで来る。それは『鬪戰經』を應仁の亂以前から眞人正豊に至るまでの間において逐次に増補されたものとする想像である。さうして、この考方が或は妥當ではなからうかとも見られる。

再び眞人正豊の跋文に歸る。跋文を讀むと、匡房の後裔大江元綱(毛利元)が『鬪戰經』を秦出羽守武元に授けた時、武元は「古今之兵書。專在奇正權論。此書不在奇。不在正。不在權。不在論。」と言つて同書の特徴を指摘してゐる。さうして、同書の跋文を書いた眞人正豊は、秦武元から同書を授けられ、江家武學の正統と稱した。『鬪戰經』(海軍兵學校所藏本 分類番號二一〇〇)奥書によれば、同書は正豊から大江元氏(吉川元)に、さうして元氏から伊豫松山藩の木村勝政(正徳・享保頃の人、藩主松平定綱の兵學師範)に傳へたのであるが、その後同藩の向井義介・同義保・野澤弘道・村井知言・同知衛・野澤勝隼・同勝雅・西垣維安に相傳されたのである。

次に『鬪戰經』が野州黒羽藩に傳はつてゐたのは注意すべきことであり、『大關括囊齋尊解鬪戰經』(内『鬪戰全經序診解』)が同藩主大關増業によつて撰せられたことが、同書内題の下にある「源家古法軍學二十五世大關括囊齋丹治増業撰」によつて闡明されたのは、増業その人が『六史兵髓』の編者であるだけに、われらに對して一

層の興味を與へるものである。

松山藩には『鬪戰經』のほか、『家傳兵法』(大江元綱)『口授兵法』(同上)『兵談』(同上)『口授兵法』(末篇)『問答』(同上、末篇問答)『發動集』(大江元氏)等が傳へられたが、私は『鬪戰經』が源家古法の指導書であつたばかりでなく、日本武學書の先驅であつたといふ意味において、『鬪戰經』一部のみを問題としてこの論を進めようと思ふ。

『鬪戰經』内容においてまづ問題になるのは第八章の

漢文有詭譎倭教說眞銳詭哉。銳哉。銳哉。以狐捕狗乎。以狗捕狐乎。

である。著者は「漢文」における詭譎を斥け、斷然日本の「眞銳」即ち眞武(神武)を主張し、日本武學樹立の意氣を明示してゐるのであつて、後學のわれらを最も多く啓發する場面を呈したが、同書註解「漢文」を「漢土ノ兵書」とした誤解に満足しない私は、まづ「漢文」の眞意を解釋することに全力を費やした。これがために私は改めて『七書』全部を讀み直して見た。さうして、それから更らに『鬪戰經』を熟讀した結果、私は本書の著者の腦裡を印象づけてゐたものが『孫子』『吳子』『司馬法』『三略』の四書であり、「漢文」は『孫子』一本を指してゐたのであることを知つた。多分著者は自覺した日本流の立場から『七書』中の白眉として支那兵學の王座を占めてゐた『孫子』を徹底的に論駁する考をもつてゐたのであらう。

『鬪戰經』第十三章の「孫子十三篇。不_レ免_二懼字_一也。」は、『孫子』十三篇中の五事七計、奇正虛實、用間等、

いづれも敵を懼れる結果の謀策に傾いてゐたことを詰り、わが國獨特の攻撃精神に充溢する著者の面目を明示してゐる。かくして、われらは同書第十七章における「軍者有進止。而無奇正矣。」を検討すべき機會に到達した。「鬪戰經註解」は例によつて「和軍ハ進止ヲ説キ、漢書ハ奇正ノ理ヲ説ク」といふやうな漠然たる解釋を下してゐるので、私はこれに對して徹底的な批評を試みようと思ふ。「鬪戰經」著者の奇正は明かに『孫子』の奇正を意味したのであつて、註解者が「漢書の奇正」としたのは著者の眞意を遠ざかるものである。それがために註解者は「進止」の出典に無關心であつた結果によはる第二の過失に陥つてゐる。即ち註解者は「進止」の語を著者の獨創と誤解したらしく、『吳子』及び『司馬法』における「進止」に全然氣づかなかつたからである。

われらは『吳子』治兵第三における「凡行軍之道。無犯進止之節。」「武侯問曰。三軍進止豈有道乎。」と『司馬法』嚴位第四における「戰謹進止。」同書用衆第五における「用衆進取。用寡進退。」と『鬪戰經』著者の思想的交聯を考へなければならぬ。

〔註〕こゝで問題になるのは、『吳子』と『司馬法』との移入年代である（『孫子』、『六韜』、『三略』の移入年代については既に述べた）。『司馬法』の名は藤原佐世の著はした『日本國見在書目錄』に見出されるから、その移入年代は佐世の歴仕した 清和・陽成・光孝・宇多四天皇時代（貞觀年間—昌泰年間）か若しくはそれ以前といふことになる。不思議なのは『六韜』の名がこの目錄に見出されることである。『六韜』、『三略』二書が 朱雀天皇の承平四年大江維時によつて移入されたといふ説があるけれども、この年代は佐世の目錄が出来た頃から少なくとも二三十年後に當るので、『六韜』は最早や珍書ではなかつた筈であり、目錄にその名を見出されない『三略』が却つて識者の注意を惹いたであらう。『吳子』も目錄に載せられてなく、維時によつて將來

されたといふ話もないから、それ以後の移入に屬するものであらう。

『吳子』の移入年代は『鬪戰經』述作年代を推定する鍵となるので、これについて日本武學史研究者は絶大なる關心をもたねばならぬ。前説によつて維時が著者でないことは立證されたので、範圍はさらに縮小されるわけであるが、匡房にしても『吳子』との關係を想像さるべき根據は全然ないのであるから、彼れも維時同様『鬪戰經』の著者ではないと見られるのが妥當であり、自然同書の述作年代は匡房の歿年たる天永二年（鳥羽天皇の御代）から應仁亂に至る二百五十年間といふことになるのである。

『鬪戰經』の著者が『吳子』に對して相當の敬意を表してゐたであらうことは、同經の第二十三章における「吳起書六篇。庶幾説於常。」によつて十分裏書され、さらに同書第三十二章における「戰國主者捨疑在益權矣」はその傍證となつてゐる。なんとすれば、『吳子』の「三軍之災生於狐疑」が本文の基礎をなしてゐるからである。序でにいつて置くが、『三略』にも「三軍之禍不_レ過_レ狐疑」とあるから、同書の著者がその影響をも受けたであらうと考へられる。

われらは以上の考證によつて『鬪戰經』の著者が敢然として『孫子』の「奇正」を棄て、『吳子』の「進止」を取つた事實を確認することができた。しかしながら、それは決して『吳子』に模倣したのではなく、著者の日本流意識徹底が當時における唯一の教程になりかけてゐた『孫子』に鐵槌を加へ、詭道を超越した日本武學構成のために偶々一脈相通じた『吳子』の或る方面を取り入れたまでのことである。そこで、われらは結局『鬪戰經』註解の附録に見出される左記金文字、

右鬪戰經一部ハ日本無双之書也……七書ノ内兵術ノ骨髓ハ孫子也。漢朝千歳ノ手本トナルハ孫子也。而ルニ此鬪戰經ハ孫子ト表裏ス。孫子者詭道ヲ説ク。鬪戰經ニハ眞銳ヲ説、是日本ノ國風ナリ、是和軍ノ道筋格別ニ立ヲ可レ知ナリ。

に異常の共鳴を感じ、『孫子』を『七書』中の兵術の骨髓、支那兵學の典型と承認しながら、國體の相違に鑑み、斷然これを棄て、日本武學を樹立した『鬪戰經』の著者に對して絶大なる敬意を表するものである。

四 日本流武學の發展

日本流武學とは、神ながらの武徳即ち神武を本體とし、所謂一流一派の形式に囚はれることなく、また假令外國兵學の術または節制を取ることがあつたとしても、これを單なる從屬とし、徹頭徹尾日本意識を生命とするところの武學をいふのである。神武は日本流武學における不變不動の體である。たゞ用において支那・西洋の兵法・兵制の若干要素が取り入れられたまでのことである。しかしながら、この用における融通性こそ、日本武學の完璧と永遠の發展とを保證するものでなければならぬ。

【甲】支那兵學を從屬とした日本流武學

(イ) 北條氏長の日本流意識

源家古法の日本流意識についてわれらは既にこれを述べた。しかしながら、それは越後流宇佐美派の『武經要略』(第二十一章三)と北條氏長の武學(有馬成市氏述『北條氏長とその兵學』参照)とにおいて更らに前進した。が、われらは前者を省略して後者を問題とする。氏長がその名著『士鑑用法』(正保三年)に「兵法ハ國家護持ノ作法天下ノ大道也」と強張した兵法の意味は、『大星傳口訣』における次の記事によつてこれを理解することができる。

大星トハ天ニ在テハ日輪ナリ、地ニ在テハ天照大神也。日ハ君ニ象リ、月ハ臣ニ象リ、星ハ衆民ニ象ル也。人類ノ至ツテ尊キモノハ君主也。人君日德ヲ其身ニ體シ四海ニ照臨シ玉ヘバ則天下太平也。天照大神ハ我國始祖ノ神ニシテ、直ニ日德ヲ備ヘ玉ヒヌレバ、日ノ神ト稱シ奉リ、後々末代ノ今日ニ至ルマデ萬民天日ノ如ク崇敬シ奉ル事、實ニ至德至語ヲ以テ述ブベカラズ。則此神ヲ我が心中ニ備ヘ奉リ、其光ヲ帶ブル時ハ、他ノ衆星ハ日輪ノ光明ニ照ラサレテ光ヲ失フガ如ク、孤虛旺相破軍星ノ說皆拘ハルベキニアラズ……故ニ其德全備ノ日輪ヲ尊崇シ奉テ我が主宰トシ、其光明ニテ萬事ヲ照ス時ハ、七情節ニアタリ、事ニ觸レテ應變窮リナク、必勝ノ道コ、ニ備ル也。

山本勘介傳來の大星傳は氏長の新解釋によつて大に發達した。氏長は天照大神の日德を奉戴することが兵法必勝の道であることを口訣として傳へたのである。氏長は神武天皇の神策を舉げてはゐないが、多分これを意中に置き、この意識を復活したのであらう。さらに氏長は「此身ハ即日神ノ分身、此心ハ即日神分附ノ心ナリ」

と述べ、この信念こそ勝利を得る所以であることを暗示した後、

乙中甲ニテ日神分附ノ心ヲ備へ、流レノ御末ヲ汲ミ、修行久クシテ其源ニ至リ、本覺ノ眼ヲ開ク傳ナレバ、其人ヲ直ニ日神ニ引合セ奉ル心ニテ、乙中甲ニテ請ニ立テタル誓言ヲホドキ還スナリ、當流日本流ナルコト爰ニ知ルベシ。

と斷言し、師小幡景憲傳授の甲州流を超越して、遂に日本流を宣言した。

また氏長が『士鑑用法』に兵法の極致を「治内」〔武略に
謀略す〕とし、治内の根本を城取とし、方圓神心の理法を曲尺として、兵法國家護持の道理を説いたあたりは、さすがに日本流武學者であつたと見られる。氏長の論陣は次のやうである。

能國家ヲ安全ニ守ラントナラバ、賊ハ外ヨリ不來、先内ヲ能治ルヲ以テハジメトス。内ヲ能治ムルノ本ハ城取也。但城取トイヘバ、堀ヲホリ土居ヲ築キ堅固ヲ用ルバカリヲ城ト云ニハアラズ、天下ハ天下ヲ城トシ、國ハ國ヲ城トシ、一家ノ民ハ家ヲ城トシ、一人ノトキハ其身ヲ城トサスナリ。身ヲ修レバ家齊、家ト、ノホレバ國治リ、國治レバ天下泰平也。

方圓神心の理法によつて、氏長がまづわが一身を城とし、修身から平天下に至る兵道を治内としたのは卓抜な見解である。

が、遺憾ながら氏長からは神武意識は出て來なかつた。この點は彼れの師小幡景憲にしても同様である。多分彼等は『日本書紀』殊にその歴卷である『神武紀』、日本武學者の必讀書である筈のこの武書を讀まなかつたであらう。『大星傳口訣』に 神武天皇の神策に一言も觸れてゐないのがその證據である。しかしながら、氏長は神策と同じ意味合の兵法極秘を大星傳とした。但し『神武紀』を通して見られる神武意識即ち神知・神仁・神勇三要素の意識に關して、多分氏長は無關係ではなかつたであらう。しかしながら、氏長が支那兵學殊に孫子の兵學に私淑し、その武學體系たる治内・治外・應變において孫子の五事・七計・詭道を參酌しながら、しかも大星傳を日本武學の神髓とし、独自の日本流意識を堅持してゐた點は稱揚されなければならぬ。

(ロ) 山鹿素行の日本流意識

『神武紀』は日本武學の經典である。この經典に充溢する武學全要素を發見し、それらを基本とするのでなければ、完全なる日本流意識に到達することができない。北條氏長がその傳承の大星傳を強化し、日本流の一角を窮めながら、その全面を窮め得なかつたのは甚だ遺憾である。さうしてこの缺陷の理由は、氏長が『神武紀』を讀まなかつたためであらう。

然るに山鹿素行は始めて『神武紀』の價值を發見し、その師小幡景憲・北條氏長に對して出藍の天分を發揮した。素行四十八歳の時の名著『中朝事實』(寛文九年)は、その日本的自覺において顯著な書物であるが、同書武德章はその日本流武學意識をもつて特筆さるべきものである。

素行武學における日本の自覺は、屢々繰り返したやうに、『武教全書』(『武教小學』を合、明暦二年著述)から『武教本論』(同年)へ、さらに『中朝事實』(寛文九年)武徳章への前進過程において發展した。なんとすれば、全書における「人の武」の意識は、本論における神武意識の曙光へ進み、さらに武徳章における明瞭なる神武意識へと進んだからである。(第二十一章二)かくして素行は、神武天皇中州平定の御鴻業を天皇の神武に歸し、「中州初平。其策其兵皆出於神。神乃天也。天以授之。人以授之。人以與之。是帝所以爲神武也。」と論ずるに至つた。素行によれば、天皇の御東征における神瑞・神謀・神策は、すべて神武のあらはれであつたのである。

天皇の神武は神仁・大和を包含する武であり、殺伐を意味することなく、常に刃に血ぬることなくして、順はぬ敵を順はしめるのを本旨とした。さうして、これを素行は神武不殺の大兵といひ、神聖の武と稱したのである。素行はかうした神武の兵(神兵)の起原を神代に認め、爾來將帥軍伍悉く靈神であるとした。神兵存置の目的は、君國を守護し、進んで他の不正を正すためであつた。宮禁の衛に備へ、國郡の護を固くし、四邊の藩を密にし、士卒を練り、兵器を利し、將帥を撰び、陣營を制し、戰策を審かにし、或は破邪顯正のために出征する、武備の目的はそこにあつた。しかも素行の意味する武備の眞目的は、事に先だつて備をなし、事なくして防をなし、暴亂を未萌に遏ぎ、治安を長久に護治するためであつた。天瓊矛・草薙劍・節靈はいづれも武徳の象徴であり、戰はずして暴亂を防遏するための神器であつた。垂仁天皇が武器をもつて神祇をお祭り遊ばされたのは、武器を神體となされたことであり、草薙劍を神體とする思想の繼承であり、各地に兵主神を見るに至つた先導であ

る。さうしてこれらはわが國武備の基本が武徳であることを實證するものである。この大事實を『日本書紀』のうちから能く把握した素行は、わが神武國體の最もよき理解者であつたと見られなければならない。

素行は一方において支那兵學を参考としてゐた。『武教全書』序段における素行武學體系の基本としての謀略(武略)・知略(智略)・計策の三綱領が、それら『孫子』始計篇における五事・七計・詭道を参考してゐた事實がこれを立證する。しかしながら『武教小學』における武士道觀、『武家事紀』における大義武士道觀、『中朝事實』における神武觀が素行武學の本義である以上、『孫子』の利用は單なる從屬であつたと見なければならぬ。

(ハ) 松宮觀山の日本流意識

松宮觀山(貞享三年—安永九年)は北條流武學の大成者であると同時に、その日本流意識においては先師氏長よりも一段の進境を示してゐる。即ちその神武觀において独自の見解を發表した(第二十一章七)ばかりでなく、『天智圓徳卷詳解』(寶曆十年以後)の著述によつて日本流意識を深めてゐる。實に同書は觀山の北條流武學大成の記念碑である。

しかしながら觀山は決して支那兵學に關心をもたないのではなかつた。觀山は『武學爲入門說』(安永五年)に「愚竊按。本邦神學家。山崎闇齋以來。以不容外國之教。爲國忠之最。雖非無微意。然以武學一見之時。則自小之。却失利國也。」と述べ、外國要素を一圖に排斥した山崎闇齋等の態度を非とし、武學の立場におい

ては、「知彼」ことが我が國を利する所以であることを主張した。然らば觀山は支那兵學においてなにを採らうとしてゐたのか。觀山の意味した武學内容は甚だ廣大であつて、王兵の學、伯兵の學、陰陽天文の學、形勢・地利の學、奇正虛實・人事の學、その他遠候・斥候・用間、射御・炮隊・干戈・甲冑、城陣・行營等凡百の諸術、いづれもその範疇に屬せざるものなく、支那兵學のそれよりも深遠であつた。『武學答問書』（寶曆九年）における觀山の說「日本の軍學を唐の書に有之兵家者流と同じ様に心得候は大き成誤にて候。異國は儒者と申者平人にて儒學大道にて候故、儒學の無之者官に付立身仕ることは絶て無之候。兵家者流は別に一流の者にて小技者の類に候。日本は武士と申者平人にて武學大道にて候故、軍學と申は此方平人の學問と申事に候。儒者は却て一流の者にて異國の兵家者流の如く小技者の類に候。」によつて知られるやうに、觀山は日本の武士を武學大道に與る者とし、支那の全兵家者流を小技者としてゐるのであるから、支那から取らうとしたものが武學の根本でなく、末技の一方面であつたことは明瞭である。

かくして再び觀山の『天智圓德卷詳解』に歸つて、その日本流意識を窺ふことにしよう。同書は天地人三才を根本とし、天理・地利・人事の三要素をもつて武學體系を構成してゐるのであるが、天理の部は『大星傳口訣奥秘』を、人事の部は『乙中甲傳秘訣』を主體としてゐる。

天理の部において事理二大星を説く條は、氏長の口訣と同様であるが、三種一體秘訣を増補し、玉を溫潤、鏡を明靈、劍を威烈の象徴とし、さらに鏡德を智・明とし、璽德を仁・信とし、劍德を義・勇とし、最後に三德一

體を主張したところに新特色が見出される。次に觀山の氏長からの飛躍は、『日本書紀』殊にその『神代紀』並びに『神武紀』の活用にはあらはれた日本流意識である。觀山が第一に『神代紀』における天照大神丈夫の武備を設け給ふの條を引用して、「近日書を講ずるものや、もすれば武備を末事とし、兵道を詭道なりとしていやしむやから多し。日神の德を以て性のあしきを服する事は武備により給ふ事深く眼を著べし。」と論じたのがそれである。第二に『神武紀』における神武天皇の神策の條を引用して、「是隨影習の起る所也。何事にも天道に逆ふて事成就する事なし。天理に隨ひ天日に隨ひ、事理不二にして必勝の功をなす。我國開闢の始祖これによつて天地と共に無窮の基を始め給ふなれば、後人敬仰て法則とすべきものなり。」と敘したのがそれである。第三に『神武紀』における神武天皇の大詔「上則答乾靈授國之德。下則弘皇孫養正之心。」を引用して、「神武帝養正の久しきをあらはし給ふの御心を以兵を執らせ給ふが故に、無窮の基を開の鴻業を成し給ふものなり。後世神武と稱し給ふ事宜ならずや。」と述べたのがそれである。

人事の部においては觀山が乙中甲傳を説くの條は壓巻となつてゐる。曰く、「乙中甲は人事の大事也。天地の功も人に因て成るなれば、別して大切なるにあらずや。故其法治内を以我身を修るを始とす。此傳即治内の極致、神心を安置するの方、日神分附の血脈相續の心傳なれば至て大切也。」乙中甲とはなにか。乙甲は方圓、中は神心を意味し、方圓の神心に歸するをいふのである。かくして治内の極致は、日神の分附なるわが一心即ち神心の修養にあることが力説されるに至つたのである。觀山は以上の事を内圓外方傳に補強し、「若兵法修身正心誠意治國

平天下の道不備則兵法とするに足らず。孔子曰。一日克己復禮。天下歸仁焉と。己に勝は兵家の本事也。」といつて克己の必要を説き、山鹿素行の所謂一心の兵法や克己の工夫（第九章三）に共通點を示してゐる。たとひ觀山は孔子の克己説を應用したとしても、これを實行するものは、天照大神の分心としてのわが一心であつたのであつて、こゝにも觀山の日本流意識が窺はれる。

（二）合傳流武學における日本流意識

越後流武學宇佐美派における神武意識（第二十一章三）の徹底は、山鹿素行のそれと兩立すべきものであるが、同派の開祖宇佐美良勝（定行）を中興の祖とする合傳流武學は甚だ特色に富む存在である。さうして本流の特色は合傳流の意義を闡明することによつて理解される。まづ同流徳田邕興の著『武學口授』における次の文によつて最初の検討を試みる。

抑も先師（大江忠明）が教授する武學を合傳流と號けしは、本朝一將一家の事跡に偏して流派を立るは將材を養育するの道に非らず。故に古今諸家の軍制の宜しきを選びて、合せ傳ふるが故に斯くは名けたるにて、他の流派と混同するを防ぐが爲め也。先づ教習の初には七書の全文を暗誦するまで白文にて熟讀させ、義の通ぜざる所あれば之を師に問ひ、孫子十三篇を最も肝要とし、道天地將法の五事と智信仁勇嚴の五材との意を能く了會するを大切とす。

邕興の尊稱する先師とは宇佐美良勝から五世の道統に當る大江忠明（延寶六年歿）のことであるが、邕興によればこの忠明こそ合傳流の名稱を始め、またその内容を増強した人物であり、その結果として諸流を超越し和漢の兵學を合傳した独自の武學が成立したといふのである。忠明の後繼者木村貞雄（明曆三年統を繼ぐ）に至つては、

合傳流武學とは大江家の古訓孫子を誦んじ、智信仁勇嚴の五徳を躬に兼備するを教義の大本とし、先師眞田幸村が天正以前に謙信・信玄の時代に用ひたる鎗の手組を改めて、武士に大小鐵砲の術を習はしめ、戦には必ず之を用ひしむるの法也。（徳田邕興著『合傳流武學傳統系譜』）

といひ、孫子と西洋砲術とを併合したものを合傳流の特色であるかのやうに解釋してゐる。これは甚だ皮相な解釋である。然るに邕興の著『合傳流武學傳口授』における次の説は相當の進境を示してゐる。

夫れ孫子十三篇の兵法は吉備公中華より齎し來りて始て本朝に傳授す。因に孫子に本朝の神武を合せて龍圓備と號け、兵法軍制の奧義とす。

が、この説はまだ孫子の十三篇を本位としてゐるやうな嫌ひがないでもない。なんとすれば同流教授式目の最後にある最要傳奧義としての龍圓備陣圖の存在は、同流が本邦神武意識を本體としてゐる事實を立證してゐるからである。また同流傳統の證における神武龍圓備之圖に「夫我朝神武瓊鋒之道。及於吉備公。合傳孫武之兵法。爲三事理俱全。此軍防武備之大本也。」右陣圖者。我朝神武皇統之極。必勝無形之妙。唯一之蘊奧也。」とあるのが最も正鵠を得てゐると考へられるからである。従つてわれらは本邦神武瓊鋒の道を本體とし孫子の兵法を從屬

とする意味において合傳流の特色を考へるのが、同流に最も忠實なる所以であることを確信する。

(ニ) 神武流武學における日本流意識

自ら神武子または神武館主人と號し神武流武學を創建した村井昌弘の日本流意識について述べよう。昌弘の著述中最も多く神武的自覺を發揮したものは『神武迪精標題』(享保十一年)であるが、彼れは同書自敘のうちに神武意識をもたない雜兵家者流を次のやうに痛評してゐる。

方今宇宙泰平。上德溢於四海。講武談兵之士。滿巷接踵。舉世以謂武備之學。於是庶乎備矣。然要其所說。以器用技術之彙爲口授。以時日方位之類爲奧義。厭常而喜變。舍邇而取遠。不高則不樂。不奇則不悅。殆存其虛而失其實。是爲學者之通患也。

武の本義を離れて末節に踟躕した雜兵家者流の通患は遺憾なく摘出されてゐる。また昌弘は「蓋霸者古人尙卑其道。況孫吳哉。況雜兵哉。」(同書自敘)と記し、神武の大道を宣揚して霸道を卑しめ、孫吳を雜兵家同様に取り扱つた後、

間者竊本先王之道。而矯其邪。從自然之理。而歸此正。而復先人失路。將易塗而至。と斷じてゐる。即ち昌弘の本意は霸道の邪を排し、王道の正に復歸するにあつたのである。

昌弘はさらに同書自敘において神武の要を保家安民並びに禁暴撥亂の道となし、(第二十一章六)『單騎要略』

(享保十四年)序例において邪を矯めて正に歸するための神武の皇道を説いてゐる。〔同章同〕昌弘は日本に關する眞正の意識をもつてゐた。彼れの見解によれば、漢の武は道の輔であり文の配であるに反して、和の武は道の主であり、「文武を總ぶる武」であつた。さうして、この「文武を總ぶる道」を神武と考へてゐたのである。

〔同章同〕

昌弘の『神武迪精標題』十二篇中第十一君道、第十二帝道には神武に關する多くの敘述が見られたであらうのに、著者の記してゐるやうに、謂あつてそれが上梓されなかつたのは遺憾である。しかしながら、

訓兵第一

即戎者存忠。存忠者致孝。……求義者明死。明死者省己。

學文脩武。講武試兵。

將略第十

智以決謀。信以明法。仁以附衆。義以冒難。忠以盡己。(常變五德)

脩文治武。安民衛國。糾君正德。(出入兼資)

には忠孝義死・文武講學・安民衛國の道が説かれ、われらはそこに昌弘の意味する神武の正道を認識することができる。

以上の簡単な敘述を通じて、われらは村井昌弘の神武を紹介し、神武流武學における日本流意識の大要を指摘

した積りである。

〔乙〕西洋兵學を從屬とした日本流武學

西洋兵學の日本に對する最初の影響は、天文年間ポルトガル人が種子島時堯に傳へた西洋砲術にまで遡られ、爾來時堯を元祖とする種子島流とその分派とは、それ／＼その独自の境地を開拓しつゝあつた。然るに寛永年間平戸の人古川治部左衛門重政といふものは、オランダ加比丹フランスコブルナトフス、火業人ヘイトルカラスから新式の火術(象限儀を有する)を口授され、享保十一年鮎川昌竹はこれを書記して『紅毛火術録』二卷とした。また慶安三年北條氏長が和蘭通事を介して蘭人ユリアン口授の攻城法を邦譯して、『阿蘭陀由里安牟傳攻城法』(『由里安牟攻城傳』)一卷を出し、西洋の攻城戦法を紹介したのは注意を要する。

その後荻生徂徠は明の何汝賓編輯『西洋火攻神器説』を邦譯して『西洋火攻神器説國字解』を出し、清水赤城はこれに註釋に加へて『西洋神器圖解』(享和三年)を發表したが、いづれも舊式西洋火器の紹介にすぎなかつた。これに反して、文化五年和蘭通事本木正榮譯『海岸備要』は、蘭人トルレン原著の年代一七五一年(寶曆元年)から五十七年を経過した程度の、従つて當時としては比較的新しい西洋砲術の紹介書であつたと見られる。邦人が西洋の砲術・兵制・戰術等の最新式を、原著發刊後の數年以内に、しかも大規模に取り入れるやうになつたのは天保年間以來のことである。従つて天保十年(西紀一八三九年)頃、鈴木春山・高野長英共譯の『兵學小

識』四十五卷は、比較的新しい西洋砲術の、就中ナポレオン戰爭を経過した以後の歩騎砲三兵兵制または三兵戰術の全面的な紹介書として特筆さるべきである。(第三十章五・七)そこで、われらは『兵學小識』が維新前史時代における日本流武學者に對していかに影響したか、殊に彼等がいかに同書の知識を從屬して利用したかを、以下逐次に考察しようと思ふ。

(イ) 佐藤信淵の日本流意識

佐藤信淵の日本流武學意識は最も強烈深刻を極めてゐる。この事實は信淵によつて集大成された老なる家學、經國濟民を目的とした高度經濟學並びに武學を打つて一丸としたこの家學のなかに發見される。信淵の家學は高度日本學の一つの典型である。信淵は皇大御國を萬國の根本とし、皇國の古事學(記紀)を萬國の基原とし、この大自覺の下に萬國を指令し、宇内を混同することを窮極の目的と考へてゐた。さうして信淵の意中における宇内混同の本旨は、所謂世界征服を意味することなく、全世界を安集し、世界萬國の蒼生を濟救することである。信淵の日本學は宇内混同を目的とした。従つて彼れの武學の目的も亦そこにあつたのは當然であるが、これがために彼れは神代ながらの日本本然の國體と神武日本の眞姿とに對する深強な認識を必要とした。信淵は徳川氏の將軍中心封建制度に不満を感じてゐた。信淵はこの權變、この變態制度を打破し、江戸を東京と改めて、こゝに皇居を遷し奉り、まづ天皇中心省府度を建設することの絶對必要を主張した。(第十三章乙四)兵制に關して

も、まづ禁衛軍設置の必要を説き、天皇中心兵制への復歸を理想としてゐた。

天皇中心兵制の復活こそわが建國以來傳統の兵制の本義を充足するものであり、信淵はこれを國防國家の樞軸としたのである。信淵によれば、宇内混同は産靈兩神の産靈神理と 天照大神の御神勅と 神武天皇の八紘一宇の大詔とに副ひ奉るものであつて、これがために彼れは天皇の親征を主張してゐる。信淵の宇内混同策は對魯・對英・對支三策にわかれてゐるが、それらのうち對支策として滿洲朝鮮經略、臺灣浙江經略、江南經略を主張した場合、大本營を熊本に進め奉るべしとの論を立てた。

信淵の宇内混同理念は、神代ながら神理に従ひ皇道を宣布することを本旨としたのであるが、一面においては、他國攻伐を護國の要訣とする攻勢國防觀をも包含してゐた。そこでこれがために神武銳烈の武備は絶対必要となる。武備充足のために信淵の要望したものは親衛軍としての陸軍・水軍兩府の新設、武士土着、士氣振興、並びに武事講習である。武事講習に關して「兵は精しきを貴び衆きを貴ばず」の論は、練兵による精兵主義の主張として注目に値するものがある。

信淵の友那經略論は宇内混同の第一段であつて、結局彼れの要望したものは、對魯・對英兩策、就中對英策であつた。鴉片戰爭研究以後における信淵は、存華挫狄論即ち日支提携して夷狄英國を挫くべきの論を立てるに至つた。信淵の水陸兩戰法はその結果として考案されたのである。水戰のために信淵の意圖した鐵張軍船や自走火船・異様船・新製小艇は、外國模倣を好まない彼れの獨創精神を示してゐる。また彼れが家傳の大衍流砲術(信淵は後)

(これを「天然流」とも呼んだ)を堅持し、これを西洋砲術以上と考へ、矢倉なしの近接發射を流儀の極意としてゐたのも同様である。しかしながら、信淵は陸戰法のためには西洋の^{フン}盎華兒多戰法(フン)を研究してゐた。信淵はこの戰法を^{セルマニヤ}入爾瑪尼亞(セルマニヤ)皇帝盎華兒創始の戰法と考へてゐたが、それは錯誤であつて、實はプロシヤのアンハルト公レオポルドの戰法、換言すれば、同公はフレデリック大王の臣下であつたために、フレデリック戰法と呼ばれても差支ないものである。(第二十九章三)この戰法は文政年間高島秋帆がオランダ人デフィレニューへから傳へたもので、信淵はこれを銃砲に徹底し銃劍突撃を最後の格闘とする戰法とし、これを撃破する獨自の戰法を考案した。信淵は盎華兒多戰法を破るためには秋帆のやうにこれを踏襲するのは駄目で、獨特の別法をもつてしなければならぬことを主張し、行軍砲戰軍(箱楯車)または疊楯車等の戰車の掩護下に出來得る限り敵に接近し、最後に日本獨特の白兵によつて勝利の道を開かうと考へてゐた。そこで一騎前の兵法即ち武藝が最後の切符となつたのである。武藝といつても雜兵に武術の精妙を期待するのは無理であるから、信淵は越後流の遮神劍(シヤシケン)の奧義を取り、生命を神に託して無二無三に敵中に飛び込んで切りまくることを強く一騎前に要求した。

然らば信淵は三兵戰術に對して如何なる態度を取つたであらうか。信淵は西洋三兵の存在を認識してゐたけれども、彼れにあつては銃砲打發が主であり、我れの得意とする獨闘戰法は不得手であると考へてゐた。信淵は盎華兒多戰法における銃劍突撃を知つてゐた筈であるけれども、西洋人の槍術を問題にしてゐなかつたやうである。わが劍術・槍術は彼れの銃槍術を遙かに高く凌駕すると信淵は考へてゐたのである。

以上各方面を通してわれらは日本流武學者としての信淵の風采を概ね描出した積りである。

(ロ) 會澤正志齋の日本流意識

われらは先きに第四章『日本國防國家理念』のうちに會澤正志齋の不朽の名著『新論』(文政八年)が武學書であることを一言して置いた。同書の國體・形勢・虜情・守禦・長計の五論は、完全なる日本流武學體系を構成するものである。國體論においては、國體を明かにするために、忠孝建國・尙武建國・重民命に關する三篇が設けられ、形勢論においては、萬國の形勢を審にし日清提携を必要とするの論が掲げられ、虜情論においては、虜情を察し對耶蘇教策を講ずべきこと、守禦論においては、守禦を脩むべきこと、即ち内政を脩め、軍令を飾め、邦國を富まし、守備を頒つべきこと、長計論においては、不易の長計を立つべきこと、即ち八紘一字の聖業を貫徹すべきことが力説されてゐる。

正志齋の以上の五論は、本邦武學者が玉條とした武學三綱領武略(治内)・智略(知外)・計策(應變)を遙かに凌駕したものであつて、就中その國體論と長計論とにおいて、日本國體の特異性と開闢以來の大國是とを宣揚したあたりは、光彩陸離たるものがあつたやうに思はれる。さうして正志齋の首尾相應するこの二論は、日本流武學の要髓たる神武意識に充溢したものであつて、『大日本史』兵志における次の記事と共通してゐる。

蓋自伊弉諾尊伊弉冉尊執瓊予晝八洲而尙武之象著焉天祖命皇孫君臨下土傳寶劍爲天位

之信而尙武之道明焉太祖神武天皇以神武平定中州受靈命爲人皇之始而尙武之訓定焉

即ち前文中の「太祖以神武平定中州」は、正志齋の『新論』においては「太祖征戰。每仗神威。以成武功。」(『長計』)となり、さらに

太祖之平中土先禮祭神祇背負日神之威而進戰其如提師靈劍及以頭八咫鳥爲鄉導等事皆

奉天神之教者而祭天神地祇於丹生川上敕道臣祭高皇產靈尊之類莫不皆仗神威也(『長計』)

となつてゐる。さうして、これらは神武天皇の神策における神武を表現したものでなければならぬ。かくして正志齋は長計論の結末において、聖子神孫の皇祖天神に報ひるの大孝、幕府無窮の大忠として、八紘一字の大業實現の必要を説くべく、

大興敵愾之師食天神之糧揮天神之兵仗天神之仁而奮其威以方行天下狹者廣之險者平之

神武不殺之威震於殊方絕域則正欲使海外諸蕃來觀德輝亦何屠々乎其伺邊誘民之患也

と立論して、神武不殺の武威により皇化を四海に宣布する大理想を標榜したのである。

また正志齋が國體論において神代ながらの神兵制を力説し、天皇中心兵制がわが國體の本義を充足するものであることを暗示してゐるあたりも看過さるべからざる場面である。

次に正志齋が守禦論において攻むるを以て守るの機とする攻勢國防觀を主張し、(第四章八)また本邦の舊式兵法の踏襲に不満の色を示し、甲越の陳迹を守株するの愚を掲げ、西洋の新兵法を研究することの必要を説くあた

りも出色である。しかしながら正志齋の西洋研究は決してこれを模倣するためでなく、これを破らんがためであつて、この點佐藤信淵の態度に著しく共通してゐる。西洋特有の銃陣の研究について正志齋は大きな關心をもつてゐたとしても、わが國固有の劍槍を利する短兵接戦によつて彼れを破らうとしたのである。そこでわれらはこの事實を正志齋の『銃陣論』について考へようと思ふ。まづ同書冒頭の文を次に掲げる。

近時銃陣ノ訓練ト云フコト世ニ行ル。其甲越ノ陳述ニ泥マズシテ蠻陣ニ敵スベキ陣法ヲ講ズルハ、時勢ニ叶ヒテ明識ト云ベシ。サレドモ萬事一利アレバ必一害アルコト古今ノ常勢ナリ。銃陣ノ法號令ヲ詳密ニシテ一齊ニ發放スルハ利アル處ナレドモ、衣服・言語・動作皆蠻人ノ態ヲナシテ神州ノ國體ヲ失フハ其害大ナリ。古人モ堯ノ服ヲ服シ、堯ノ言ヲ誦シ、堯ノ行ヲ行ハバ是堯ナリ。桀ノ服ヲ服シ、桀ノ言ヲ誦シ、桀ノ行ヲ行ハバ是桀ノミト云リ。

甲越の陳述に泥まずして銃陣の訓練に従事することを時勢に適した明識としながら、衣服・言語・動作等まで一々西洋に模倣する風を唾棄した正志齋の氣持がよくあらはれてゐる。正志齋はそこで薩藩の銃陣訓練において常の衣服に手櫛たすきを掛けたのを模範とし、號令においては蠻語を取ることなく、水戸藩の太極陣に使用された「進め」「折敷け」などを適當とし、佐久間象山が鐵砲を左肩に擔ぐ洋卒の風に倣はないで、刀劍に障りなからしめるために右肩を主張した態度に共鳴し、鳴物は飽くまで日本式のものを使用すべきことを主張した。

正志齋は西洋式銃陣に模するの愚を自覺し、彼れを破るために日本独自の銃陣をもつてすべきことを説いた。

しかしながら正志齋の本領は銃戰を従とし、本邦固有の劍槍獨闘戰を主とした點にある。即ち正志齋は『銃陣論』のなかに次のやうに述べてゐる。

劍槍ハ開闢以來ノ長技ニシテ萬國ニ勝レタル所ナリ。火器ハ敵ノ長ズル所ニシテ、我善ク用タリトモ牛角ノ勝負也。我長ヲ用テ大利ヲ得ルハ短兵ニアリ。火器ハ短兵ノ羽翼ニテ敵間遠キ時ニ用ルマデナリ。速ニ間ヲツメ或ハ不意ニ出デ短兵ヲ用ルコト全ク將略ニアリ。今火器ヲ用ントテ槍劍ヲ邪魔ニスルハ、神州天然ノ長技ヲ廢シ、人ノ生レ付タル筋骨ヲ拔ニ同ジ、惑ノ甚シキト云ベシ。

我所長ヲ失ヒ所短ヲ以テ敵ノ所長ニ抗ス、彼ニ制セラレテ彼ヲ制スベカラズ。英明ノ人アリテ我所長ヲ養ヒ其志氣心膽ヲ練ルヲ以テ、手足ヲ練ルヨリモ先キニスベシ。神州ニ生レテハ少小ヨリ戎狄ヲ賤惡シテ天朝ヲ尊奉セシムルヤウニコソ教立タキコトナラズヤ。

正志齋の論は佐藤信淵のそれと全く符節をあはせたやうであり、そこに旺盛な日本流意識が看取される。

(ハ) 佐久間象山の日本流意識

佐藤信淵・會澤正志齋の深刻なる日本流意識は前述した通りであるが、彼等の最新西洋兵學に關する意識は、不十分であるか若しくは不明である。信淵は盡華兒多戰法については相當の理解をもつてゐたやうだが、三兵戰術

に關する彼れの知識は不十分であつた。正志齋の三兵戰術意識に關しては全然不明である。然るにこれに反して佐久間象山の三兵戰術理解は、特記さるべき状態に進んでゐる。象山は鈴木春山・高野長英譯編『兵學小識』と兩者の共譯『三兵答古知識』並びにデッケルの『三兵答古知識』からこれに關する豊富な知識を汲み取つてゐた。さうしてこの事實を明示したものは、象山がその門人佐倉藩士齋藤碩五郎と中津藩士島津文三郎とに與へた傳授である。

象山の齋藤碩五郎への傳授のなかに「抑西洋有三兵。歩也騎也礮也。」（『象山淨稿』序）と前記した後、砲術と騎法との密接關係を説き、さらに西洋戰法の特色が騎兵を奇として用ひることを指摘し、本邦において良馬の育成と騎法の研究とが必要であることを述べたあたりに、象山の三兵意識がよくあらはれてゐる。また象山が島津文三郎に與へた西洋三兵砲術眞傳免許狀（歩兵法・騎兵法・砲兵法）によつて、象山の砲術が三兵戰術を基礎としてゐた事實が把握される。なほ象山の『省營錄』（安政元年）に見る「陣法者。有_二歩騎礮之別。有_二歩騎礮之合。而戰術存焉。」は三兵連合戰術を意味するものとして注目されなければならぬ。

象山はまた西洋風の集團戰術と散兵戰術との移入の必要を考へてゐた。しかしながら彼れは集團戰術から散兵戰術へ、さうして更らに獨闘戰術への戰場における轉變を理解してゐた。散兵の目的は象山においては本邦固有の獨闘にその技を逞しうせしめるにあつた。もつと適確にいへば、散兵は手段であつて獨闘が目的であつたのである。支那の兵聖孫子に對してすら「空言無_二事實者過半矣。」（『省營錄』）と喝破したほどの象山であるから、

西洋兵學に心酔しなかつたのは當然である。

象山は日本武學史上山鹿素行以來の巨峰である。象山は和漢洋三兵學を窮めてこれを日本流武學意識に統合した。象山は支那兵學に關しては一般武學者が玉條としてゐた孫吳俞戚（孫子・吳子・俞大猷・戚繼光）の兵學よりも孫馬李戚（孫子・司馬法・李衛公・戚繼光）の兵學を研究し、西洋兵學に關しては、ブランド、デッケルの二大名著『三兵答古知識』を窮め、その他幾多の西洋砲術書を蘭文において讀破してゐた。さうして彼れは、日本武學に關しては、長沼流を主とし、甲州流・越後流を兼修してゐた。しかしながら、彼れはこの三流のいづれにも囚はれることなく、融通性なき守舊主義の殻を蟬脱し、所謂一流一派を超越した。彼れが支那・西洋兩兵學に耽溺しないで、これを單なる從屬としてゐたことは前述の通りである。

象山の日本的自覺は明瞭であつて、その終局の目的は日本流武學の建設であつたに相違ない。その獨特の神武觀がなよりの證據である。象山の西洋三兵研究の目的は、齋藤碩五郎への教示に「嗚呼補_二一世之闕漏。而贊_二皇州之神武。其在_レ斯耶。」とあるやうに、實に皇國神武を補強するためであつた。象山の神武觀は萬邦無比皇國意識を基礎としたもので、天保十三年十一月二十三日松代藩主眞田幸貫に奉つた上書（『海防八策』）に「世界萬國比類無_二百代聯綿とおはしまし侯皇統」本邦の義は地球上比類無_二靈慧の國」と記されてゐるのがその明證である。従つて象山が鴉片戰爭におけるイギリスの兵聲を恐れる群盲を嘲笑して、「堂々たる神武の本邦を以て是迄久敷御拒絶御座候ひしイギリスに此度の兵聲を御懼れ、容易に交易を御免御座候と申候ては春秋傳に

所謂城下の盟同様にて、公儀の御聽辱此上あるべからず。『海防八策』と述べ、神國尙武の御威稜をもつてイギリスを斷じて恐れる必要はないといふ意向を示したのは達識であつたといはねばならぬ。

(二) 吉田松陰の日本流意識

山鹿素行・佐久間象山が日本流武學の二大巨峰であるならば、前者を先師として景仰し、後者を師として敬事し、兩師の衣鉢を繼承しながら、しかも独自の境地を開拓した吉田松陰は、その兩師に追隨し得る第三の巨峰であつたと見られるだらう。この天才松陰に關する詳細の研究は、これを第十八章に譲ることとし、こゝでは單にその外貌のみを描出することにしよう。

松陰の一生は僅かに三十年に過ぎないが、その武學研究期間は二十年に及んでゐる。さうして彼れの武學が向上し、日本流意識が前進したのは、嘉永二年二十歳の時であつて、彼れの武學經歷の劃期と見られるであらう。松陰は十一歳にして山鹿流武學師範として藩主の前で『武教全書』戰法の部を講じて以來、若干の著書を出してゐるが、二十歳に及んで俄然として幾多金玉の著書を發表した、『兵學寮掟條々』『武教全書用士篇講案』『讀武教全書』『水陸戰略』『操習筌蹄』等これである。

まづ『讀武教全書』と『兵學寮掟條々』とを通じて松陰の武學研究態度を考察する。前者における松陰特有の博精説と學識説とを考へるに、松陰は博にして精ならざるものと識なくして徒らに學ぶものとはいづれも冗、ま

た精にして博ならざるものと識あつて學ばざるものとはいづれも陋であり、後者における「孤陋に陥ず雜博に趨かず」と相通する。また前者において全書講義の順序を三等にわかち、初めに要を知り、中は博に至り、終に至つて初に復すと言つた松陰の態度は、その後九年にして現はれた『武教全書講録』の博約説の貴重な芽生を示したものである。

次に『水陸戰略』について述べる。本書において松陰は廟堂の勝と原野の勝とを比較し、前者に重點を置いてゐるが、これは彼れが『孫子』始計篇の廟算論を活用したもので、『孫子』全篇の精神を把握してゐた證據である。その他本書に「海戰ハ奇ナリ用ナリ、陸戰ハ正ナリ體ナリ。」と述べ、海岸守備は要處にのみ設けて、惣海岸においてなすべからずと唱へ、海戰における小舟戰法の利を挙げ、陸戰において本邦固有の短兵接戰を強調し、さらに西洋流と和流との對立を慨歎し、一流一派を立てるために偏黨すべからずと論じたあたりは、傾聽に値する場面である。

第三に『操習筌蹄』を見る。本書の特色は砲銃歩騎四兵制と四兵戰術とにある。四兵制とは砲隊・銃隊(銃・砲)・騎隊・短兵隊(歩兵をいふ、平士をもつて編成され、刀槍弓銃をもつ)を稱し、西洋の歩騎砲三兵と比較して興味ある對照をなす。即ち銃隊は西洋の歩兵、騎隊は西洋の騎兵、砲隊は西洋の砲兵に當るのだが、松陰の謂ふ特有の歩兵(短兵隊)は西洋には見出されなかつた。かくして松陰獨特の四兵戰術が生れて來たのである。わが四兵と西洋の三兵と對抗する場合、松陰は孫子の奇正兩用を参考しつゝ、西洋歩兵の正に對してわが銃兵の正を配し、西洋騎砲兩兵の奇に對し

て、わが騎隊・砲隊・短兵隊を奇とし、接戦においては短兵隊を主とし、銃を背負つて刀を執る歩兵(銃兵)を翼として、西洋三兵を破ることを意圖したのである。われらはこの邊に夙くも松陰の日本流意識への徹底を認めることができる。

二十一歳以後の松陰には幾多の波瀾曲折があつた。松陰は或は藩侯の前に『武教全書』守城篇を講じ、或は上書を奉呈し、或は江戸に赴いて山鹿素水・佐久間象山に師事し、或は水戸に赴いて會津正志齋等から水戸學の影響をうけ、或は下田踏海を敢行し、或は國に呼び還されて野山獄の幽囚となり、或は親戚子弟への『武教全書』講義となり、或は松下村塾々生の教育となつた。さうしてこの間松陰の自覺から結實した名著は、『將及私言』(嘉永六年、廿四歳)『幽囚録』(安政元年、廿五歳)『武教全書講録』(安政三年、廿七歳)『孫子評註』(安政四年、廿八歳)『西洋歩兵論』(安政五年、廿九歳)等である。

しかしながら以上の著書の前に注意すべきは、嘉永四年二月十日松陰(廿四歳)が藩侯に獻じた上書である。この上書は松陰が江戸行・水戸行以前において既に大自覺に到達してゐた事實を立證する資料である。『兵學の儀一流一派に拘り變通無之様に而ては叶ひ不申』とか、『經術に本づかずしては義兵暴兵之辨も明らかならず』とか、『孫吳を始め漢土之兵書をも取用ひ、皇國の神武を補ひ候事に候得ば云々』とか、『西洋各國戰守之略をも得と落着仕具云々』とか、以上の上書中の名句を綜合して見ると、これより先き長沼流の傳授をも許されてゐた松陰は、日本武學の一流一流に拘束されない變通性をもつてゐたのは勿論、漢洋兩兵學を取り入れ、和漢洋三流を統

合する意思を抱懷してゐたことが判るのである。ところで松陰の謂ふ和漢洋三流綜合の意味は、和流を根幹とし、漢洋二流を枝葉として、皇國の神武の基礎の上に一大武學を建設するにあつたのであつて、はつきりそこに日本流意識があらはれてゐる。『西洋歩兵論』は戰術的に三流を綜合し、我れの奇(主として短兵隊)に重點を置き、奇をもつて彼れを破らうとしたもので、そこにも同じ意識が見られる。

松陰の日本流意識の最高潮は、その熱烈なる國體觀のうちこれを見ることが出来る。松陰の『將及私言』における「天下ハ天朝ノ天下ニシテ幕府ノ私有ニ非ラズ」に見る大義の自覺がそれだ。松陰の下田行の根本目的もそこにあつた。松陰が下田行の直後に執筆した『幽囚録』に、『況皇國君臨四方。天日之嗣永與天壤無極者。云々』と記し、「方是時。察觀萬國之形態形勢。爲之規畫經緯。云々」の後に、「吾雖微賤。亦皇國之民也。深知理勢所_ニ以然。義不_レ忍_レ顧_レ惜身家。默然坐視。不_レ思_レ報_レ皇恩_一也。然則吾之航海。豈得_レ已也。」と叙したのがそれである。

松陰の『武教全書講録』は彼れの國體觀を明瞭に武教の上に顯現したものと注意を要する。即ち松陰は全書中の『武教小學』夙起夜寢を講ずる際、この篇を小學全篇の綱領として、忠孝を武の根本とし、忠孝即武、武即忠孝を唱へ、偏武を避けて武を文武の統名としたが、この見識のうちに松陰の國體觀が充實してゐる。また小學言語應對篇に武義の盛衰を論じ、神武天皇御東征以來神功皇后の新羅征伐に至るまで、兵權常に朝廷にあり武威海外に振ふの状態を武義の盛とし、清盛・頼朝以來武臣兵權を横奪して以來異賊侵寇に至る現狀を武義の衰と

したところに、同じく松陰の目覺めた國體觀が認められる。さうして、われらはそこに松陰の明確なる日本流意識を把握することができる。

(ホ) 烏山確齋の日本流意識

安房出身の異材烏山確齋(文政二年—安政二年)は夙に東條一堂に就いて折衷學を學び、出羽庄内の人加藤景淳(環龜齋)から越後流要門派の奥傳を受けた。さうして確齋は同流武學を或は吉田松陰に授けたかも知れないと思はれる節がある。高杉晋作の『松陰年譜稿』(嘉永四年)の條に「出入於山鹿(素水)・烏山(確齋)兩師門」「到山鹿素水先生。先生(松陰)此時親友肥後宮部羅藏也。又至烏山先生。江幡・井上・末原皆先生此時友也。肝付七之丞亦在焉。肝付廣瀨人也。」とあり、松陰が宮部鼎藏と共に素水の門に山鹿流を研鑽した事實と烏山門下に越後流を學びつゝあつた江幡五郎(那珂通高)と松陰が親交を結んでゐた事實とを併せ考へると、當然同門における松陰の越後流學修が類推されるのである。

武學者としての確齋は單に越後流要門派一つを固執してゐたのではなく、同流の他の一派宇佐美派や北條・山鹿・楠・大江・小林の諸流、その他漢洋兩兵學をも兼修してゐたのである。その武學著述として傳へられるものは、『房海私策』二卷、『桑梓兵賦』二卷、『節制略』二卷、『軍制改革考未定稿』一卷、『和戰論』一卷であるが、現存するものは後の二卷に過ぎない。そこでわれらは不十分ながらこの二卷を辿つて確齋の武學態度を考察することにしよう。

確齋は『軍制改革考未定稿』中に兵學費の設立を企圖し、「本邦及漢土ノ兵書及西洋兵書ヲ熟讀セシムルノ御世話アリタキコトナリ」を武教綱領とし、和漢洋の教材を左の如く定めた。

兵學費ニ入ルモノ先ヅ語孟筆言註、孟子ヲ能ク熟讀セシメ其心膽ヲ鍛フベシ。御學文所ニテ朱學ヲ講ゼシムルヲ以テ演武場ノ語學ヲ學ブモノ新古折中ヲ以テ本トスベシ。然ラザレバ識見局束シテ伸ザルベシ。次ニ老壯虛無ノ異ナル處ヲ知ラシメ、好ンデ人ノ先タラザルノ一步ヲ退ヅクルノ術ヲ知り、後孫吳七言ニ入りテ其不意ニ出ルハ兵家ノ勝タルコトヲ學ビ、後左傳・戰國策ヲ以テ戰國ノ形勢實事ヲ知り、先ヅ溫史筆言註、司馬溫公の資治通鑑及朱子ノ綱目筆言註、通鑑綱目ニテモ讀シムベシ。次ニ登壇必筴・紀效新書・武備志等其他有用ノ書ヲ讀マシムベシ。

和兵ヲ學ブモノハ先第一ニ水府ノ大日本史及神皇正統記等ヲ讀シメ、次ニ山陽外史・政記等ヲヨミ、太平記・南山巡守錄・常山紀談、熊澤ノ武將感狀記、徂徠鈴錄・度量考、東洋ノ制度通、林子平ガ海國兵談及徂徠ノ政談、太宰ノ經濟錄、履軒ノ草茅危言、鳩巢駁臺雜話或ハ地方落穂集ナドノ類何等トモアルベシ。其間本邦ノ甲越及長沼・北條・楠・宇佐美・大江流何ナリトモ學バシムベシ。

西洋兵書ニ至ツテハ先西洋文字ヲ學ビテ後學バザレバ其眞味ヲ得難シト云ドモ、先ヅ翻譯地理書ノ坤輿圖識・八紘通志ノ如キ、其他三兵多區知易筆言註、通常これを「三ノ類ヲ熟讀セシメテ、彼レノ所爲廣大ノ作業ヨリ

油斷セバ彼レニ國ヲ奪掠セラル、ノ端タルコトヲ納得セシメテ後文字ヲ讀シムベシ。其間月々會日ヲ立置テ
砲隊ノ訓練大炮ノ手數等ヲ學バシムベシ。

右和漢洋ノ三兵ニ熟スルモノヲ擇ビテ演武費ノ總督タラシムベシ。如此ニ習熟セシムルノ世話アラバ、海岸
防禦ノ人材ヲ生ズルコト立テ俟ツベキナリ。

以上によつて確齋の武教方針が理解されると同時に、これによつて彼れの武學態度を知ることができる。即ち
彼れは和漢洋の所謂兵書のほかに、和書に關してはわが國體を先づ第一に認識するために『大日本史』『神皇正
統記』『外史』『太平記』『南山巡狩錄』等を必讀の書とし、漢書に關しては心膽練磨のために『論語』『孟子』を
必讀書とし、洋書に關しては世界の大勢を展望するために『坤輿圖識』『八紘通志』を必讀書とした。さうして
確齋によれば、以上に通曉するのが和漢洋三兵學に熟することであつて、この境地に到達したものが始めて演武
費總督たるの資格をもつといふのである。

確齋の武學は机上の空論に終ることがなかつた。『和戰論大要』がその雄辯な證明者である。和戰の別は文政八
年の攘夷令以來決定してゐた筈であつて、會澤正志齋と同じく、確齋は敢然として戰を主張した。同書八個條の
第一條を次に掲げる。

和戰の二字大義を論ずれば、和と云ふものは今日の無事なる事を存する一時のがれの策と覺え候。戰と云ふ
は皇國三千年來の大恥辱を一洗するの大義にして、天下萬世にわたる處の大關係と覺え候。
次に同書第六條は左記の通りである。

和戰之二字に付て、和と云ふの大恥辱大不義、戰と云ふの大義大榮、自ら氷炭の如くなる事知者を待すして
可知事と覺え候。

攘夷令以來國策が戰に決定された以上、戰は大義であり、和は大不義であつたのである。戰は實に皇國三千年
來の大恥辱を一洗するの大義であつたのである。即ち確齋の武學は空論に墮することなく、護國のための戰とい
ふ積極的な實踐を目標としてゐたのである。

然らば確齋の謂ふ戰は、幕府を守護するための戰であつたか、或は皇室守護の戰であつたか。確齋の意味する
戰は、皇室を中心とする皇國を守護するための大義戰であつた。この事實は『和戰論大要』の熟讀によつて容易
に理解されるのであるが、さらにこれを補強するために、確齋の『送宮部君歸肥後州序』の一節を抄出しようと
思ふ。同文の冒頭に確齋は君臣の道立たずして國を全うする能はざることを説いた後、「世界萬國之廣。於君臣
之道。至今可無遺憾者。無如我皇國。」と叙して、萬邦無比のわが國體の尊嚴を宣揚した。確齋の考によ
れば、國體の尊嚴を維持する重要素は君臣の大義そのものであつた。大義とは臣道からこれを觀れば、義利を辨
じて義に就き、天皇のために大忠を盡すことである。この大義を辨へずして唯利を求めんに狂奔してゐたの
が夷賊であり、そこに彼我國體の嚴然たる相違が見られる。然るにわが皇國史上にも一時の汚點があつたのであ

り、元弘建武における足利高氏及びその傘下の武士のやうに、夷賊の如く利に走つて大義武士道を忘れたものがないでもない。しかしながら楠公と共に大義を全うした菊池氏の如きは、臣道の極致を發揮したものでなければならぬ。そこで確齋は「在昔元建間。海内沸亂。利之求。多_下如_下夷賊_上者_上矣。方_下此時_上。若_下菊池氏五世勤王_上。則可_レ謂_下維_レ持君臣之大義_上。而視_レ利如_レ鴻毛_上者_上也。」と喝破したのは蓋し至言である。

以上を通してわれらは確齋の武學觀における日本流意識の充實を認識することができる。

(一) 大島貞薫の日本流意識

大島貞薫(文化三年—明治二十一年)の武學は、和漢洋三要素を日本流意識の基礎の上に綜合した點に特色を有する。貞薫は夙に支那古兵學を學び、『七書』その他歴代の兵書に親しんだけれども、『孫子』に最も傾倒した。しかしながら、彼れはその名著『臥榻兵話』(文久二年)のなかに「孫武子ハ兵ノ聖ナル者也。然ドモ十三編中傳ル所ノモノハ皆略ニテ隊伍ヲ組ミ訓練スルノ法ハ傳ハラズ。」と述べ、兵聖孫子に對して不満の色を見せてゐる。『孫子』十三篇中節制に關する敘述がなかつたためである。この點は同書に對して「空言無_レ事實_上者過半矣」と痛評を浴びせた師佐久間象山に共通する。

貞薫は日本武學に關しては甲州・長沼兩流の蘊奥を極めてゐた。就中長沼流は彼れの最も得意とするところであつた。しかしながら、彼れが同流に大いに私淑しながら、しかもこれに對して十全の満足を感じてゐなかつた

事實は、彼れの敘述「長沼氏和漢ヲ折衷シテ一家ヲナシ、我邦ニ於テ用ユベキノ法則ヲ立テ、學ブベキノ順序始テ備ハレリト云ベシ。然モ之ヲ以テ方今ノ用ニ充ントスルハ甚ダ難カルベシ。」(『臥榻兵話』)によつて明瞭である。

長沼流武學は本邦諸流武學中比較的西洋銃砲知識を取り入れ、比較的新時代に處する融通性をもつてゐた。しかしながら貞薫は同流に見る三兵戰術缺如のためにこれに不満を感じてゐたのである。彼れは林子平・佐藤信淵の兩先覺に對しても「二子皆具眼ノ人、然モ未ダ洋兵ノ術ヲ審カニセズシテ、只管臆度ノミヲ盡シタレバ、意外ノ事多クテ其ノ用ヲ爲サズ。」(『臥榻兵話』)と記して、同様不満を示してゐる。洋兵の術とは勿論三兵戰術のことであつて、彼れはこの術に關して全然知識をもたなかつた子平や十分な知識をもたなかつた信淵には慊らなかつたのである。

以上によつて直ちに知られるやうに、貞薫が攝取すべき術として最も多く注意を拂つたものは西洋の三兵戰術である。『臥榻兵話』の大部分を占めるものが洋兵談(即ち三兵談)であるのがその證據である。さうして、われらは貞薫のこの點に信淵以上の飛躍と發展とを見出すことができる。信淵は西洋の^{アンヘル}多戰法の模倣によつてこれを破ることはできないと考へた結果、その獨特な戰車戰法を考案し、これに本邦固有の獨闘戰法を混和することによつて勝利を得ようとした。然るに貞薫は西洋の三兵戰術を取り入れて詳細にこれを研究し、同法の練熟によつて彼れを破らうと考へた。三兵戰術はナポレオンによつて發達した新戰法であり、ナポレオンがこれによつて勝利を得たのは間違のない事實だが、一方においてこの新戰術を模倣しこれに習熟してこれを破つたものは

ヨーロッパ諸國民であつた。貞蕪はこの事實を「是即子師ノ法ヲ以テ師ニ勝チタル」ものと斷定した。非常な卓見である。しかしながら、貞蕪が他の日本流武學者と同じく本邦獨特の短兵接戦を最後の切符としてゐたのは勿論である。

貞蕪の三兵戰術研究は孫子の廟算論の應用であつた。彼れは取り入れた三兵戰術を西洋以上に練熟することによつて勝算を確保しようとなつたのである。彼れが「兵ニ略アリ算アリ、略ハ一時ノ勝ヲ制スルノ術也、算ハ終始ノ位ヲ定ムルノ法也。」と主張した堂々の論は、吉田松陰の廟堂の勝と原野の勝とに關する論說と好一對である。しかしながら日本流武學者大島貞蕪の眞骨頂は、術以上に國體觀と日本精神觀との上に存在してゐたのである。貞蕪は武士道の本義が國家の守護に存することを痛感してゐた。そこで彼れは武士の決死を忠・義・勇とし、大にこれを尊重した。が、彼れは生命の價値を尊重して、死が徒死にをはることを避けしめるために、「國家ノ爲ニ命ヲ鴻毛ニ輕ンズルハ、國家ノ爲ニ富嶽泰山ヨリ重キ身ナレバナリ。」（『臥榻兵話』）「一夫一卒ト雖ドモ是皆國家大切ノ重器ニアラズヤ、何ゾ輕々シク身命ヲ抛ツコトヲセン。」（同書）と強調し、國體擁護の任重大であることを指摘した。次に貞蕪の最も頼みとした國家守護の精神的重要素は、彼れの所謂日東固有するところの一塊物大和魂であつた。さうして彼れは「一物萬國ニ卓越シテ、外國ニ在テ一ツモ有セザルノ一大寶物也、之ヲ以テ戰ニ臨マバ何ノ敵力挫カザラン」（同書）と力説してゐる。即ち彼れにおいては、日本戰勝の精神的第一要素は大和魂であつたのである。この邊に貞蕪の徹底した日本流意義は躍動してゐる。

結 論

以上によつてわれらは日本武學發展の荒筋を辿つて來た積りである。さて本章擲筆の直前われらの腦裡に浮んで來る強い印象は『神武紀』の上に集中する。日本が武學の經典としてこの『神武紀』をもつことは、まさに世界に對する誇りでなければならぬ。『神武紀』は日本流武學の源泉である。日本流武學の重要素材は悉くそこから酌み取られたのである。それにも拘らず、『神武紀』の價値は支那兵學のために永く蓋はれてゐた。中世以降支那兵法における術の巧妙・繊細に眩惑されて、皇國神武の本義を忘れ、兵法の末節に溺れる風が起つて來たのは甚だ遺憾である。従つて大江家傳統のうちから『戰鬪經』のやうな日本的自覺に充滿した武學書があらはれたのは、日本武學の至幸でなければならぬ。『戰鬪經』が『孫子』を詭譎の書として斥け、皇國武の眞銳を力説したあたりは千鈞の値をもつてゐる。

しかしながら、われらが『戰鬪經』に嫌らない點はその書名である。「戰鬪」の二字を冠する以上、同書はまだ兵戰を事とした支那『七書』の拘束を全部的には脱却しきれなかつたと考へられるからである。然るに山鹿素行が「武教」若しくは「武學」の語を用ひ、越後流字佐美派が「武經」の語を用ひて、神武の自覺を表明した見識は絶讚に値する。就中素行が『神武紀』の價値を最も早く發見して、『中朝事實』武德章に神武觀を描出したのは、よく皇國武の眞粹を把握し、日本流武學の精髓を窮めたものでなければならぬ。『武家事紀』における大義武

士道觀が素行武學の重大要素をなしてゐたの言ふまでもない。

日本武學は神武と大義武士道とを本質とするが、節制・兵法に關してはその發展相を閑却するものでなく、支那や西洋のそれを攝取するもとを躊躇するものでない。山鹿素行と孫子の兵法との關係がさうである。吉田松陰は素行武學の本質方面を大成し、漢洋兩兵學の取るべきを取つて枝葉を増補し、傳統と革新とを生命する日本文化の博大性に共通しつゝ、その日本流意識を最高度に高めてゐる。さうして、かやうな點にわれらは國體に即した健全なる日本武學の發展を見るのである。

第九章 山鹿素行の武學觀

序 説

- 一 素行の武學態度についての見方
- 二 『兵法神武雄備集』に見る素行の武學觀
- 三 『兵法奥義』に見る素行の武學觀
- 四 『武教全書』に見る素行の武學觀
- 五 『武教要録』『武教本論』に見る素行の武學觀
- 六 『中朝事實』『武徳章』に見る素行の武學觀
- 七 『武家事紀』に見る素行の武學觀
- 八 素行武學觀の梗概

第九章 山鹿素行の武學觀

序 説

武學者山鹿素行は世界の巨峰である。支那の孫子にしても、西洋のクラウゼヴィッツにしても、素行に對しては容易に追隨を許さるべくもない。さうして、その理由はこの三大兵學者の天稟の相違の上にあることは勿論であるが、それよりもつと根本的であるものは、彼我國體の相違にほかならない。『兵法神武雄備集』『兵法奥義』『武教全書』(『武教小學』を含む)『武教要録』『武教本論』『中朝事實』『武家事紀』の著者素行、殊に『中朝事實』『武徳章』において神武を日本武學の要髓とし、『武教全書』において武士道を兵法の指導精神とし、謀略(武略)・知略(智略)・計策を兵法の三本とし、また『武家事紀』において大義武士道を武本とした素行は、斷然出色でなければならぬ。しかしながら素行の偉大性は、彼れが所謂單一なる武學者でなく、『聖教要録』や『中朝事實』の著者であり、特筆さるべき日本學者であつたために、その武學が日本學の基礎の上に立つてゐた點にあるのである。若し人々にして先づ『武教全書』全内容を通讀し、然る後に『中朝事實』『武徳章』を熟讀したなら、容易に以上の事實を感知することが出来るであらう。なんとすれば、後者のうちには日本武學の本質をなすところの神武諸要

素が含蓄されてゐるからである。さうして、そこに素行武學の大きな特色がある。

山鹿流武學の特色が流祖素行その人の武學觀に見出されるの勿論である。しかしながら、山鹿流武學の面目は吉田松陰に至るまでの傳統の力に負ふこと甚だ大である。かくの如き傳統力は外國兵學などの到底企て及ぶべからざるところであるが、傳統を誇る日本諸流武學にしても、山鹿流武學の壘を摩さうとするものは殆んどない。従つて當然第一等であるべきこの流儀を建設した山鹿素行は、日本武學史上の異彩でなければならぬ。

一 素行の武學態度についての見方

われらのやうな淺才の一學究が日本武學の巨星山鹿素行を云々するのは、恐らく群盲象を評する以上の失態となるであらう。そこで私は素行の最もよき理解者であつた山鹿流武學者吉田松陰の素行武學に關する一つの見方を、まづ松陰の著『武教全書講録』(安政三年) 惣目錄から次のやうに引用して、反復熟讀、その真相を考察することにした。

抑々惣目錄(註、山鹿素行門人撰)ヲ以テ武教ノ大綱及び先師(註、素行)ノ學則ヲ窺フベシ。竊ニ按ズルニ、先師ノ學ハ博ヨリ約ニ入ルモノニシテ、其學則ニ至リテハ約ヨリ博ニ達スル如クシタルモノナリ。學者博約ノ際ニ於テ得ルコトアラバ左右原ニ逢フ、何ノ疑カアラン、先ツ先師ノ博ヲ知ラントナラバ、一部ノ語類(註、素行著)ヲ讀ミテモ知ルベシ。而シテ其ノ約ハ乃チ聖教要錄ニアリ、是レ經術ノ博約ヲ云フ。其兵法ニ於ケルヲ見ント

ナラバ、末書(註、小幡景憲撰)・結要本(註、小幡景憲撰)・雌鑑(註、北條氏長著)・雄鑑(註、北條氏長著)・用法(註、北條氏長著)ヨリ漢土諸家ノ說ヲ約シテ雄備集(註、山鹿素行著)・兵法(註、山鹿素行著)トナシ、武教要錄(註、素行著)トナシ、更ニ約シテ武教全書(註、素行著)トナス。然レドモ學者尙其約ヲ知ラザランコトヲ恐レテ門人ノ諸子乃チ惣目錄ヲ編スル也。若シ夫レ全書中編々自ラ博アリ約アリ、而シテ其最約ナルハ、全部ノ歸宿ハ序段ノ謀略・智略・計策、戦法ノ三戰ニアルモノ是レナリ。是ヲ以テ先師ノ學則ヲ知ルベシ。學者苟モ全部ヲ精究シ、然ル後孫吳尉李ノ書ニ及ビ又和漢古今ノ典籍ヲ博覽シ、本末ヲ尋ネ源流ヲ窮ル時ハ、經史子集幾萬卷ノ書皆全書八卷ノ註脚ニシテ、即チ謀智計三戰ノ註脚トナリ、更ニ約シテ吾方寸ノ外ニ出ヅルナキヲ知ラン。是ヲ學ノ極功トス。(第十八章一再出) 松陰得意の博約說(同章同)は、經術の博約においては、『山鹿語類』を博とし、『聖教要錄』をその約とし、兵法においては、末書・結要本等の甲州流兵書と北條流兵書雌鑑・雄鑑・用法との諸說を約して『兵法神武雄備集』とし、武經七書を約して『武教要錄』とし、さらに雄備集・要錄を博とし、それらの約を『武教全書』とし、最後にこの全書の最約を序段の謀略・智略・計策と戦法の部の三戰とし、全書の全的價値を力説し、これを素行儒學の最約書としての『聖教要錄』と雙璧をなすものとしてゐる。果してさうであらうか。 『聖教要錄』が松陰の言つたやうに『山鹿語類』の最約書であるばかりでなく、素行の全儒學的著述の最約書であり、その精髓・結晶であるのは言を俟たないところである。また素行の名著『中朝事實』が華夷の辨を闡明し、中華日本を宣揚した堂々たる皇國史書であり、日本學書であることについても、敢て贅言を要しない。問題

は『武教全書』が以上兩書と同一水準に立てらるべきかどうかの點である。この問題を解決する前に先づ考ふべきは、『武教全書』の組織體系である。(第二十五章)

『武教全書』が『武教小學』を包含することは、同書における素行の自序中の次の文によつて明瞭である。

予嘗述兵法神武雄備集若干卷。殆竊取先哲之意。今又摭其要。詳其事。仍附門人等所輯錄之武教小學。始著其教戒。終次其序品。

即ち廣義の『武教全書』が『兵法神武雄備集』の要約である兵法の部(狹義の『武教全書』)と『武教小學』との綜合書であることは明瞭である。狹義の『武教全書』は、吉田松陰の『武教全書講録』によれば、序段を一巻とし、その他の七巻を合計して八巻としてゐる。ところが小學の終に置かれた序品が問題である。が、われらは松陰の説に従つて、これを『武教全書』惣目録と見ようと思ふ。次に前文を見ると、序品(惣目録)は教戒(松陰は元朝の史記から「子孫教戒」に至るまでの小學十篇をいふ)の後に附いて一體をなすべきものである。かやうに考へて來ると、廣義の『武教全書』は小學(惣目録を含む)と狹義の全書(八巻)との綜合といふことになる。松陰は家傳の『武教全書』によつて以上の事實をよく理解してゐたやうである。山鹿高恒(素行の)がその著『武事提要』中に『武教小學并全書』としたのは勿論、山鹿素水が全書刻本「子孫教戒」の末に「武教小學終」とし、惣目録を小學の附録にしたのも、共に素行の本意を離れたものである。

『武教全書』の體系からうけた第一印象における私自身の率直なる感想を告白すれば、私はなんとなく同書に物足らなさを感ぜざるを得なかつた。全書八巻の兵法方面に重點が懸けられ、『武教小學』は一見木に竹をついだかのやうに全書八巻に繋がれてゐるからである。私は素行が『武教小學』のみならず、『武教本論』や『武教要録』や『士道』の内容中の武士道要素を全書八巻と全一體に渾和し、儒學における『聖教要録』と對比さるべき偉大なる武學要隨書を構成しなかつたことを遺憾とするものである。また私は全書の最約を序段の謀略・智略・計策と戦法の三戦とに歸した松陰、經史子集幾萬卷を全書八巻の註脚、即ち謀智計三戦の註脚とした松陰に對して、私自身の第一印象においては、或る程度の不満を感じたのである。なんとすれば、松陰のこの場合の觀察は、餘りにも全書八巻の兵法方面に偏したばかりでなく、全書評價において相當誇張に陥つてゐたかのやうに思はれたからである。

素行が全書自序に記してゐるやうに、『武教全書』八巻は『兵法神武雄備集』の要約であつて、『兵法奧義』の深遠なる學的根據を内藏して居らない。全書序段はすばらしいものであるとしても、素行の全武學思想の結要であるとは考へられない。また『武教本論』を收容してゐない全書、『中朝事實』武徳章や『武家事紀』の圓熟に到達してゐない全書を完全なる武教全書と斷ずることを私は躊躇せざるを得ない。

しかしながら上述の私の見方は、『武教全書』に對する第一印象を輕卒に表白したに過ぎないのであつて、これだけでは偏狹の謗りを免れないであらう。われらは同書自序「近世談兵之士滿巷。然不知其本源。而皆論其枝葉。故兵要沈淪。本末差別。而不一貫之甚。可歎息焉矣。」に見る素行の兵法本末論を注目し、然る後

同書後序の全文を掲げて、素行の武教觀を考察し、素行の同書著述の本意を推察することにしよう。

兵法者其理出伏羲氏之一畫其用起軒轅氏之制法矣世能知以兵法爲戰用之術不知以本源爲日新之用其授者以貴詐謀其受者無實學也授受傳習之間可不慎乎崇文者輕武專武者輕文夫文武者不容有所偏廢唯因其人之量而有先後而已於文示武教武而以文是王者之所師也武教之所全也梅國禎曰古今兵法盡於七經而七經盡於孫子若善讀之則皆糟粕也甚可熟味者乎。

兵法の理と制法との一致を説き、文武一體に王者の師を見出し、孫子に範を求めてゐた素行の意圖は以上によつて明瞭である。が、素行武學の全貌は『武教全書』のみによつて考へらるべきでなく、松陰も全書理解のための幾多の註脚書を指摘してゐるのである。また素行武學にも全書以後の發展があつたのであり、『武教本論』、『中朝事實』、『武徳章』、『武家事紀』等の著述にこれを見ることが出来る。そこで私は松陰が『武教全書』を考へる場合以上の三書を参考しなかつたことを遺憾とし、改めて廣い見地から素行の武學觀を考察しようと思ふ。

素行は本邦最初の武士道學者として有名である。さうして、素行武士道學の記念碑として最も有名なのは『武教小學』であり、その張皇として『士道』となり、さらにその註脚として『士談』となつてゐるが、『武教本論』や『中朝事實』や『武家事紀』に素行武士道思想のより以上の發展を見ることが出来る。

私は前節に『武教小學』と全書八巻との綜合關係につき現代人の眼から若干の不滿を漏らしたが、それは西洋

風な體系論に囚はれた結果の偏見にすぎない。従つてわれらは『武教全書』それ自身に囚はれることなしに、素行の全武學書を通じてその武學觀を通観しなければならぬ。

私は素行の神武道書（『中朝事實』、『武徳章』）と武士道書（武教小學・武教本論・士道・士談・武家事紀）と兵法（兵法神武雄備集・兵法叢義・兵法或問・武教要録・武教全書・武教本論・陣原秘訣・孫子諺義・武家事紀）とを通讀し、三方面における素行武學の精髓を綜合して、所謂山鹿流武學の本質を考察しようと思ふ。素行の武教の目的は前記武士道書・兵法書の精髓を傳授するにあつたであらうと考へられる。従つて、『武教全書』は兵法八巻の部ばかりでなく、武士道方面の『武教小學』を包含してゐる點において、體系的にまだ完璧ではないとしても、とにかく最初の良き武教書と稱せらるべきである。

しかしながら、われらは松陰のやうに『武教全書』を高評價し、これに踟躕する必要はない。われらは全書著述時代を素行武學生涯の全盛期と見ることなしに、その全著述の美點を選んで全書の闕を補填し、かくして素行武教の目的が神武學・皇道武學の闡明にあつた事實を指摘しようと思ふ。（第二十五章）

二 『兵法神武雄備集』に見る素行の武學觀

素行武學の本質を考へる前に、われらはまづその發展過程を靜かに辿つて見ようと思ふ。素行は儒學方面におけると同じく武學方面においても天才であつた『配所殘筆』の記事「漸八歲之頃迄に四書五經七書詩文之書大方

よみ覺候」の早熟から

我等幼弱より武藝軍法不_レ怠候。十五之時に尾畑勘兵衛殿、北條安房守殿へ逢申候て、兵學令_二稽古_一修行候。廿歳より内にて門弟中に我等大方上座仕候て、則北條安房守殿筆者にて、尾畑勘兵衛殿印免之狀給_レ之候。

〔配所殘筆〕

の狀態へ、即ち二十歳以内で師小幡景憲から兵法印可狀をうけたまでの發展狀態へ、さうして、さらに

二十一歳之時尾畑勘兵衛殿印可被_レ仕候て、殊更門弟中一人も無_レ之候印可之副狀と申候を我等に被_レ與_レ之候。の狀態へ、即ち二十一歳にして師景憲から唯授一人兵法印可副狀を與へられ、甲州流武學の最高峰を窮めるまでの發展段階に到達したのである。(第二十六章)

その記憶すべき素行二十一歳の時、即ち寛永十九年に現はれたのが有名な『兵法神武雄備集』である。さうして、それはその後修正増補を加へられること十年、慶安四年素行三十歳の時完成を見るに至つたものである。

『武教全書』自序のうちに「予嘗述_二兵法神武雄備集若干卷_一。殆竊取_二先哲之意_一。」と述べてゐるやうに、素行は『兵法神武雄備集』のうちに和漢先哲の兵法を攝取し、本邦始めて見る大規模の武學體系を組織した。『兵法神武雄備集』は戦律・武備・城制の三卷にわかれ、戦律之卷はさらに戦法・客戦・攻城・主戦・守城・寡戦・衆戦・歩戦・輕戦・山戦・海戦・舟戦・伏戦・火戦にわかれ、武備之卷は主本・素情・分類(武者分)・内閱(内習)・振旅(備定)・制法・器用・斥候・私用武功(註「武教全書」において「待用武功」となる)・武功・雜功・法令・選功(手柄穿鑿)・軍禮・練陣・

變陣・行軍・營法にわかれ、城制之卷は選陸・選山の兩篇にわかれてゐる。

素行はその全生涯を通じて山鹿流を唱へることなく、山本勘介流を稱してゐたが、前記『兵法神武雄備集』を通じて見ると、既に一流一派の開拓者たる風手を指示してゐる。武備之卷主本(主本は孫子の始計に準據す)に素行が「大將可_二先知_一二三ヶ條之事」(兵法の三本)として擧げてゐる武略・知略・計策は、固より甲州流本傳の「夫軍法は兵法也：武略智略計策をよくして定めて能勝利をうる事を能軍法と云ふ。」(『甲陽軍鑑』品第(四十一軍法之卷)に準據してゐる。しかしながら、この三本は元來『孫子』始計から發祥したもので、武略は五事(道天地將法)、知略は七計(主・將・天地・法令・兵の優劣を比較し、計策は詭道(但し、我れにおいては、主として)に該當してゐる。北條氏長は『師鑑抄』において「武略・智略・計策」、『兵法雄鑑』において「謀略・知略・計策」といつてゐるが、『士鑑用法』においては「治内・知外・應變」を用ひてゐるのに對して、素行は『甲陽軍鑑』そのまゝの「武略・知略・計策」(但し、『武教全書』序段においては、「武」を用ひて、夙くも氏長との間に思想的相違を示してゐる。(註後流「武門要鑑抄」品第一には「夫軍法の本は武略智略也」)。

素行は戦律之卷において客戦・主戦、攻城・守城、寡戦・衆戦といふ風な順序を取つてゐるが、客戦は敵地に進出する攻勢戦、主戦は敵を自國に入れる守勢戦、寡戦は小勢をもつて大勢を撃つ戦、衆戦は大勢をもつて小勢を撃つ戦であること、さうして客戦を主戦に先んぜしめ、寡戦を衆戦に先んぜしめたこと(攻城が守城に先んじた)を考へると、素行の攻撃精神の程度が想像される。客戦を主戦の後にした氏長(氏長は『兵法雄鑑』においては「武」よりも素行に攻撃戦法の徹底がある。吉田松陰が『武教全書講録』のなかに先師素行の應變中客主二篇に最重要を

見出し、客主先後の義を説いたのは當然である。〔第十八章五〕

三 『兵法奥義』に見る素行の武學觀

三十歳の素行が遺した二大記念碑は、前述の『兵法神武雄備集』と今これから説明する『兵法奥義』とである。『兵法奥義』は卷第一陰陽兵源、卷第二察機、卷第三創業篇・守成篇、卷第四秘傳目錄、卷第五向上極意目錄・向上師傳目錄の五卷をもつてゐるが、卷第一陰陽兵源と卷第五向上極意目錄とを除き、他は概ね甲州流武學若しくは北條流武學の傳授を載せたものである。卷第二察機においては甲州流傳統の大星傳、卷第四・第五においては北條流の方圓神心を固執し、卷第四秘傳目錄中の極秘口傳目錄においては北條流の治内・知外・應變(士鑑用法)を取り入れてゐるが、その註釋中に

内を治むることを漢軍にて五事、本朝にて古は武略と云ふ、今云ふ謀略のこと、外を知ることを漢軍には七計と云ひ、中古本朝にも知略と稱へ來り、應變は漢軍にて詭道と云ひ、本朝古より今日に至るまで謀策と稱ふ。……古流の傳統は傳義を以て今日に宛行ひ用ひんとす、當流の奥義は左に非ず、傳統を以て今日の規矩とし、時勢を計り其用ふるに及んでは自らの大星を見開き、自己一心の志を以て業行を成す。とあるやうに、山鹿流独自の主觀が發表されてゐる。

しかしながら甲州流・北條流を超越し、素行一流の儒學知識の基礎に立ちつつ獨特の境地に到達してゐるもの

は、卷第一『陰陽兵源』と卷第五『向上極意目錄』とである。『陰陽兵源』は或は『兵法源論』とも呼ばれ、素行の『兵法神武雄備集』における全知識の結論であると同時に、『兵法奥義』の序論である。同書に

兵法曰城曰備曰戰謂之三要素。城者安置一心之地也。備者格物致知之勤也。戰者應物接事之間也。……行住及坐臥皆不過此三要素。坐有三要素。動靜各可守之。如斯后始可遇兵源。

と記されてあるやうに、素行は城・備・戰を三要素とし、これを窮めて後兵源に遇ふべしと論じてゐるのであるが、その三要素こそ『兵法神武雄備集』の骨髓なのである。しかしながら素行は殺略戰陣は兵法の一技に過ぎないもので、士之業としての兵法は正心・修身・治國・平天下の道であることを論じてゐる。さうして、その根本は正心克己の問題にほかならなかつた。

素行の兵法源論は宇宙萬物の起原論から出發してゐる。老子・莊子・列子・淮南子の學や朱子學の宇宙論は、それら素行の兵法の起源をなしてゐる。陰陽兵源といへば二元論に見えるが、決してさうでなく、陰陽の本源を一とし、さらに一の本を無物とし、老子に従つて遂に兵源無物を唱道するに至つた。さうして無物無爲の状態においては、對偶なく即ち敵はない筈である。しかしながら心意一度發動し、喜怒哀樂の情が起つて來ると、陰陽わかれ、相對觀念の發生となり、彼己敵味方の差別觀念が動いて來る。さうして、この場合素行が最も重要性を置いたのは、彼よりも己であつて、克己之工夫が兵法第一要素となり、孔子の「克己復禮。則天下歸仁焉。」が素行の腦裡を支配してゐた。所謂「一心の兵法」これである。『陰陽兵源』の註に

天地自然の道は即ち兵源也。…兵の源と云ふと雖ども別に習なし、天理に従ひ、己むことを得ずして殺伐鬪争するものは兵の道也、一己の人欲に溺れて殺伐鬪争する者は眞の兵の道に非ず。

とあるのはさらにこれを裏書するものである。かくして克己之工夫を説く前提として素行は

愚人一心兵法不遇其源其理自闇而本心自滅了簡。『陰陽兵源』

と記し、さらにその註として

世の愚人に於ては、唯身外の兵法を聞くことを知て、心内の兵法の本源に遇ふこと能はざれば、其理自闇く、本心自よき了簡を滅して迷ふことなき能はず。(同書)

と述べ、愚人の固執する「身外の兵法」を放棄して、「心内の兵法」を主張したのは、素行の深慮の存するところであつた。

以上の前提の後に素行は次のやうな陰陽兵源の結論に到達することができた。

修克己之工夫則天地得位百官守職而後天下平也。是眞之兵法也。窮此兵源不足則誦萬卷盡技術多學博聞之士内常横于戈意馬心猿坐馳妄作而戰不可息莊子曰日以心闘是也兵法至極之定論萬代不易之議源也。(同書)

克己之工夫を修めるのが眞の兵法であるといふのであつて、素行は「是を以て當然兵法の基本とし大事とす、是れ眞の兵道といふべきもの也。」と註釋して、この克己の工夫をもつて山鹿流意識を強化してゐる。従つて莊子

の「日以心闘」が兵源の根本となつて來るのであつて、古語の「敵國非敵。心敵攻己。」がそのよき註釋となつてゐる。實際その通りである。兵法は彼我心の問題であり、その窮極は我が心の問題即ち一心の兵法であつて、素行が「日以心闘」を兵法至極の定論、萬代不易の議源としたのは驚くべき達見であり、山鹿流武學の開祖素行の風采は、この頃既にはつきりと看取されるのである。

次に卷第五『向上極意目錄』は素行の自得であり、その十五箇條は前述の『陰陽兵源』の續篇若しくは擴充として注意さるべきものであつて、「天無陰陽。地無險易。人無勇怯。」と「無爲兵法事」との兩條は、後來素行六世の孫山鹿素水がこれを取つて、「一心兵法」(『陰陽兵源』)「方圓神心」(『向上師傳目錄』)と共に、素行遺教四句として信奉したものである。(第十章七)

四 『武教全書』に見る素行の武學觀

三十歳(明曆二年)は前述のやうに素行の武學生涯における第一高潮期であつた。さうして、その第二高潮期は、世間的に最も有名な三十五歳の場合である。この高潮期における素行の著述は『武教全書』(『武教小學』を含む)であり、『武教要錄』(『武教本論』を含む)であり、『兵法或問』である。

この期においてまづ人目を惹くのは、「兵法」の代りに「武教」の語が著しく使用されてゐることである。武教全書といひ、武教小學といひ、武教要錄といひ、武教本論といふのがそれである。この「兵法」から「武教」

への發展をわれらはどう解釋したらよからうか。『武教全書正解』に「兵ハ武ノ片端一枝ナリ」と記して素行が兵武の別を明瞭にした次第を説明してゐるが、或はそれが素行をして武教を唱へしめた一つの理由となつたのかも知れない。しかしながら、われらは武士道の見地に立ちつゝ第二の理由を考へて見たい。

この期は素行の武士道學が大成した時期、即ち本邦武士道學史上劃期的な時期である。小幡景憲や北條氏長に武士道觀がないではなかつたが、日本中興意識の新しい目覺めを根柢とし、その豊富な儒學知識を參考しつゝわが武士道學を完全に構成したものは素行である。素行武士道學の根本は『武教小學』であつて、夙起夜寐・燕居・言語應對・行住坐臥・衣食居・財寶器物・飲食色欲・放鷹狩獵・與受・子孫教戒——の十篇のうちに極めて平易に武士道が説かれてゐる。

十篇のうち「暇則披書傳。而考士之正道。知義不義之行。」（夙起夜寐）といひ、「於庭前見馬及乘馬。……或劍術。或弓射之禮。或鐵炮或鎗。皆矯骨折。正進退之法也。……猶暇則披書。而論武義。講兵法。閱士器。」（燕居）といひ、「士之可恒語者。義不義之論。古戰場之事。古今勇義之行。時代武義之盛衰。皆議論而可戒今日之非。」（言語應對）といひ、「自出門如見敵。……凡爲士之道。行住及坐臥。暫放心則必臨變而失常。一生之恪勤於一事可闕滅。」（行住坐臥）といひ、「與施不於道義。則義士不來。傳曰。使義士不可以財。……闕一義一道。則雖千鐘之祿天下之重不可受矣。」（與受）といひ、「士者以大丈夫爲勇。於愛惠之切。以信勇不戒之。則非志士仁人。……兵書武册不可置汚席。」（子孫教戒）といふのは、

實踐武士道を最も平明に指摘したものである。

『武教小學』が道として武士に要求したものは、要するに義の一字につきるのであつて、武士即義士、武士道とは義不義の別を辨へることである。後に素行が『士道』において

大丈夫存心の工夫唯在辨義利之間而已。君子・小人の差別、王道覇者之異端、すべて義と利との間に明レ之也。

と説いたのも、意圖するところは同様である。

従つて『武教小學』が惣目録並びに兵法八卷と結合して『武教全書』を構成したことは、山鹿武學の發展過程における注意すべき事象でなければならない。『兵法神武雄備集』と『兵法奥義』とを中心とした素行の第一高潮期(前述)において、夙くも素行の獨創があらはれてゐたこと、就中『兵法奥義』陰陽兵源において素行が「日レ心闘」を兵源第一義としたことは、確かに山鹿武學の特異性を明示したものである。しかしながら、そこには本邦固有の武士道はまだ十分には取り入れられてはゐなかつた。たとひ『兵法神武雄備集』武備之卷に「武士道は、我も人も人に弱氣を見せじとたしなみ、慮外不仕如く可相守一事」と書かれたやうな節がないではなかつたとしても、そこで『武教小學』を取り入れて武士道を兵法要素とした『武教全書』の出現は、繰り返していふが、單に山鹿流武學のみならず、日本武學發展史上における特異事象でなければならない。

次に『武教全書』兵法八卷の部はどうか。惣目録の主要項目を挙げると、自序并序段、主本・撰將・用士・武

者分・制法・撰功・内習・軍禮・法令(一之上卷) 天官・地形・斥候・侍用武功・用間(二之下卷) 練陣・行軍・營法(第二之卷) 城築(第三卷) 客戰・主戰・攻城・守城・寡戰・衆戰・步戰・騎戰・山戰(第四之上卷) 河戰・舟戰・伏戰・火戰・夜戰・夜守・雜戰等・戰法別傳(三戰・五戰・戰法心得・奇正・虛實・心氣力・必勝)(第四之下卷) 兵具・急療・金瘡・馬醫(第五卷) の多數(「自序并序段」を一巻として他の七巻を加へて八巻と見る)にのほり、『兵法神武雄備集』に比して著しい進境を示してゐるが、就中主本が序段の次に出てゐる點は目立つてゐる。

序 段

夫士の法其品多し。然ども其本三に不出。謀略・知略・計策是也。謀略と云は、心をたゞし氣を養、城取陣取備立共に理にあたる是也。孫子曰經之以五事云云。知略といふは、外を知つてはかるなり。人に善悪あり、格に眞草輕重あり。是を知て其處にしたがひ用る也。孫子曰校之以七計云云。計策といふは、手だてをなして全く勝をいふなり。或は味方を入、或はかへり忠の者を作り、格によつて虚實をかんがへやすきに勝是也。孫子曰兵者詭道也云云。兵法の用處千萬變化たりといへども、此三本をいはず。此三を知つて常に工夫受用する人は兵法の大理にかなふべし。しからずんばたゞ武功をたのしみて士の大道を知らざるなり。要するに兵法三本たる謀略(五事)・知略(七計)・計策(詭道)を把握し、これを工夫受用するものは兵法の大理にかなひ、一個の武功にのみ信賴するものは然るを得ないといふのである。素行の武功・兵法差別觀は『兵法或問』に次のやうに述べられてゐる。

問』に次のやうに述べられてゐる。

武功とは平陸山川城責籠城などと云ふことに付て、五ヶ條十ヶ條尤成功の作を覺えたること也。切々戰場に臨み色々のことと違ふが故に、自然と功に成るべきことを自得したることを武功と云ふ。兵法とは士の本理始終前後と治國戰國との如何を問はず、其大本を知て闇からざるを云ふなり。其心理に徹し遠き慮り有て文武の旨趣に通ぜざれば兵法を自得すること難し、武功は其人の心の付様と場數とによつて誰にも有る者也。本を知らざるの士は武功多しと云ふとも、是唯匹夫の勇にして將の器にあらざる也。

單なる武功を排して兵法の本理に重點を置く素行の面目は躍如としてゐる。しかしながら『武教全書』のいづこにも氏長の「方圓神心」が見出されないのは、それが同年著述『兵法或問』に頻出してゐるだけに、注意すべき事象である。(第二十四章)即ち『武教全書』は素行が理論以外の實理に相當安定して來た頃の著述とも考へられる。それだけに素行が師氏長の北條流から脱却して山鹿流を明瞭に意識した時代であつたとも考へられる。『武教全書』と同年の著述『兵法或問』においては、前記武功兵法の差別のほか、「軍法は士法也」、義兵利兵の差別、雜格合格、教戦の別(教には正法を以てし、戦には奇道を以てす)等甚だ聽くべき説があるけれども、われらはその詳述を控へることにした。

五 『武教要録』『武教本論』に見る素行の武學觀

次にわれらは『武教要録』と『武教本論』とに『武教全書』以外における素行の姿を眺めようと思ふ。

まづ『武教要録』について述べよう。同書は本卷四卷(卷一—卷四)別集二卷(卷五・卷六)計六卷をなして居り、卷六は『武教小學』と『武教本論』とを収録してゐるが(山鹿高恒著「武事提要」においては「武教本論」は「武教要録」から獨立して一巻をなしてゐる)、『武教小學』については既に『武教全書』の内容として説明したことであり、『武教本論』は要録の結論とも考へられるので、この方は後にこれを解説することとし、卷一から卷五に至るまでを最初に考へることにしよう。

卷一目録は、兵本付兵論・三才通用・將士・政令・賞罰・制法・料知・候望・用間、卷二目録は、陣法・城塞・行軍・營法、卷三目録は、守攻並主客・天時・地形・火攻・兵用(衆寡・步騎・伏索・進退)・奇正・形勢・先後・遲速・心氣力・虛實・必勝、卷四(續集)目録は、文武・和衷・征伐・奇正・機權・制勝・勝算・識機・久速・謀術・才德・恩威・衆寡、卷五(別集)目録は、治内(主本・撰將・用士・政令・賞罰・分類・制法・内習・陣法・城制・營法・行列)・料知(知時・知格・知大小強弱)・知風俗・知地形・候望・用間・當見當聞・視觀察)・應變(主格・守攻・天時・地形・衆寡・步騎・伏索・水火・進退)・戰法(陰陽・三戰・五戰・奇正・形勢・虛實・心氣力・戰場日時・易勝必勝)・本覺(神心・方圓・分教・陰陽・形名・度量數稱勝・四神相應・懸待表裏・創業・守成)にわかれてゐる。

それらの内容は素行が同書後序に「拔唐籍雜諺解」と言つてゐるやうに多數支那兵書の拔萃であるが、素行は「兵經不出七書」といつてこれを七書に制限し、さらに「夫七經者不過孫子」と言明して、『孫子』に

重點を置いてゐる。即ち素行は『孫子』を中心とした『七書』の兵理を撮り、これに自己の見解を加へたのであつて、同書自序における「夫兵法者。其理先天地。而其事同天地。是萬代不易之定論也。」によつても類推されるやうに、兵道を事理の立場から考察し、『陰陽兵源』における論鋒との共通點を見せてゐる。従つて同書に見る素行の態度は、師氏長が得意とした方圓神心の兵理を依然として尊重し、同書卷五は多分に氏長著『士鑑用法』の色彩を示してゐる。そこで私は『武教要録』の大部分は和漢兵理の要約集成であると率直に言はうと思ふ。かくして私は『武教本論』に素行武學の骨髄があるかどうか、或はそれが『聖教要録』と對比される價值をもつものかどうかを考へて見たい。『武教本論』は孫子に飽くまで傾倒した素行が日本的『孫子』を著述する意味においてこれを書いたもので、かうした體系における著述は、その後幾種類となく現はれたが、その先鞭者は實に素行である。

『武教本論』の解説に入るに先だち、われらは素行自記の序跋を問題にする。同書自叙に曰く、

本論何爲而作乎。爲後學之嗜其末流也。古今談武百餘家。其書其辭。或涉博文。或過省略。專論闕

戰詐術。而去神武甚遠。故陷兵家者流。爲權謀技藝。

即ち素行は日本の神武觀に立ち、兵家者流が動もすれば鬪戰詐術・權謀技藝に陥るの弊を防止するために本書を著述したのである。さうして同書の跋に

今以門人處輯錄之小學。予處述作之本論爲一冊。繫要録第五號別集。于茲武教之始終悉矣。

とあるやうに、素行は『武教本論』と『武教小學』とを結合することによつて武教の目的が完成されるであらうと言つてゐる。實際その通りであつて、それらが要録別集となつたのは素行の意思によつたのであるが、私は以上の兩書が結合して『武教全書』の巻頭に立てられるのを妥當と考へる。私は敢て言ふ、『武教全書』は巻頭に『武教論』を置き、次に『武教小學』を配し、最後に惣目錄並びに兵法八卷の部を加へ、三部曲結合して始めて完全なる體系をなしたであらうと。それ故に私は敢て提唱する、今後若しも『武教全書』を刊行しようとするものがあるなら、宜しく以上三書を合冊して三部曲を作り、素行の本意に副ふべきであるといふことを。

素行の武教目的は、本論跋における

武不因教則失日用當然之理豈扶成天威爲帝王之師乎。

によつて知られるやうに、帝王の師となるものを養成するにあつたのであつて、一般武士のための武士道を説いた『武教小學』以上の大理想を抱懐してゐたのである。即ち素行の本心における武士道は、大義武士道にほかならぬのであつて、後に彼れが『武家事紀』(寛文十三年・延寶元年)第四十五別集「武本」において

朝廷ハ禁裏也、辱モ 天照太神ノ御苗裔トシテ萬々世ノ垂統タリ。……王朝ノ事聊モ懈怠ナクツトメ玉フ事君臣ノ大禮也。……臣ハ臣ノ道ヲ守テ武將代々京都ヲ守護シ、朝廷ヲ尊官位ヲ重ジテ、朝廷ヲ以テ朝廷タラシメテ、君臣上下ノ儀則ヲ存スル事、是武家大禮大義ヲ存シ、本朝ノ風俗人物異域ニマサル要道ナリ。と高唱するに至つたのは當然の歸結である。

然らば『武教本論』の内容はどうか。それは大原(上)・主要(中)・戦略(下)の三大篇にわかれたれ、さらに十九項目に小別されてゐる。

大 原

人原—道原—事原

主 要

君職—三事—警戒—建官—選教—武備—法制—内閣—賞罰

戰 略

武教—謀知—戰法—戰地—戰時—戰用—戰要

戦略の部「武教」といふ項目のなかに素行は武教の意義を説いてゐる。これによれば、武教の因をなすものは大原・主要であり、兵用としての戦略はその果である。さうして人・道・事三原に通ずる大原の理は、次に擧げる冒頭の句につくされてゐる。

天地之間合理氣而生其形成其用者甚多而以人爲萬物之靈尤有由乎人者得天地之粹稟理氣之正故仰觀天俯察地中因人物而用不易道原則大小精粗無處不通古今事物無處不窮其妙噫大哉。是人之處以參天地也。

即ち三原の根本は人である。人は天地の粹、萬物の靈であり、理氣の正を稟けたものであつて、不易の道原を

用ふる時は、事物萬物窮めざるところなく、天地と共に三才と稱される所以である。然らば人の踏むべき道はなにかといふに、それは天地の道即ち天地の準繩に順ふことである。道は人工爲の道でなく、天誡から發現するところの自然の道、本邦においては神道・皇道に該當する道である。さうして素行の説く道は、「道唯思而不_レ可_レ成。行而始成。」によつて知られるやうに、飽くまで實踐道徳を意味したものである。兵道を説くためにまづ人道の至極を根本とした素行の用意は周到である。

素行の主要は武略（『武教全書』序段において「武略」と呼んでゐる）（治内）、戰略は知略（知外）・計策（應變）に相應する。主要篇の第一項は「君職」であつて、その冒頭に「人者萬物之靈。而主者人中之靈長也。」とあるやうに、素行の君本主義が高く標榜されてゐる。次に素行は君職の要として學・知・行三事を挙げ、さらに建官の必要を説き、建官の標準として德（正心・脩身）・知（善謀・材知）・勇（力行果敢・不動不屈）の三徳を指摘した。「選教」は「選舉教練」であり、選舉によつて人を選び、教練によつてこれを陶冶すべきことが主張されてゐる。素行は教練の價値を高評價して、これを「内閣」の項に再説し、「内閣者。内能教而外閣其練也。教而不閣。則理必不通事。而俄然蔽塞。」と論じ、田獵の必要を主張してゐる。

戰略篇の「謀知」において、「謀」に關しては「謀者内密謀也」と説かれ、武略（治内）に關係するところがないでもないが、大部分は「知者外見聞而知也」における「知」即ち「知略」（知外）の問題であり、用間が主要場面を占めてゐる。「戦地」においては、客戦・主戦、攻城・守城、平陸戦・山戦・谷林戦・川戦・舟戦・水戦、「戦

用」においては衆戦・寡戦、步戦・火戦等に關する記事が見られる。

最後の「戦要」においては「上兵不_レ戦勝」の理が「善謀」の名において説かれ、常に敵の虚と不虞とに乘じ、その一度兵を用ふるや、奇正循環、表裏中應變の實を擧ぐべきことが力説されてゐる。

私は率直にいふが、「武教本論」に對して私は『聖教要録』に感ずるやうな十全の満足を感じることができない。なんとなく同書には思想論理の徹底しきらないところ、或は簡に過ぎて意足らざるものがないでもない。しかしながら若しもこれを『武教全書』中に收容し、『武教小學』並びに全書兵法八卷と共に三部曲を構成するならば、殆んど完璧に近い全書が見られるであらう。

私は貴田元親（素行の門人、嘗つて律經に仕へた、元祿二年歿）の『武教本論』跋（貞享五年元祿元年）を見て大いに共鳴することが出来た。同跋に曰く、

武教本論の書たるや、大本已に立ち、條理燦然として、實に一貫の珠の如し、家傳の至寶と謂ふべし。蓋し兵法の極處茲に在り、嗚呼。

先生の功や大なる哉。本論は大本にして、而も條理未だ悉く盡すべからず、故に手鑑要録あり、是に於て綱領と條目とは至れり盡せり。然れども言約し、語簡なれば、初學の士得易からず、故に武教全書ありて、序次を分ち、事物を詳にして、兵法の全體體用兼備せざるなし。且つ又博文を助けん爲に、神武雄備集を述作すること若干卷、先哲の武功を傳ふ。武教要録は漢家の兵書を包括して、之に加ふるに、兵法或問を著して

闕略を補ふ。兵法三等録を筆して職品を分つ、其本源は皆以て本論に出づ。本論に通ずれば即ち本末を知り、本末を知れば則ち條理を分つ、條理を分てば則一以て之を貫く、一以て之を貫けば則ち兵要掌に在り、故に以て跋とす。

『武教本論』と『武教全書』との相關を力説する元親の論議は傾聴に値する。従つてわれらが本論・小學・全書八卷の三部曲合成において素行武學の全貌を考へようとする試みは、決して偶然の思付ではないのである。

素行の著述と想像される『陣原秘訣』(著述年代は不明、多分晩年の作であらう)を附記することにする。同書には支那の陣に對する詳細の解説が與へられた後和備(漢語に對して本邦とは備といふ)の説明があり、最後に山鹿流の備についての素行の言明がある。同流備法本源之訣に關する素行の解釋は

夫れ當流に沙汰し傳授する所の法は、近代太田道灌が云ひ置きたる法旨を受て山本道鬼が傳へし武田法性院殿の家法を受用ひて、近來再傳して愚老に至る(註、この邊の文面から、甲州流が小幡景憲を經、再傳して愚老素行に、是に於て和漢の制法を攷へ、古今の事跡を試み、天地理數の淵源を探りて、或は増加し或は損刊し、是を潤色して其精妙を取用する也。『陣原秘訣』)

となつてゐるが、われらはこの記事のなから素行が備法において一流を案出する意氣込を見出すことができぬ。かくして素行は方圓座備において、或は五行座備において、それ〴〵山鹿流独自の境地を開拓するに至つたのである。

六 『中朝事實』武德章に見る素行の武學觀

山鹿素行の武學生涯はその著述を通して四大高潮期に區別される。その第一は『兵法神武雄備集』の完成した慶安四年(素行三十歳)、その第二は『武教全書』『武教本論』等が著述された明曆二年(素行三十五歳)、その第三は『中朝事實』武德章の出現した寛文九年(素行四十八歳)、その第四は『武家事記』發表の寛文十三年(延寶元年)(素行五十二歳)である。さうして第三高潮期は素行の神武觀が武學の要髓となつた時代である。

『中朝事實』は素行が中華日本を自覺し、古學から日本學への轉換を劃した一大記念碑であると同時に、素行武學が日本流武學の軌道に乗りきつた事實を明證するものである。私は同書武德章を再三再四熟讀した結果、遂に同書が「山鹿流十八部」の白眉であると同時に、近世日本武學書の最高峰に立つものであることを確信するの境地に到達した。私は『日本書紀』就中『神武紀』を日本武學書の最初にして且つ最も偉大なるものと信じてゐるものであるが、素行が最も早くこの事實を看破して『中朝事實』武德章を書いた識見の卓絶は實に驚異に値する。素行のこの大自覺を知るために、われらは遡つて彼れの『聖教要錄』(寛文五年)における自覺を一瞥し、それと『中朝事實』就中同書武德章における自覺とを比較することにしよう。

『聖教要錄』は素行が伏犧から周公に至る支那十聖以後唯一の聖人たる孔子の教のみを聖教とし、曾子・子思・孟子を排し、程子・張子・朱子を斥け、當時の群盲學者を睥睨して、正しい古學に復歸した好記念である。しか

しながら、この場合素行の意味する聖教は、支那の聖人孔子の教であり、素行は飽くまで孔子を師として人たるの道を説かうとしたのであつて、そこに素行がやがて日本學者となるべき心構の準備が認められるとしても、まだ素行の眞の日本的自覺は認められない。これに反して、『中朝事實』における天先・中國・皇統・神器・神教・神治・神知・聖政・禮儀・賞罰・武徳・祭祀・化功の全十三章は、それら『日本書記』の内容を取り入れ、それらに一々素行の謹按を加へたもので、それらは悉く天神の天地創造・國土生成乃至皇統並びに神ながらの道の授受を説き、萬邦比類なき神國日本の傳統性の尊嚴を闡明してゐる。即ち『聖教要録』が外國の聖人の道を根本としてゐるのに對して、『中朝事實』はわが神聖の道を根本としてゐる點に特異性をもつてゐるのである。『中朝事實』武徳章は『日本書記』のもつ武學精髓に對する素行の神武的解釋であると解される。即ちそれは書紀の神代紀・神武紀・景行紀・神功皇紀・應神紀等における兵隨を拔萃し、それに謹按として素行の解釋を加へたものである。わが日本は天瓊矛の武徳によつて修成された國であつて、素行は武徳章に先づ『神代紀』收録一書における「天神謂伊弉諾尊伊弉冉尊曰。有豐葦原千五百秋瑞穂之地。宜汝往循之。迺賜天瓊矛。」を用して、天御中主神から諾冉二神への天瓊矛傳授の次第を挙げ、瓊矛の道の悠久性を指摘し、中國雄武の由來を説明してゐる。第二に素行は『神代紀』素戔嗚尊昇天の場合における天照大神の「丈夫武備」を挙げ、謹按を加へて「是令下垂戒於萬世設於未然上之謂也」と記し、第三に素行は天孫降臨の際における天忍日命の前驅を記載し、「威武之道設而不怠。克終之戒也」と按じた。

第四素行が 神武天皇の東征を謹按するの條は、まさに武徳章の歴卷である。素行は大きく御東征の功を天皇の武威に歸し、次に武威の諸要素を舟師・歩兵・會戰・神策・神瑞・凱歌・祭齋、その他兵律の制、神謀の略、陣營・器械の用法、元將・偏帥の選任となし、武威以下一切を神聖の武即ち神武とした。神武とは天授(神授)人興の武であつて、神武天皇を神武の御謚號において稱へ奉るのは、天皇が神武一切を兼備遊ばされたためなのである。(第二十一章)

第五に素行は武經兩神の武威が刀に血らずして出雲を歸順せしめた事蹟を挙げ、これを天神選將の例とし、第六 神武天皇が東征の際日臣命(道臣命)を軍帥となし給うたのを人皇選將の始めとし、第七高皇靈尊が天稚彦に天鹿兒弓及び天羽羽矢を賜うたのを天神將に節刀を授け給ふの義とし、第八 神武天皇の論功行賞を軍國の盛事とし、第九日本武尊の東夷征伐を「日本武之雄武也。神劍之發威也。靈鏡之明光也。殆武徳之盛矣。」と稱揚し、第十神功皇后の西戎征伐の効果を掲げ、「處々置日本府。以布政令。中國之武徳至此大盛矣。吁中朝之文物。更不愧于外朝。如其威武。外朝亦不可比倫。」としたあたりは、一々皆出色の言である。

その他素行の謹按中 應神天皇を聖武として武神とし、神武を惟神の道とし、崇神天皇の兵器製作と 持統天皇の陣法博士設置とを「雖安更不忘戰」としたあたりは、看過さるべからざる場面である。

以上によつて知られるやうに、素行の神武觀は彼れの武學の根本要隨でなければならぬ。従つてこの神武觀を抜きにした『武教全書』に生命はない。『武教全書』に『武教小學』を併合し、武士道要素を加へたとしても、武

士道は神武道の一部にしか過ぎないとすれば、全書の價値は知れたものである。全書に『武教本論』を加へて若干の神武意識を添へたとしても、まだ不十分の誇りを免れない。是によつて是を觀れば、一般の常識において山鹿流武學書の精粹と考へられてゐる『武教全書』と雖も、『中朝事實』武徳章の神武觀を指導精神とするのでなければ、到底光彩を發揮することは出来ないのである。

七『武家事紀』に見る素行の武學觀

山鹿素行の全武學生涯を通じて、寛文十三年(延寶元年)即ち素行五十二歳の時は、素行武學の第四高潮期として、また完成期として注意を要する。『孫子諺義』や『武家事紀』の著述があつたからである。われらは『孫子諺義』における素行の「兵者詭道也」に對する日本的解釋と北條氏長との思惟的相違とを通して、山鹿流の一特色を指摘することができる。(第二十四章)

『武家事紀』は別箇の意味において特筆さるべき値をもつてゐる。本書は武家須知の百科辭典であると同時に、武學研究者の必須教程であつた。その目録は皇統要略・武統要略・武朝年譜・君臣正統・譜傳・織田家臣・豐臣家臣・御家人・諸家陪臣・戰略・古案(織田家・豐臣家・神君・今川家・武田家・北條家・長尾家・毛利家・雜家)・法令・式目・地理・驛路・將禮・武本・武家式・年中行事・國郡制・職掌・臣禮・古實・故實(武裝・武藝・雜藝故實)の二十四項にわかれてゐるが、就中皇統要略・武統要略・戰略・地理・武本・故實等は出

色である。

そこで私は最後に『武家事紀』を中心として素行武學の構想乃至理念を考察して見よう。私が本書に見出した最大價値は素行の國體的武學意識の充溢である。素行の日本中朝意識は寛文九年四十八歳の大自覺期における著述『中朝事實』自序によつて既に闡明されてゐたが、(前出)『武家事紀』卷三十八續集地理上における次の卓説は一層これを強化具體化してゐる。

凡ソ中國ト云ハ異朝ノ稱號ニシテ、本朝ノ名ニアラザルト、俗皆知レ之テ詳ニ其實ヲ不レ糺也。異朝ヲ中華・中國ト云コトハ、後人コレヲ稱美ノ辭也。本朝ニライテハ、往古神代ヨリ葦原中國ト云テ本朝ノ名タリ。サレバ中國ト云フコトハ、必本朝ニカギルベシ。

中國を本朝に限定した素行は、まさしく華夷の辨に徹底したものである。しかのみならず、素行は「臣ハ臣ノ道を守テ武將代々京都ヲ守護シ、朝廷ヲ尊、官位ヲ重ジテ、朝廷ヲ以テ朝廷タラシメ、君臣上下ノ儀則ヲ存スル事、是武家大禮大義ヲ存シ、本朝ノ風俗・人物、異域ニマサル要道ナリ。」(『武家事紀』武本)と述べ、皇室崇拜こそわが國體をして萬邦に卓絶せしめる所以であることを指示した。

素行は進んで武の立場から日本の萬邦無比を力説した。さきの『中朝事實』武徳章を見よ、そこには素行の金文字が赫突として永遠の光をはなつてゐる。

臣謹按大八州之成。出于天瓊矛。其形乃似瓊矛。故號細戈千足國。宜哉中國之雄武乎。凡開闢以

來、神器靈物甚多、而以天瓊矛爲初、是乃尊武德、以表雄義也。

神武日本の眞姿は偉大なる史家素行によつて十二分に把握されてゐる。

素行は次いで、天照大神の武備を説いた後、さらに、神武天皇の武威・兵制・兵法を次のやうに記してゐる。

是人皇東征、定中州之武威也。有舟師、有步兵、有會戰、有神策、有神瑞、有凱歌、有祭齋、戰勝而存戒。

……練士卒、示誠信、建功於六年。其兵律之制、神謀之略、陳營器械之用法、元將偏帥之撰任、無不

備……其策其兵、皆出於神。神乃天也、天以授之、人以與之、是帝所以爲神武也。〔中朝事實〔武德章〕

然る後素行は『武家事紀』地理上において次の斷案を下した。

本朝ヲ細戈千足國ト號ス、此水土ノ形戈ノホソキノレリ。是乃本朝ノ形象自然ニ武儀ヲ具フ、サレバ水土

ノ風俗皆武ニ長ジ、勇猛豪傑ノ士世々甚多シ。シカレバ文道・治教ニヲイテハ、猶異朝ト相比スルニ不レ愧。

武威兵法ニヲイテハ、四海ノ間ヲクラベテ、本朝ニクラズベキ所アラズ。

本朝武威(神武)・兵法萬邦無比の高唱は實に素行の達見である。

素行の兵法觀は『武家事紀』卷第五十五別集「武藝」のなかに次のやうに最も明瞭に表白されてゐる。

凡武將ノ業トスル處ハ、武ノ職ヲツトメ其藝ヲ習熟スルヲ以テ本トナス。武ノ職ト云ハ兵法ナリ。兵法ト云

ハ、武ノ法ヲ正シテ國家ヲ安治セシムルノ道也。(註、北條氏長の「兵法ハ國家維持ノ作法天下ノ大道也」(註、士農用法)と比較するべき値をもつてゐる。)……藝ハ弓馬・相撲・

鎗劍、スベテ武器・武禮ヲツマビラカニシテ、コレヲ正シクワキマフル事也。然レバ職ヲツトメ兵法ヲ精

メ、武ノ道ヲツクスヲ本トシ、藝ニナレワザラ詳ニシテ、其術ニ通ズルヲ末トス。本は人君・大臣ノツトメ、

末ハ祿士・諸卒ノ所レ可レ必ナリ。本ヲシルト云トモ、末不レ精バワザナラズ、末ヲ究ト云トモ、本不レ立バ其

道不レ行。コノユヘニ名將・賢君ノ治世ニハ、本末皆備テ、君臣上下相通ズ、タトヘバ一身ノゴトシ。性心

ハ本ニシテ四支骨節ハ末也。此本末相因而後ニ人人タリ、否バ人ノ道ヲ不得ナリ。鎌倉右大將家始メテ武將

ノ業ヲ建玉フヨリコノカタ、武家天下ノ治平ヲ任トス。シカレバ武將タラン輩此職藝ヲ怠リ給フトキ、必ズ

亂臣其ヒマヲ伺イ、逆士世ニ横行ス。此ユヘニ武將ノ旨トスル處、兵法ヲ學デ武藝ヲ試ニアリ。兵法ヲ學コ

トハ、武家ノ故老ヲチカツケテ、古今ノ故實ヲ糺明シ、其正義ヲ詳ニシテ自ノ智ヲ開發セシムルニアリ。(註、素行

によれば、羅朝は兵法を學ぶために武家の古老大庭景能・西行法師・熊谷運生坊(直實)を召して兵法の用意千支の故實を糺したといふことである)

即ち素行は武職の根本を兵法とし、武藝をその末節としたのであるが、本末一體とならなければ道立たざること

を説き、嘗つて師小幡景憲から授けられた兵法印可副狀(第二十六章)における軍法兵法兩勤(この場合における軍法は

兵法、兵法は武藝に對當

して)をそのまま踏襲してゐる。

『武家事紀』は以上のやうに素行兵法觀の決定を明示してゐると同時に、法令・式目・故實等において武家須知

の事項を網羅してゐるが、戰略の部は特筆さるべき事項である。川越・桶狭間・川中島・三増峠・姉川・味方原・

長篠・山崎・賤ヶ嶽・長久手・鴻臺(二回)・蕪崎・吉田(安藝)・戸石・小豆坂・上田原・海野平・宮島・松山

(武藏)・關ヶ原・大阪・鳥原その他幾多の戰に關する素行の研究並びに戰圖の登載が、武學研究者に對する不可

缺の資料となつたことは勿論である。のみならず、素行はこれによつて「戦史」が武學の重要素であることを指示したのである。素行は『兵法神武雄備集』の各處において屢々戦例をもつて兵法の原理を説いてゐたのであるが、最後に『武家事紀』のうちに戦史の實例を列擧し、その武學觀に點青を施したのである。

へ素行武學觀の梗概

以上私は山鹿素行の武學觀を概述したが、最後にその要領を一括することにしてしよう。われらは第一に素行が一心の兵法（克己の工夫）を説き、莊子の「日以心圓」を兵法至極の定論とし、萬代不易の議源とした態度に敬意を表する。（『兵法奥義』の場合）第二素行が武教を説き、武士道・兵法の結合を唱へ、武學三本として謀略（武略）・知略（智略）・計策を主張した點にわれらは共鳴する。（『武教全書』『武教本論』の場合）第三素行の武教觀が一騎前若しくは將略の學以上の帝王の師となることを目標とした事實（『武教本論』の場合）とその目覺めた神武觀並びに神策・神瑞または皇軍組織に關する記述（『中朝事實』『武德章の場合』）に對してわれらは無限の感激を覺える。第四素行が大義武士道の立場から武家の本務は皇室守護にあることを説き、「中國ト云フコト必本朝ニカギルベシ」との大自覺において、日本の武威・兵法萬邦無比の論を立てたことに對してわれらは最大の満足を感じる。（『武家事紀』の場合）第五兵法（註、最廣義に
おける兵法）を國家安治の道とした素行の國體乃至皇道兵法觀に對してわれらは絶讚の辭を呈する。（同書の場合）第六素行独自の客主先後の攻撃戦法（『兵法神武雄備集』『武教全書』等

場合）に、或はその陣法就中五行坐備（『陣原秘訣』の場合）に、また或はその教練の強調（『武教本論』の場合）に、われらは素行兵法の特色を認識する。また第七戦史を重要素とした點（『武家事紀』の場合）にわれらは素行武學の老熟を發見する。

素行の武學生活四十餘年は、實に發展して止むるところのなかつた生涯であり、『兵法神武雄備集』から『武教全書』へ、それから『武教本論』へ、さらに『中朝事實』『武德章』へ、さうして『武家事紀』へと逐次に前進し、この間上述の七大自然特色を發揮するに至つたのである。従つて『武教全書』一個をもつて素行武學の全貌を考へようとするものは、甚だしき錯誤に陥らざるを得ないのである。なんとすれば、『武教全書』は『武教小學』における小義武士道と全書八巻の中心生命たる謀・智・計三本との綜合にすぎないからである。しかしながら『中朝事實』『武德章の神武觀や『武家事紀』の大義武士道觀や國體觀を俟つて、素行武學は始めて眞の日本武學即ち日本流武學の域に到達するのである。そこで素行武學の眞精神を把握しようとするものは、素行の全著を讀破することを要とするが、然らざれば、少なくともわれらが指摘した諸書を熟讀し、年代に應じて素行武學觀がいかにかに發展したかを検討し、然る後にそれらを綜合渾一して、素行武學觀の最後の落ち著きを見透すだけの見識をもたなければならぬ。

第十章 山鹿流武學の發展

- 一 山鹿流武學の融通性
 - 二 大道寺友山の武學觀
 - 三 山鹿高恒の武學觀
 - 四 津輕耕道の武學觀
 - 五 杉山大象軒の武學觀
 - 六 深井彪の武學觀
 - 七 山鹿素水の武學觀
 - 八 窪田清音の武學觀
 - 九 吉田松陰の武學觀
 - 一〇 山鹿流武學の特色
- 【附録】山鹿流道統

第十章 山鹿流武學の發展

一 山鹿流武學の融通性

前章においてわれらは山鹿素行の武學を甲州流武學または北條流武學からの脱化・發展として考察し、さらに素行一代を通じての武學の發展過程を概観した。そこでわれらは本章においては當流武學者として名聲高き大道寺友山・山鹿高恒・津輕耕道・杉山大象軒・深井彪・山鹿素水・窪田清音・吉田松陰等の武學觀を簡単に掲げて、山鹿流武學發展の跡を辿らうと思ふ。山鹿流は山鹿高恒が『武事提要』のなかに

當流は一方つかぬ教にして、他の事をも入又我よりも出すなり、たとへ敵の用に有之とも、可然事は取入用るなり。往古の事今の事なりとも、勿論名将勇士のいたし方、總じて他所他門の事にも、取用て可然事は皆用之也。

と記してゐるやうに、一流一派を株守することのない、他流の長所を取り入れる融通性をもつところの「一方つかぬ教」であつた。それは流祖素行の方針でもあつたのであり、素行が楠公と上杉謙信との兵法を絶賞してゐた事實がその證據である。さうして、それが山鹿流發展の大きな原因の一つとなつたことは勿論である。

二 大道寺友山の武學觀

まづ大道寺友山(諱を重祐と稱す、山城伏見の人、享保十五年江戸に歿す、年九十二)を中心として山鹿流發展の一場面を論述しよう。友山は小幡景憲・北條氏長・山鹿素行を逐次に師とし、三流武學の蘊奥を極めたのであるが、こゝでは素行著『武教小學』の影響下に友山の述作した『武道初心集』三卷を通じて、その武學思想の發展を一瞥することにしよう。『武道初心集』は上中下三卷通計四十四條の項目を數へてゐるが、その全個條は初心の武士心得のためのものであり、『武教小學』の完全なる註脚であると同時に、隨所に著者の獨創を明示してゐる。しかしながら本題を取り扱ふための資料として最も光つてゐるのは、總論・士法・義不義・勇者・軍法・戰法(上卷) 臣職・忠死(下卷)の七條目である。『武道初心集』總論における

武士たらしむものは、正月元日の朝、雜煮の餅を祝ふとて、箸を取初るより、其年の大晦日の夕べに至るまで、日々夜々死を常に心にあつるを以て、本意の第一と仕り候。

は『甲陽軍鑑』起卷第一の「武士は寢ても醒めても或は食事の時も主へ忠節忠功を存すべき事」と『武教全書』一之下卷の「死を常に心にあつる事」との發展に相違ないが、武士道の極致を完全に表現しつくしたものとしてみらる。友山の一年三百六十五日「日々夜々死を常に心にあつる」目的は、忠孝のためであり(總論)、忠義勇のためであつた。(上卷勇者、下卷忠死)友山は武士と小人中間との相違を指摘し、「武士の義はそれ(小人)とは

違ひ、一命を奉る奉公人に候」(下卷臣職)と喝破し、武士道の要髓を次のやうに斷じてゐる。

武士道において肝要と仕り候は、忠義勇の三つに止り申候。忠勤の武士節義の武士勇剛の武士を申候。此忠義勇三徳を一人に兼備へたる武士をさして上品の士と申候。(上卷勇者)

いかにも立派な斷案である。素行の『武教全書』における

一、忠義勇之事

忠節になるべき功を上と定め、時に至て義を守り、其宜きにかなふを其次とし、おのれが一己の勇あるをまた其次とす。其時其所其人によつて此心を以てひはんいたすべし。

に見る上中下三士を綜合して「上品の士」をつくつたところに友山の特色が考へられる。

次にわれらは友山の武士道觀の武學方面への展開について述べようと思ふ。友山は上卷士法のうちに次のやうに説いてゐる。

武士道に二法四段の子細有之候。二法とは常法・變法に候。常法の内に士法・兵法あり、變法の内に軍法・戰法有て、都合四段に候。

士法は武士日常の作法、兵法は刀槍・弓馬に關する武藝であり、この常法二段の修業を積んだ武士は、一騎前の勤めの出来る相當な武士である筈だが、友山の語を籍りて言へば、「武士はもと變の役人」であつて、士大將・者頭・物奉行となるためには、變法二段としての軍法・戰法に通曉しなければならぬ。以上常法・變法四段の修

行を完了した武士は、前述の忠義勇三徳を兼備した武士と同じやうに、上品の士と稱されるのである。さうして上品の士となるべく以上四段の修行をするのが武學である。

友山は武士武教の必要を上巻軍法・戦法の條に述べてゐる。

武士たむものは、假令小身たりとも、然るべき武者師を擇びて、兵法の傳授を致し、軍法・戦法の奥秘に至るまで、委細に覺悟仕り罷在べき事に候。

然る後友山は武學修行未熟の弊を警戒し、修行の徹底を期するために

迎も兵を學ぶとならば、此半途に足を止めず、如何にもして奥旨に至り、頓て元の愚に立歸り、安住致すまで、修行仕度事に候。然れ共我人兵學の半途に日を送り、奥義に至る事は叶はず候ゆへ、本の愚に立歸るべき方角を取失ひ狼狽罷在候は心外の至りに候。爰に愚に歸ると申すは、いまだ兵の道を學ばざる以前の心のごとくにと申事に候。

と述べ、武學の奥義玄妙境を巧みに紹介してゐる。「奥旨に至り元の愚に立ち歸つて安住す」といふのは武禪一致の境地であり、澤庵の『不動智』における劍禪一體境（第七章二）や「いづこにも心とまらば棲みかへよ 長らへばまた本の古郷」に見る上泉流の劍法極意歌の境地に共通する。兵法と武藝との兩勤を理想とした友山、しかしながら小幡景憲や山鹿素行からの傳統を尊重しつゝこれを一層擴充した友山の姿が明瞭に見出される。しかしながら、『武道初心集』がたとひ武士一般のための教程であつたとしても、そのいづこにも大義武士道に關する主張がなかつたのは遺憾である。

三 山鹿高恒の武學觀

次に山鹿高恒（素行の養子、津輕侯の家老、嘗つて津輕將監といふ、正保三年出生、正徳三年歿）の『武事提要』（寶曆六年）を考へて見よう。同書には

- 一、武教之本源
- 一、流儀之傳來
- 一、武家之法式
- 一、爲將之本意
- 一、教習之大本（謀略・智略・計策）
- 一、練武之大意（三采幣）
- 一、武教之問答

の七項目が掲げられ、山鹿流武學の大綱がよく把握されてゐるが、「練武之大意」「武教之問答」の二項においては、著者の創見が隨處に見出される。「練武之大意」には山本勘介の傳統たる三采幣（第一人を知也 第二賞罰を明也 第三習練を專とすべし）に關する解説は適切を極め、就中習練の條は教練の價値を力説した素行の意思を闡明したものと注意を要する。著者が三采幣に關して

傳受三采幣——知人——爲令勤士役——

△引率大軍——賞罰——爲勸懲惡

習練——爲士卒強盛

と表解したのも要領のよい思付である。

「武教之問答」二十六の各項はいづれも注目に値するものであるが、そのうち出色と思はれる二三について述べる。第六問「當流は世以稱美するは勝を以の事と會得いたすこと也。其可勝處の修行は他より入事か、又は我にある事なるや。」に對する答「當流は一方つかぬ教にして、他の事をも入又我よりも出すなり云々」(前出)は山鹿流の融通性を鮮かに闡明したものである。著者高恒の以上の明答を理解するための参考として、素行の力説した「通變」(『武家事紀』卷第四十五)の理を擧げよう。即ち曰く、

時殊ニ世カワリ風土別ナレバ、諸事日々ニ變メ、コレヲ以テ一定ノ制ト難成事アリ。……名將ハ時代ヲ考ヘ風土ヲハカリ情ヲツモリテ、五年十年ノ間ニ其風俗ヲタシ、或抑或揚、シカラザレバ一度法ヲ立ト云トモ、其類傾ヲ不知、其時宜ニ不應ヲ不計ユヘニ、法令自不立コトヲ不可知也。……コレ變ニ不通、其用法ノ省ミ教ヘ、時ヲ失ガユヘナリ。武將天下ノ政務武備皆如此。良將時ヲ以テ諸國ヲ巡察セシメ、風土人情ヲハカツテ、時宜ノ法令ヲ立、其通變ノ道也。通變ノ道ヲシラザル輩、古ヲ以テ是トシ今ヲ以テ非トス。先代ノ舊君ヲ慕テ當代ノ新政ヲ嘲、コレ世俗ノ通弊ナリ。……タトヘ先代ノ明君ナリト云トモ、事物草創ノ

時ト諸品修練ノ今トハ、何ゴトモ不可同、コノユヘニ古來ハ多ク質朴疎略ニシテ事タレリ、今日ハ文章サカンニ機巧妙ヲツクス、コレ文質ノ時宜其コトワリノ當然ナリ。

高恒の「一方つかぬ教」が素行の「通變」から出發したことは容易に想像される。

山鹿流においては素行自ら山鹿流と稱したことがなく、これを山本勘介流と稱してゐた。同流の根源が飽くまで山本勘介流であつて武田流(甲州流)でないことが第一問の答において力説された後、第十問の答には「三本を以て軍職の始終を教、三の采幣を以て將の始の教となし云々」とあり、これによつて山本流の價値が主張されてゐるが、次に第十二問の源義經・楠木正成をさしをいて勘介流を取る理由如何とあるのに對して、

義經は其智其勇諸人に超たりといへども、其謀正成に不及、正成は其謀比類なしといへども、其の備の教法不_レ全、山本流は法を始に教、城陣備行を中に教、戦法必勝を終に教、其傳來教法今以て是を師範とす。

弓矢の勢、弓矢の作法、此流に比類すべきなき也。

と斷じた著者の答から山本流謳歌乃至同流への徹底を察知することができる。また第十四問の「當流は王道の弓矢か伯道の弓矢か」に對する答「王伯の論は辨する不能、唯義を以て不義を討つ事」は、素行の王霸論よりも融通性に富む解釋になつてゐる。

四 津輕耕道の武學觀

津輕耕道(素行の外孫、山鹿高恒の姪、津輕政廣の子、諱は政)の『武治提要』(著述年代不明)を通して、耕道の武學觀を一瞥しよう。

『武治提要』の内容は

自序

總叙

上篇治本

○武德 ○武智 ○武義 ○武事 ○武備 ○武勇

下篇治道

○立志 ○修身 ○齊家 ○知人 ○舉人 ○正職役 ○明事物 ○立規則

○民政 ○省察 ○講武 ○賞罰 ○風化 ○大治 ○傳壘

にわかれてゐるが、それらのうち最も光彩を放つてゐるものは次の總叙である。

竊に井蛙の見を以て本邦上古の有様を遡觀なすに、神世の開基悉く瓊矛の武徳にあづからずと云ことなく、人代の帝祖も亦干戈を以て百王の模範を立玉ふ。此故に上古の治は王治にして、其實は皆武治にあらずと云ことなし。而して清素の風やうやく衰しより、官職に文武の別生じ、武を變事の用となし、文を常事の道となししよりこのかた、いつとなく文職は貴く、武職は卑がごとく、竟に朝廷に瓊矛の光芒薄く、神武の峻徳衰て、公卿は詠歌・有職の家となり、紫宸は管絃・歌舞の地となり、武備・戰律を以て其任にあらずとなせ

しより、王治と武治と相離るに至り、因循すること久して、竟に大統一武門に歸す。蓋し後白川(河)法皇六十餘州の總追捕使を勅し玉ふは、帝位の衰べき端をなし玉ふの御あやまちにもあらず、又叡慮の爲にする處あつて然るにもあるべからず。もとより頼朝公の僭奪にもあらず、只天命の然る所以にして、これ全く天神の絶たる武徳を頼朝公に附與なし玉ふの時至れるものなるべし。故に其迹を見るときは、武治の開基、頼朝公の草業に似て、其實は中興なり。此故に武は六合の間獨往獨來の號にして、本朝治道の大源なり。文を左にし武を右にするがごときの武にあらず、其意幽微にして其味尤も深重なり。

外國の治は譬ば瘦虚の疾を治するが如し、多く温補を主とす。本朝の治は譬ば肥實を疾が如し、多く渴涼を主とす。これ水土の然る所以にして、天下の人情其俗とする處同じからざればなり。故に武教と聖教と其實其功相同して其形事の迹同じからず、甚熟味すべけんもの歟。

耕道の觀た日本政治の實相は素行と同じく武徳政治であつた。しかしながら耕道の場合においては、その表現が遙かに明快である。日本政治の本質を王治即武治と斷じた耕道の見解は卓拔であり、また肯綮に中つてゐる。然るに官職に文武の別を生じ、文を常事の道、武を變事の用として以來、王治・武治分離し、文人(公卿)政治が王治であるかのやうな錯誤を生ずるやうになつた。是において、耕道は「武治の開基、頼朝公の草業に似て、其實は中興なり。」(前出)と喝破したわけで、素行の頼朝勤王論(「武家事紀」卷第二「武統要」略同書卷第四十五別集「武本」)の踏襲とも見られるが、その表現には一大飛躍を認めることができる。また耕道の本朝・外國政治の相違、武教・聖教の別に關する論の如きも

特筆に値する。

耕道の武治論就中頼朝を武治中興者とする所論は、頼朝の政治を武家政治とし、武家政治を一時の權宜とする立場においては、許さるべからざるものであらう。耕道の主張する武治(武徳政治)、王治と一體をなす武治は果して武家政治であるかどうか。耕道自身は恐らくさうは考へてゐなかつたらう。彼れは多分頼朝の政治を武徳政治と考へてゐたのであらう。その考方の適否を暫らく保留し、わが國開闢以來の武徳政治への復歸を理想とした耕道の面目はそこに窺はれる。また耕道が武治衰頹の理由を瓊矛の光芒薄らぎ神武の峻徳衰へた結果に歸したるは注意すべき點である。なんとすれば、そこに素行の神武觀の繼承と發展とが見られるからである。

かくして耕道は治本の第一要素として「武徳」の項を掲げ、武徳の本質を「武を以て吾を修るは武徳の始也。武を以て士を治るは武徳の終り也。武を以て天下を化するは武徳の極功也。」と説明し、「武事」において次のやうに武學に對する完全な定義を發表した。

武學の要旨、古典を讀んで武國の風俗を知、武治の本意を辨、猶先進に問て其奥旨を曉すべし。軍書を學で、勝負の情を切にわきまえ、或は古戰の得失を論じて今日を知、以て勝利の淵源に通ずべし。

「兵學」「軍學」の代りに堂々「武學」の術語を用ひた耕道は、武學の根本目的を「古典を讀んで武治の本意を辨へ、軍書を學んで勝負の情を曉る」にあるとした。實に耕道の武學觀は大きい。平戰兩時を問はず神國日本の安固を計るための政治・軍事その他の道を研究するのが武學だといふのであつて、所謂兵法などはその二部分に

過ぎないのである。しかしながら耕道は勿論兵法方面を無視してゐたのではなく、「講武」の項に三講の必要を論じてゐる。三講といふのは、(一)武の形(城・營・器械) (二)武の業事(陣・行・五兵) (三)軍旅の事情(奇正虚實・客主衆寡・三戰五戰)に關する講習のことであるが、城營・陣行を兵法の四法とし、奇正・虚實を必勝の父母とし、客主・衆寡を勢形の物括とし、三戰・五戰を勝利の綱目としたところに耕道の特色が窺はれる。

五 杉山大象軒の武學觀

杉山大象軒(三春藩士、通稱治左衛門、諱實太)の武學觀を簡單に述べる。大象軒は山鹿高基(素行の實子、平)の高弟であるが、その著述としては『山本勘介流道統之傳書』『兵法道統之書付或問』『侍用三全集』『侍用三全集奥義』(いづれも具姓氏編「大象軒杉山」等甚だ見るべきものを遺してゐる。)大象軒はまづ『兵法道統書之附録』において次のやうに山本勘介流が兵法正傳であることを主張した。

凡當流者山本晴幸先生軍旅之正傳。全而度々之戰功名譽。以世所知之也。其事跡小幡北條山鹿之名士其得道統也。當世兵法家流之徒。或見聞史傳。或因七書。或當流之學。端末以私意作流義。而說妄言。誣浮靡之士。實兵學之異端也。不覺可。否而如此之用。惑說則可失。士之大道矣。兵道有志之徒。可學兵法之正傳也。

〔註〕

『或問』の答には「當世ノ諸流皆太平記大全綱目等ヲ本トシ、或ハ七書等ノ書ニタヨリ、或ハ當流ノカタハシ

ヲ學ビ、或ハ甲陽軍鑑ノ判本ヲチナミ、古今ノ良書ノ名ヲカリテ流義ヲ作リテ人ヲタブラカス。」とある。
 大象軒は飽くまで山本勘介流の正統を主張し、私意を加へて流義を作るものを兵學の異端と唱へ、素行主張の異端説〔第二十四章〕を擴充した。

次に大象軒は「儒者家流兵法ノ教ハ伯術ト難ゼリ、又異國ノ兵法ヲ可用、日本ノ兵法ハ用ルニ不足ト、サマムノ説ヲ作ル、此謂如何。」(『或問』)といふ問に對して、次のやうな日本的自覺に滿ちた答をしてゐる。

腐儒等記文ノ學ヲ是トシ、又高遠ノ理ニ泥ミテ、聖教ニタガフ事ヲ不知、武教ヲ評シテ高論ヲ説テ士ヲ惑スル大罪人ナリ。聖人兵法ヲ用ベ聖道也。仁義ノ教ヲ伯者用ベ覇道也。湯王・武王ノ兵法以可レ見。異國ノ兵法ハ理ハ可用、業ハ大キニタガヘリ。地ノ利人ノ用各別也。假ベ異國ニテサヘ時代相應ノ政教違ヘリ。

三皇・五帝・三王ノ治教相違ノ事三略ニ見ユ。況ヤ日本ノ戰法・軍旅ノ業異國ト同ジカラシヤ。

實にそれは異國兵法に感溺して日本兵法を無視した儒者家流兵法に對する一大鐵槌であつた。

『侍用三全集』の内容は、○侍道本意 ○侍道守備 ○城乘戰功 ○川戰船戰山戰之功 ○不親之法 ○戰要武功之法 ○武具出立心得之次第 ○其足下着具之品 ○陣刀脇指鎗武功 ○馬具之品々 ○侍用軍禮品々同軍詞 ○軍詞品々 ○侍用常守 ○侍用雜功品々 ○平侍日用心掛之事 ○使番 附 斥候之品々 ○斥候之本意 ○物見可見様品々武功 ○斥候雜功 ○物見結要——二十項にわかれ、各項それ〴〵幾多の個條(個條だけで説明がない)に細別されてゐるが、就中、侍道本意と平侍日用心掛之事との二項は、精神方面から見て注目に値するものである。

○侍道本意

- 一 忠義前後心得之事 附 忠義之正邪知事
- 一 九字之事
- 一 常々不忘失一字之事
- 一 事理勝負之考之事
- 一 剛武之本可知事
- 平侍日用心掛之事
 - 一 武者修業之事 附 治亂之考
 - 一 勝負之氣之事
 - 一 養勇之事
 - 一 知分限事
 - 一 武士惣而武義之上心得之事
 - 一 武士者弱氣不見心得之事
 - 一 惣而人之氣ニ當事不可言事
 - 一 武道之噂能スヘ有ヲ可知事

平侍の心掛については『侍用三全集奥義』中の平侍結要極意七ヶ條、戰功事業之極意目錄(馬之傳十ヶ條、鐵炮之用八ヶ條、鎗術之功十ヶ條、太刀相討之秘傳六ヶ條)において約五十個條にわたり縷々陳述されてゐる。大象軒の平侍心掛に關する驚くべき綿密な個條書は、一騎前として須知のこと一切を網羅し、山鹿素行の『武教小學』や大道寺友山の『武道初心集』における道義方面を勿論包含するのみならず、平侍の術的方面に關する記述においては、兩書に見られぬ新境地を開拓してゐる。

六 深井彪の武學觀

深井彪(高松藩士、松平と號す、享保十四年出生、寛政六年歿)の著述『武學』(寛政二年)について簡単な考察を試みる。津輕耕道の武學意識については前述した通りだが、深井彪が「武學」なる名稱を山鹿流武學教程に冠したのは注意すべき點である。次にわれらは『武學』(寛政十年刊)著述の意義を考へて見る必要がある。同書序文によれば、彪は素行の『武教全書』の講義といふ意味においてこの著述をしたのであつて、彼れは全書を「節目相貫。鉅細悉備。如_三水有_二源委。如_三木有_二條理。」と言つて賞讃した後、

然慮其言之簡而學者或不易曉。又懼夫傳之久而教者或失其真也。是以余不自揆。竊因其說。以就此編授之初學。以資其講習而已。若曰廣料天下傳之永久。則固非余之所以作爲此書也。

と述べたやうに、敘説簡に過ぎ初學者には意味不可解な『武教全書』の講義としてこの書物を書いたといふので

ある。その内容は

- 主本第一 選將第二 用士第三 分職(武者)第四 法制(法)第五 (卷之一) (この卷「主本」のうち「武教全書」の序段の「謀略・知略・計策」を加へた)
- 論功(功)第六 教習(習)第七 軍禮第八 法令第九 (卷之二)
- 天官第十 地形第十一 斥候第十二 用間第十三 (卷之三) (この卷「武教全書」にあつては「用間」を缺く)
- 行軍第十四 練陣第十五 營法第十六 城制(城)第十七 (卷之四) (この卷「行軍」と「練陣」との順序は「武教全書」のとは逆になつてゐる)
- 客戰第十八 主戰第十九 攻城第二十 守城第二十一 (卷之五)
- 寡戰第二十二 衆戰第二十三 步戰第二十四 騎戰第二十五 山戰第二十六 (卷之六)
- 河戰第二十七 海戰(海)第二十八 伏戰第二十九 火戰第三十 (卷之七) (この卷「武教全書」にあつては「海戰」を缺く)
- 夜戰第三十一 雜戰第三十二 戰法第三十三 (卷之八) (この卷「武教全書」にあつては「夜戰」を缺く)

となつてゐるが、『武教全書』中『武教小學』と最後の兵具・急療・金瘡・馬醫とを省いた所謂兵法八卷の部の講義である。さうして、それは『武教全書』の忠實なる講義録として、また漢文で書かれた『孫子』風な書物として注意に値するものである。吉田松陰の『武教全書講章』(岩波書店發行「吉田松陰全集」第一卷収録)は甚だ立派な講義だが、戦法・用士・守城・衆戰・用間の五項のみの講義であるのに対して、深井彪の講義は三十三項に對する講義即ち全講に近いものであるために、難解無類といはれる『武教全書』理解のための必携参考書である。本書は『武教全書』一個を山鹿流武學教程としたために、偏狹の難はないが、とにかく整然たる體系を與へ、新境地を開拓した

點において、注目さるべき値をもつてゐる。

七 山鹿素水の武學觀

山鹿素水(素行六世の孫、諱は高輔、津輕の人)は幕末山鹿流武學者として有名である。素水は大小約十種の著述を遺してゐるが、それらのうち『山鹿素行遺教四句解』(文政七年著述、内題には「四句」)『南窓閑語』(弘化三年)『兵制新書』(弘化四年)『練兵實備』(嘉永三年)『練兵說略』(嘉永四年)の五書を通して、われらは素水の武學本末觀を一瞥しようと思ふ。

『山鹿素行遺教四句解』は素行武學若しくは山鹿流武學の精髓を最もよく把握したものの一つとして特筆さるべきである。四句とは(一)一心兵法 (二)方圓神心 (三)天無陰陽地無險易人無勇怯 (四)無爲之兵法——をいふ。(一)(四)は素行の『陰陽兵源』の兵髓であり、(三)(四)は素行自得『向上極秘目錄』からの引用であり、(二)は素行の『向上師傳目錄』からの採擇である。

素行の遺教を素水が以上の四句に限定したこと、の適否については相當議論があることであらう。『陰陽兵源』から(一)(四)のみを採擇した點に異論はないとしても、『向上極意目錄』十五箇條から僅かに(三)(四)の二個のみを選択したのは無理であらう。同目錄における「伯者兵王者兵事」「知本事」「自然事」「萬全事」等は割愛さるべからざるものである。就中『極秘口傳目錄』の冒頭を飾る「治内・知外・應變」の如きは、所謂武略(謀略)・

知略(智略)・計策の名において素行武學の三本となり、『武教全書』序段に宣揚されてゐるのに、素水がこれを看過したのは甚だ遺憾である。次に(二)方圓神心は素水ばかりでなく、津輕の山鹿家・貴田家においてもこれを傳へてゐるが、晩年の素行はこの問題から遠ざかつたらしい形跡がある。(第二十四章)

しかしながら四句解における素水の「一心兵法」と「無爲之兵法」とに對する解釋には可なりな發展が認められる。殊に一心の兵法においてさうである。即ち素水は一心の兵法に關して次のやうに解説してゐる。

人生テ一念未萌七情發セザルノ地ハ無ニシテ混沌タリ。一意發シテ喜怒哀樂スデニ發シ善惡相分テ是ニ相對スルノ物生ズ。相對スル物生ズルトキニ當テ道ヲ不修、外物ノ爲ニ一心ノ明鏡雲霧ヲ生ジ妄迷ノ相起ル時ハ、一心ノ主人敵ノ爲ニ侵シ掠ラル。故ニ其ナス事皆過不及アツテ妄意盛也。是ヲ敵共私トモ云。七情皆爲敵、骨肉爲胡越。是一心ノ兵法ヲ不修ガ故也。如此時ハ其本闕ク本心自ラ滅ジ、日以心闕子。故ニ其本心ノ明鏡ヲ明ラカニシ道ヲ修シ義ヲ正シ心裏ノ雲霧ヲ拂テ歸レ禮時ハ天下平也。能實ニ克己歸レ禮時ハ、天地ト心ヲ一ニシテ一心ノ兵法初テ調フ。去バ吾五尺ノ體ニ天地日月・森羅萬象・百姓萬民アリ。其明德不レ明シテ、日月落レ地、天地易レ所、百姓不安トキハ、七情ノ大敵一時ニ攻來テ本心ノ社稷忽チ亡失ス。能克己歸禮ノ工夫ヲ修スル時ハ、則天地得レ位百官守レ職テ天下平カ也。是一心ノ兵法ヲ修スル處ノ大要也。

先師素行提唱の所謂「一心兵法」は後學素水によつて以上のやうに力説擴充され、遺教四句のうちに指導的地位を占めるやうになつた。

『南窓閑語』における山本治義（大垣藩士）の問に對する素水の答には、異彩を放つてゐるものがある。即ち兵法・士道の差別、義・不義、忠・不忠の辨別、十死一生・九死一生・實死一生の差別に關する素水の解釋がそれだ。就中兵法・士道の差別觀における素水の見識には卓抜なものであるので、これを次に掲げることにした。

兵法・士道ノ差別素行意ヲ用ルノ要ニシテ、當流ノ的意小畑・北條兩師ノ教法ト差別スル所以也。後學素行
教道ノ本意ニ不達、此差別ヲ不正ガ故ニ、彼二家ノ教法ト説フ同ス。余常ニ是ヲ數ジ、武兵混同ノ誤ヲ辨
ズルト雖、弟子未ダ了解セズシテ分明ニ會得セザルヲ歎息ス。此兵法・士道大理大道ノ辨別モ、此意ヲ得ル
時ハ更ニ論説ヲナスニ不足。如何ト云ニ、士ノ大道ハ武教也、兵法ノ大理ハ兵ノ本源也。故ニ發語ニ夫士
ノ法トハ出セリ。士ノ法ハ武ノ大道ヲ守ルノ法也、末ニ兵法ノ用處ト云ハ兵ヲ御スルノ法ニシテ、士ノ法ハ
本、兵ノ用ハ末也。……武ハ則本也、兵ハ則末也。……兵ニ大理ト云ハ……其大理ハ則謀・智・計ノ三本
也。此三本ヲ以テ朝ニ工夫シタニ愛用スル時ハ、終ニ大理ニ不達シテ其實ニ達スベシ。

素水の兵法・士道差別觀は、『武教全書』序段における士の法と兵法との差別觀の發展である。素水は劈頭小幡景憲・北條氏長兩師に兵法・士道の差別がなかつたのに對して、素行が差別をつけた點に山鹿流の特色を認めようとした。素水は士の大道（武の大道）を武教、兵法の大理を兵の本源として士道（士の法）・兵法の差別を試み、動もすれば武兵を混同して小幡・北條兩流と山鹿流との區別をなし得ない後學を誡めようとした。しかしながらその根源に遡つて見れば、武教・兵法の區別は事實至難の業となる。その區別が明瞭であるのは、兵法の用處

（『武教全書』）に限られるのであつて、素水の見解における「士ノ法ハ本、兵ノ用ハ末也」「武ハ則本也、兵ハ則末也」が肯定される。なんとすれば、士の大道（士の法）と兵法の大理とを區別した筈の素水は、素行が士の法の本とした謀略・知略・計策三本を同じく兵法の大理の本としてゐるからである。結局武兵ともに理においては一體境にあるべきもので、用において兵は武から完全に區別されるのである。しかしながら武兵本末觀を立て、兵用を末節とし、武教を根本とした素水に對して、われらは敬意を表さなければならぬ。

兵法の理用を説いた素水は、決して理に偏することがなかつた。綾部侯九鬼隆都が「兵家者流。又往々説空理。而乏實用。素水山鹿先生深慨焉。近著『練兵實備三卷』」（『練兵實備』序）と評したやうに、素水は世の兵家者流が空理に陥る弊を避けるために、實用の立場から『練兵實備』を著したのである。道法萬古不易を信奉した素水は、一方次のやうに兵法活物論を強調した。

夫兵ハ時世ノ大變人事ノ一大活物ナルヲ以テ、時勢ニ隨テ變革シテ一定ナラザルハ固ヨリ自然ノ勢ヒ也。
（『練兵實備』附言）

かくして素水は西洋の銃砲を尊重し、西洋の歩騎砲三兵戰術を參考する融通性をもつことができた。しかしながら彼れは決して日本の足場を失ふことがなかつた。彼れは

夫 皇國小ナリト雖屹然トシテ東洋ニ獨立シテ大國ノ制ヲ受ズ。數千年ノ今日ニ至テ武威普ク世界ニ耀ク所
以ノモノハ、武德萬邦ニ勝レ、國人義勇ノ盛ナルヲ以也。（『練兵實備』卷之上）

と記し、先師素行の本邦武威萬邦無比の論(『武家事紀』卷三十八)を傳承して、日本流武學者の態度を堅持した。その他素水が寡戰を尊重し、三才陣を寡戰の格とし、「夫寡戰ハ兵ノ大事ニシテ、良將ナラズンバ寡ヲ以テ衆ヲ破ルニ至リ難シ。」(『練兵實備』卷之下)と論じ、或は教戰・鬪戰の差別を指摘し(『練兵說略』)或は操練を富國強兵の基源として高評價し(同上)或は農兵制の採用を主張した(『南窓閑語』)のは注意すべき點である。

ハ窪田清音の武學觀

山鹿素水の門人窪田清音(通稱助太郎、寛政三年歿)の幕末武學界における地位は看過さるべからざるものである。清音は講武所頭取となり、山鹿流武學の師範を勤めてゐたが、その講義は不評であつた。文久二年五月の講武所いろは短歌に「下手の長談議 窪田の講釋」と清音を冷評してゐる。清音に限らず、牧義道が「山鹿流の兵學は方今より見れば兒戲にひとし」(『しづのをだまき』)と批評したやうに、西洋兵學に心酔しつゝあつた當時の人々に對して、山鹿流武學は殆んど無價値なものに見えたのであらう。しかしながら、かうした見方は果して正鵠を得てゐたかどうか。われらは日本流武學の立場において當時の冷評者が見出し得なかつた清音の長所並びに特色を指摘しようと思ふ。

武學者であり故實家であつた清音には著述が甚だ多かつた。武學著述として擧げらるべきものは、『武教全書義解』『教戰略記』『小備指掌』『練兵布策』『練兵略記』『練兵新書』『同副言』『足輕備進退秘授別傳』『采幣起原傳』『采幣傳授』『山鹿傳采幣別傳義解』『采幣極意神心別傳義解』等である。清音は教戰・練兵等の必要を大いに力説したが、この方面においては十分に舊套を脱却することができなかつた。例へば『練兵布策』や『練兵新書』に以上の事實があらはれてゐる。『練兵新書』の内容は、その凡例によつて知られるやうに、『武教全書』の練陣篇、八陣・應變並武功に従つたが、足輕が弓を廢して銃を取るに至つた點が古傳に異なり、若干新式であるやうに見えるが、圓形・鋒矢・雁行・常蛇・方形・彎月・衝輓・鶴翼・一向二裏・兩翼・鳥雲・車掛等の舊式陣法の形をそのまま踏襲してゐるあたりは、新時代不相應であつた。清音が『練兵新書副言』のなかに鴉片戰爭における清國敗北の理由を「清國ノ諸將英異ノ兵勢ヲ知ラズ、徒ラニ古格ヲ以テ足レリトスルハ甚ダ魯鈍ナリ。」に歸してゐるところは、いかにも尤もらしいが、彼れの意中における配備は前述の状態であつたから、到底西洋の三長戰術や散兵戰術の新鮮味をもたないものであつた。

しかしながら清音の眞價は術よりも寧ろ精神の上に見出される。清音の著述『練兵新書副言』(嘉永二年)と采幣關係諸書がその證左である。『副言』一卷に充溢するものは、先師素行傳統の神武觀にほかならなかつた。士氣衰頹の幕末人を警戒した同書における次の金文字は三讀に値する。

神武ノ本義ヲ辨ヘ、トク御國魂ヲ振立、士氣ヲ改ムベキハ、今ノ時ヲ期トセン。近世兵ヲ講ズルノ士モ武ノ本義ヲ沈淪シテ、理論ヲ專ラトシ、文弱ノ輩ニ類シ、或ハ秘授口占ト號シ、痴兒ダモ知覺スルコトヲ神符ノ如ク秘藏スルノ輩モ、相トモニ兵ヲ今日ニ活用スル業ヲ知ラズ、兵ヲ譯シテ武ノ用ニ遠ザカルハコレ何ノコ

トゾヤ。

神武の本義と御國魂との復興を主張して、文弱輩を警打し、「神武ノ道ハ御國ノ體也」と叫び武備充實による外敵驅逐の容易を力説したあたりは、同書の歴卷であらう。即ち清音は「天子一姓連綿シ、神武ノ國ト稱シ、上古ヨリ外夷ノ制ヲ受ケズ。」といふ堂々たる國體觀の立場から、嘉永年間の士氣を鞭撻すべく、「御國ノ體ヲ失ヒ、神武ノ威風地ニ墮チ、士氣衰フルハ則虚ナリ。故ニ近世志有ルノ輩モ、多クハ文弱ニ流レ、神武ノ本義・本用ヲ知ラズ、猥リニ兵ヲ論ジ武ヲ講ゼズ。」と論じてゐる。また彼れが「戰略ハ客戰ヲ以テ先トシ守城ヲ終リトス」と主張して素行の遺法を尊重したあたりにも味はふべきものがある。

次に采幣の見方において清音は大いに特色を發揮してゐる。采幣の由來に關しては、『訓閱集』における「大將ノ采幣」即ち「智略・武略・計策」を擧げることができ、清音の『采幣起原傳説』によると、大將三の采幣なるものは、山本勘介がこれを武田信玄に傳へたといふことになつてゐる。然らば大將三つの采幣なるものはどんなものかといふに、それは『甲陽軍鑑』品第四十二に

第一につね々、自國他國共に武士の手がら忠節忠功上中下共によき批判の事

第二に人を能みしり、それらに役を申付る事

第三に忠節忠功の武士に手柄の上中下をよくせんさくして、三段に恩をくるゝ事、是右ともに三のさいはいなり。

と記されてあるやうに、上將の采幣をいふのである。即ち『甲陽軍鑑』においては、「此三ヶ條は國持大將のさいはいならん」と述べて、以上三つの采幣を國持大將の采幣とし、「又手にてさいはいふるは、其下の侍大將或は足輕大將の仕所なり」といつて、特に下級の侍大將または足輕大將に許した指麾用の采幣としてゐる。山鹿素行の著『武教全書』主本劈頭「大將三之采幣之事」には

一、能人を知べき事

一、賞罰を明にする事

一、常に兵法をならはす事

とあり、大きな意味の采幣が主張されてゐる。但し、それは兵法の條を入れてゐる點に『甲陽軍鑑』と色彩を異にし、また兵法といつても、「備立・陣取・行列」等の狹義な方面に限られ、廣義兵法としての「武略(謀略)・知略・計策」が序段の内容とされてゐる點に『訓閱集』に異なる面目を示してゐる。しかしながら、素行は一方『武教全書』兵具の部に實兵指揮用としての采幣を擧げてゐる。かやうに采幣には大小廣狹の意義種類別はあつたのであるが、素行は采幣の本質を心氣靈妙の術と考へてゐたのであつて、清音はその著『山鹿傳采幣別傳義解』のなかに、「先師人物ニアラザレバ一子タリト雖モ猥リニ心法ヲ免傳セズ」と記して、采幣が先師傳來の心法である事實を明かにしてゐる。のみならず、それは素行が「日本に用所の采幣は神道に用處の幣を表したり」(『武教全書』)と説いたやうに靈妙な意氣を具へてゐるものである。(第一章六)

清音著『山鹿傳采幣別傳義解』は、足輕大將五段采幣、即ち方圓曲直銳五段采幣の義解であつて、固より采幣の振方による五段變化を指示したものであるが、單なる形態に囚はれることなしに、心法を根柢としてゐたことは前述の通りである。清音の『采幣極意神心別傳義解』を通して見ても同様である。同書は進退止その他の動作に關する解説であるが、やはり心法をもつて第一義としてゐる。同書における次の記事を見るがよい。

兵法者流今采幣傳ト號シテ、其根據ヲ傳ヘテ面授口訣ノ重傳トシテコレヲ秘スレドモ、イサ、カ心法ニ渡ラズ、采幣ヲ動ス而已ノ所致也。當流ノ采幣傳ハ他ニコトナリ、采幣ノ動キハ假ニ士卒ノ眼目ニ見スル而已ニシテ、其實ハ心ノ采幣ノ神傳ナレバ、能々工夫習練シテ心膽ニ込、全ク己レニ存シテ神妙不測ニ至ルベキコト也。

即ち山鹿流采幣傳の本義は「心の采幣の神傳」にほかならなかつたのであり、さうした神傳を繼承したものは津輕山鹿家と自分だけだと傲語した清音に、特殊な面目をわれらは認めることができるやうに思ふ。

九 吉田松陰の武學觀

吉田松陰(天保元年—安政六年)はその祖重矩(山鹿素行の子高基から山鹿流三重極秘傳を授けられた)の傳統を受けて長藩に山鹿流武學師範たることを正業としてゐた。さうして、山鹿流武學者としては最後の最も偉大なる人物であつた。しかしながら、時勢の進展は松陰が山鹿流といふ一流を固執することを許さなかつた。藩の先覺村田清風(天明三年—安政二年)・山田宇右衛門(文化十年—慶應三年)

鹿流武(學)・山田亦介(文化六年—元治元年、諡長沼流武學者)等の刺戟によつて、松陰は別に長沼流武學を兼修し(弘化二年十六歳の時山田亦介に就いて長沼流武學を學び、翌年その免許を受けた)、さらに西洋兵學の研究に従事した。かくして『與清水赤城二書』(弘化四年)における松陰の長沼流武學批判となり、『操習筌蹄總論及筌蹄稿本』(嘉永二年)における西洋兵術參考となつたのである。

嘉永四年(松陰十二歳)は松陰の大自覺期であつた。天保十一年松陰十一歳にして藩主毛利慶親の前で『武教全書』を講じてから茲に十二年、松陰はこの年正月林真人(寛政八年—嘉永四年)から山鹿流三重極秘傳の返傳を授けられた(序につて置くが、松陰はこれより四年前即ち弘化四年漢人から大屋目録の免許を受けた)。さうして同年二月藩侯への上書中に松陰の大自覺は左記のやうに見出される。

兵學の儀一流一派に拘り變通無之様に而は實用に叶ひ不申、第一經術に本づかずしては義兵暴兵之辨も明らかならず。古今の事蹟沿革之次第を知らずしては、流儀の傳書も趙括が父書を讀候様之弊に落入申候。孫吳を始め漢土之兵書をも取用ひ皇國の神武を補ひ候事に候得ば、漢土之史類を閱し、彼國と我國と風土人情之異同を不存候而は不相叶一事に御座候。又近來外寇之事別而急務に御座候處、右守禦に付而は西洋各國戰守之略をも得と落着仕、具五大洲之形勢沿革をも不存而は不相叶一事と奉存候。…當今之振合にては三流(和漢洋三流)全く別體に相成居候間、いづれ舊習を悉く致一洗諸流を一統し、文學之如く居寮に不被仰付候而は、眞の兵學者は出來不申候。

即ち松陰はこの時武學の遍通性と和漢洋三流兵學統一の必要とを自覺してゐたのである。同年四月松陰は武學修行のため江戸に至り、山鹿素水に就いて山鹿流武學を再検討し、また佐久間象山に就いて西洋兵學並びに砲術を

學んだ。かくして同年八月松陰から在郷の兄杉梅太郎に送つた書簡の一節における「西洋流ヲ毀ルモ知テカラ毀ガヨシ責テ三兵「多クチキ」カ兵學小識ニ而モ致ニ研窮ニ而上之事也」となつたのであるが、これによつて松陰が西洋砲術の研究以上に鈴木春山・高野長英共譯の『兵學小識』『三兵答古知幾』の讀破によつて熱烈に西洋三兵戰術を研究しつゝあつた事實が想像される。

しかしながら結局松陰の目標とした武學は、飽くまで山鹿流武學を本體としたところの、熱烈なる皇國意識の上に立つ日本流武學であつた。松陰の皇國意識は嘉永三年の水戸行以來即ち會澤正志齋・豐田天功との會見以來一層強化され、嘉永六年『將及私言』における大義の自覺「天下ハ天朝ノ天下ニシテ乃天下の天下也、幕府ノ私有ニ非ラズ。」となり、安政元年の下田行となり、『日本書紀』讀破となり、安政二年の『士規七則』となり、安政三年僧默霖への通信「毛利家ハ天子ノ臣ナリ……然共六百年來我主ノ忠勤モ天子ヘ竭サルコト多シ。實ニ大罪ヲバ自ラ知レリ。我主六百年來ノ忠勤ヲ今日ニ償ハセ度コト本意ナリ。」となり、さうして同年における有名な『武教全書講録』となつたのである。

『武教全書講録』(七歳^{松陰}の作)は山鹿流武學者吉田松陰を永久に表彰する記念碑である。われらは同書「開講主意」冒頭における松陰の皇國意識に對して肅然襟を正さざるを得ない。

安政三年丙辰八月二十二日ト云日ヲト定シ、諸君ヲ會シ、山鹿先師ノ武教全書ヲ開講スルコト何タル主意ナルゾ。各能考給へ、吾人モ貴キ皇國ニ生レ、特ニ吾々ハ武門武士タル上ハ、其職分ナル武道ヲ勤メ、皇國

ノ大恩ニ報ズベキハ論ニモ及ヌコト也。

松陰が大義武士道論者であることは、以上の文面に徴して明瞭である。この心持をもつて松陰は先師素行の『武教全書』を講じた。松陰の國體觀は『武教小學』序の講義のうちに次のやうに發表されてゐる。即ちわが國體は「神州の體」であり、「二尊ノ萬物ヲ生出シ給ヒシ時、天下ノ主タル 天照皇太神ヲ生給フ、夫ヨリ數千萬年ヲ經テモ、皇太神ノ子々孫々繩々綿々トシテ天壤ト窮リナク、天下ノ主トシテ萬物ヲ統治玉フ」國體であつて、全然外國と趣きを異にしてゐる事實が詳述されてゐる。また同書「言語應對」の條には武義盛衰の因を兵權が朝廷に存すると否とに歸し、本邦兵制の本義を明かにしてゐる。(第五章三・第十八章三)

以上によつて武士道の大義並びに兵制の本義に關する松陰の理解程度が察知されるであらう。ところが松陰が「惣目錄」の解説に述べてゐるやうに、この一篇は『武教小學』の終篇であると同時に、『武教全書』(『武教小學』を含む)兵法八卷の部も『武教小學』と一體をなすべきものであつたから、松陰が『武教全書』を通して武士道・兵法兩方面を混一する意思をもつてゐたことは、疑ふべからざるところである。たゞ問題になるのは、『武教全書』一個を通して見た素行と松陰との武士道に關する考方の相違である。素行の武士道觀は同書においてはまだ封建的小義武士道に踞踏してゐた。素行の大義武士道觀は、さきに述べて置いたやうに、『武家事紀』武本の場合に自覺を深めたものである。(第九章七)これに反して、松陰の大義觀は、安政三年『武教全書』を講ずる以前、即ち嘉永六年の著述『將及私言』大義の條に明現してゐたのであつて、(第十八章三)それが前掲『武

『教全書』開講主意や武義盛衰論の上にあらはれたのは當然である。従つて松陰が『武教全書』を山鹿流武學の經典とした態度は、武士道の見方において素行のそれと徑庭をもつために、一大飛躍をしたものと考へられなければならぬ。

松陰の武學觀の根柢は大義武士道と天皇中心兵制と日本的兵法との上に立脚してゐた。しかしながら彼れは外國兵學の長を節制・兵術において攝取するに吝ではなかつた。『西洋歩兵論』(安政五年)、『孫子評註』(同六年)の兩著述はその歴然たる證左である。松陰は『西洋兵論』において

西洋人歩兵ヲ以テ軍ノ骨子トナス。是孫子ノ所謂正ナリ、其他騎兵・砲兵等ハ所謂奇ナリ。余因テ思フ、正ハ西洋歩兵ノ節制ヲトルニ如カズ、奇ハ本邦固有ノ短兵接戰ヲ用ユルニ如カズ。

と論じてゐるが、その意味は、西洋の歩兵を正兵と解し、その節制をわが歩兵のうちに取り入れ、本邦獨特の短兵を奇兵として勝を決しようといふのである。松陰は砲兵・騎兵を奇兵とし、それらは本邦の得手であるから西洋のそれを學ぶ必要はないといつたやうな口吻を漏らしてゐるが、それは『兵學小識』や『三兵答古知幾』の愛讀者であつた彼れの言としてはどうであらう。なんとすれば、西洋三兵戰術中砲兵戰術は確かに出色であり、さうして、それは事實われ以上であつて、参考に値する多くのものを持つてゐたからである。騎兵戰術に關しても略々同様のことが言はれるだらう。勿論われらは騎兵・砲兵を奇兵とする松陰の見方には決して不同意を唱へるものでないが、その當時においてそれらを本邦の特色とする説に對しては贊意を表し難い。松陰が短兵を本邦

の特色とし、これを最後に用ひて勝利の決を掴まうとした態度は勿論是認さるべきものである。

要するにわれらは兵術・節制方面に限つて西洋兵學の長を取り入れようとした松陰の態度を是とするものである。松陰は支那兵學に對しても同様の考を持つてゐた。『孫子評註』が松陰會心の作であつただけに、『孫子』に對する理解は深く、従つて孫子の術は松陰によつて遺憾なく採用されてゐた形跡が見える。就中松陰は『孫子』の「用間」に共鳴して、「是十三篇結語。遙應始計。蓋孫子本意。在知彼知己。……知彼秘訣在用間。」といひ、「用間」の結語「此兵之要。三軍之所恃而動也。」に對して、「此用間結語。其實十三篇結語。孫子開卷言計。終篇言間。非計何爲計。非計何爲間。間計二事。可_レ以終始十三篇矣。」なる註釋を與へて、素行の『孫子評註』における用間註釋を一層強化し、山鹿流武學の三本としての謀略(武略)・智略・計策中の智略(孫子の「知彼」即ち「七計」に當る)の要訣を用間とし、剩へこの用間を『孫子』十三篇の結語としてその重要性を承認してゐる。かやうに考へて來ると、自ら間の第一人者をもつて任じ、間の大使命を果すために敢行した松陰の下田踏海は、決して偶然ではなかつたのである。(第十八章三)

以上の略述によつて、日本流武學の基礎の上に支那・西洋兩兵學の節制・兵術を取り入れた松陰の博大なる武學觀はほど察知されるであらう。またそれは山鹿流武學の本來的性格を最もよく代表したものであらう。殊にそれが天皇を中心とした大義武士道觀並びに兵制觀によつて明治維新促進の異常な刺戟となつた點は高評價さるべきであらう。

二 山鹿流武學の特色

明治維新に對する思想的前提は尊皇思想の自覺であつた。さうして、この尊皇思想を促進したものは、山鹿學と崎門學と水戸學との三大日本學であつた。然るに山鹿學はその日本學が同時に日本流武學であつた點に異彩を放つてゐる。國體意識と華夷の辨と義利の辨との明徴においては、三者いづれも相譲るところはないのであるが、しかしながら武士道學の新建設と大義武士道の自覺とにおいて、就中吉田松陰によつて天皇中心兵制の意識を強化した點において、さうしてそれらの諸要素を武學の骨髓とした點において、山鹿學は斷然日本學の王座を占めてゐる。

山鹿流武學の第一特色は、前述の國體觀と大義武士道觀と天皇中心兵制觀との上に見出される。第二の特色はその融通發展性である。山鹿流は所謂「一方つかぬ教」で、一流一派を固執することがなかつた。不斷の發がその生命であつた。『兵法神武雄備集』から『武教全書』へ、『武教本論』へ、『中朝事實』武徳章へ、さらに『武家事紀』へと、絶間なく進展した素行がその典型である。山鹿素水以來この傾向は西洋兵學攝取の博大なる態度を誘導し、最後に吉田松陰を迎へて同流の融通性は最高潮に到達した。松陰は飽くまで日本の自覺に徹底して山鹿流を強調したが、それにも拘らず、一方においては獨創的な新解釋を加へて同流を増強し、或は長沼流武學を兼修し、或は支那古兵學を尊重し、また或は西洋兵學に私淑した。しかしながら松陰が外國に學んだものは、單

なる節制や戰術の或る方面にすぎなかつた。松陰は西洋の巨艦・巨砲になんら威嚇を感ずることなく、わが國體と日本精神と日本兵法とに信頼して、「備とは船と礮との謂ひならず わが數州の大和魂」と嘯き、昂然として四夷出征策〔第十八章五〕を案出する餘裕をもつてゐた。以上の意味において、われらが松陰を山鹿流武學性格の最後の點青者とするのは、決して溢美ではなからう。

【附録】山鹿流道統

山鹿素行(元和八年
貞享二年)を祖とする武學の流派を山鹿流といふ。素行は甲州流中興の祖小幡景憲と北條流の祖北條氏長とを師としたが、別に獨特の境地を開拓した。しかしながら、素行自身は山鹿流を稱したわけではなく、正式には山本勘介流を唱へてゐたのである。山鹿流といふのは通俗の稱呼にはかならないのである。素行の門下は多士濟々であつたが、山鹿高基・同義行・同高恒・津輕信政・同耕道・貴田元親・大道寺友山・布施守之・磯谷義言等が殊に有名である。それらのうち山鹿高基(素行の
嫡男)と同高恒(素子の
養子)とは二大宗家をなし、前者は平戸派、後者は津輕派と稱された。平戸派は正系であり、高基から高道・高忠・高元・高紹(嚴泉)と子孫六世に及び、高基の門人稻葉則道・吉田重矩、則道の門人深井彪(松齋)が著名である。吉田重矩(松陰の
祖)は長州系山鹿流の祖であり、その道統は吉田矩行・楠崎義政・吉田矩定・石津法正・玉木文之進・吉田矩方(松陰)と連続した。津輕派は高恒を戴いた傍系で、高豊・高直・高美・高補(素水)と六世に及んでゐる。素水門下の窪田清音は有名である。吉田松陰は長州系山鹿流武學師範を正業とし、平戸派の高紹(嚴泉)並びに津輕派の高補(素水)に入門して山鹿流武學を再検討し、併せて先師素行の『武教全書』を徹底的に研究して、同流武學の完成者となつた。

第十一章 長沼澹齋の武學觀と同流の發展

- 一 長沼流武學の特色
- 二 長沼澹齋の武學經歷
- 三 『兵要錄』とその修業次第
- 四 『兵要錄』に見る義利の辨と王霸論
- 五 『兵要錄』に見る澹齋の將略觀
- 六 『兵要錄』に見る澹齋の練兵觀
- 七 『兵要錄』に見る澹齋の戰格觀
- 八 『兵要錄』の價値

九 長沼流武學の發展

- (イ) 宮川派の發展
- (ロ) 佐枝派の發展

【附録】流沼流道統

第十一章 長沼澹齋の武學觀と同流の發展

一 長沼流武學の特色

長沼流武學の本質は流祖長沼澹齋の『兵要錄』以來不變の體となつてゐる。即ちそれは福山藩士安藤定虎が福山版同書序(安政元年)に「此書説義兵。以正將帥之心術。論文武以勵兵士之忠勇。」と道破してゐる通りである。しかしながら、同書は兵法を活物とし、節制・戰術・器械において和漢洋三兵の綜合を目標としたもので、鹽谷宕陰が『澹齋長沼先生傳』のなかに「射御刀槍原之本邦。節制紀律取之漢土。大小火器則參用西洋。」と指摘したやうに、その用において、即ちその動相・發展相において特色を發揮してゐる。

われらは前章山鹿流武學の發展を説いた場合に、所謂「一方つかぬ教」として一流一派に拘泥しなかつた同流の性格を擧げて置いたが、かうした點により多くの特色を示したのが長沼流武學である。さうして、それは流祖澹齋の本意であつて、鹽谷宕陰が澹齋から門人への指教として「吾録三分書也。二分在口訣。五分則在學者自得焉耳。後來有善用之者。不_レ必株守我法也。」(『澹齋長沼先生傳』)と擧げてゐる通りであつて、長沼流が山鹿流と共に他流の企て及ばなかつた融通性を發揮した根本の理由はそこにあつたのである。

日本武學の最高目的は、わが國體の基礎の上に、また皇國武(神武)一切の基礎の上に、漢洋兩兵學における節制・戰術・器械の取るべきを取り入れ、それらを渾成して日本流武學を組織する點に存したのであるが、長沼澹齋とその道統とはこの點において山鹿流に次いでの貢獻をしてゐる。明治維新前史時代(幕末)における本邦諸流武學の大部分が、新鋭なる西洋兵學に遭遇して周章狼狽してゐたなかに、また或は俄かに西洋流に變形して新時代の尖端に立ち上つたとしてゐたなかに、長沼流武學それ自身が、或は同流に共鳴した他流武學の或るものが、西洋兵學の長を取り入れながら、日本流武學の本體を飽くまで堅持してゐた態度に對して、われらは滿腔の敬意を表するものである。

二 長沼澹齋の武學經歷

長沼澹齋(寛永十一年生、元禄三年歿)の傳としては林衡の『長沼澹齋處士碑文』無名氏の『澹齋先生傳』鹽谷世弘の『澹齋長沼先生傳』(以上『事實文論』卷二所收)著者不明の『澹齋先生行狀記』(澹齋の門人某の所録と傳へられる。市川運齋家念として上梓したのが本書である)等が有名なものであらう。私は從來それらを材料として澹齋の武學經歷を辿つて來たのであるが、雲霧は依然として奥深く、容易に白日を見出すことができなかった。

『澹齋先生行狀記』によると、澹齋は初め美濃加納の松平光重に仕へたが、二十二歳(承應四年、即明曆元年)の時故あつて松平家を去り、その後間もなく筑後久留米侯の有馬頼利(承應四年襲封)に仕へて二百五十石を食み、諸流武學の

研究に従事するやうになつた。この間の消息は前記行狀記における次の記載によつて知られる。

若年ヨリ文武間斷ナク出精イタシ、有馬殿頼利ニ在ケル節砂ヲ盤ニ盛テ毎日城制ノ稽古セシカ共傍輩ニ見セズ、尤軍學勤タルコト誰モ不レ存由、軍學ハ武田流其外諸流ヲ多年心掛ラレシ。兵學ハ格物ノ一端ニテ殊更兵家ニ生テハ講習ナクテハ不レ叶義ト存ジ、若年ヨリ兵家數輩ノ傳授免許ノ流義二三流有之、武田家傳大抵備タレ共、所々同心無之、又信玄ヲ祖宗トスルコト本意ニアラザルニツキ、兵要錄一部二十二卷著シ、懇望ノ輩ニハ相傳イタシヌ。然共軍術ヲ事トセズ、只經書等ノ議論心術ノ工夫ノミ常ニ語ラレタリ。

御走ノ小頭相勤ラレケル遠藤伊兵衛少々儒學モ有之、軍學諸流ヲ勤、其後一流建立ニテ軍書一部顯サル。澹齋幸ノ儀ト存ジ門人ニ成リ四五坐承リシ處、不同心ユエ相止、其後已事ヲ不レ得シテ兵要錄著ケル由物語也。

澹齋は武田流(甲州流)その他諸流(いかなる人を師といたか全く不明)に練達したが満足せず、有馬家の武學者で一流を立てた遠藤伊兵衛の門人となつたけれども、同じく満足することが出来なかつたために、支那の『七書』や俞戚の兵書を參酌して『兵要錄』一部二十二卷を著したのである。

ところが、この『兵要錄』著述年代は從來全く不詳のままに置かれてゐたので、私はこの問題を解決すべき鍵を提供して、澹齋の武學經歷を闡明するための參考にしようと思ふ。『澹齋先生行狀記』によれば、『兵要錄』著述の記事の後に、藩主有馬頼利早世(寛文八年六月二十七日歿、享年十七)の後澹齋は強ひて致仕した(鹽谷世弘の『澹齋先生傳』によれば、『寛文八年致仕』とある)とあるから、同書が有馬家出仕中に著はされたことは疑ないところである。三春藩長沼流武學者今泉可八の『兵要錄筆話』

に「信州内田家傳ル所ノ長沼先生家譜（註、松本藩士内田孝實藏本）云、寛文六年長沼先生兵要録ヲ著述セラル。」とあるが、寛文六年といへば澹齋三十三歳の時、即ち有馬家に仕へてから滿十一年（無名士の「澹齋先生傳」に「居」を經過した後であつて、他にこれを破る有力な説が発見されない限り、われらはこの説に従ふのが妥當であると思ふ。もつとも『兵要録』は最初和文で書かれ、後に漢文の形に改められたといふから、寛文六年のは多分和文の方であつたらうと考へられる。

次に澹齋は林述齋撰『長沼澹齋處士碑文』に記されてある『四則之訣』（年代不明）なるものを傳へた。また澹齋は別に『握奇八陣集解』なるものを著はしたが、それについて述齋撰碑文のなかに甚だ参考になる記事があるので、これを左に掲げようと思ふ。

又喜談兵古今韜鈴靡弗博究。至軒轅握奇武侯八陣。恍然有悟。自以千載不傳之秘於今發焉。又聞泉州隱士渡邊醉庵者。少臨戰陣。練習其事。乃訪質攻守之法。其餘聞有身歷戎馬者。輒必往問之。旁摭明人咸明之說。參互綜錯。汰擇會萃。別創一家言。著握奇八陣集解一卷。乃所謂千載不傳之秘在焉。

こゝで問題になるのは、泉州隱士渡邊醉庵と澹齋との關係である。この渡邊醉庵といふのは、山鹿素行の『配所殘筆』に出て来る渡邊睡庵のことで、同書における淺野因州公の言葉に「渡邊睡庵事藤堂泉州公へ浪人五萬石にて無之ば主取仕る間敷候由申し候。其身覺書（註、渡邊初兵衛費）のこゝである」にも其段記置候。此者は右兩人（一人は寺澤志摩守に八千石で召抱へられた吉村又右衛門）

より度々武功場數も有之、殊に一騎前之役儀より大勢之差引を心懸候者に候。」とあるやうな武功場數の多い評判の浪人であつたのである。従つて澹齋がこの偉大なる武功者渡邊醉庵を訪うて攻守の法を質したのは當然であり、その他數多くの武功者を訪問したといふ事實は、澹齋が決して空論家でなく、實戰の教訓を尊重してゐたことを物語るものである。

三 『兵要録』とその修業次第

長沼澹齋の武學觀を考察するために、その著書を傳授次第に應じて『兵要録』『握奇八陣集解』『四箇之秘授』の三つの順序に説明するのを便宜とする。そこでわれらは先づ『兵要録』二十二卷を問題とするのであるが、同書の内容は次の通りである。

兵要録

- 卷一 兵談上 原兵武議義兵圖國三要兵要節制
- 卷二 兵談下 兵害軍費天官地利王霸
- 卷三 將略上 將徳心術賞禮任用操練恩威愛士
- 卷四 將略下 將禮將戒矯僻賞罰嚴刑虞患勵士兵紀
- 卷五 練兵一 選士

- 卷六 練兵二 編伍
- 卷七 練兵三上 懸令
- 卷八 練兵三下 賞格
- 卷九 練兵四上 練心膽
- 卷十 練兵四下 練心膽
- 卷十一 練兵五 練銃頭
- 卷十二 練兵六 教旗鼓篇
- 卷十三 練兵七 檢校卒乘馬
- 卷十四 出師篇上 廟算先勝計賊計制益邊戍選留鎮計軍糧定應援屢與國推轂受命
- 卷十五 出師篇中 分軍行軍禁令會盟軍行
- 卷十六 出師篇下 行軍
- 卷十七 陣營篇上 陣法
- 卷十八 陣營法下 營法
- 卷十九 戰格 攻守一攻守二
- 卷二十 戰格 攻守三

- 卷二十一 戰格 攻守四
- 卷二十二 戰格 攻守五

『兵要録』の内容は前掲のやうに兵談・將略・練兵・出師・陣營・戰格の六篇に大別される。書名・篇名・項目名共に可なり濃厚に支那兵書のそれを模倣してゐる。『兵要録』は「兵法要録」を意味したものであらうが、兵法書にすぎない『七書』以上に出ることはなく、『武教全書』の名よりも遙かに小さい。篇名についていへば、「兵談」は『吳子』『尉繚子』から、「將略」は戚繼光の『紀効新書』から、「練兵」は同じく戚繼光の『練兵實記』から、その他項目の多くは『七書』『紀効新書』『練兵實記』等から取られてゐる。従つてその内容においても澹齋が支那のそれを踏襲したところは決して少なくはない。

次に『兵要録』の修業次第について述べる。

會津藩における同書修業の順序に、第一練兵（練心膽〔卷九・卷十〕兵談〔卷一・卷二〕將略〔卷三・卷四〕選士〔卷五〕編伍〔卷六〕懸令〔卷七〕賞格〔卷八〕練銃頭〔卷十一〕教旗鼓〔卷十二〕檢校卒從馬〔卷十三〕）、第二出師（出師〔卷十四・卷十五・卷十六〕陣營〔卷十七・卷十八〕）、第三戰格（戰格〔卷十九・卷二十・卷二十一・卷二十二〕）とあるのに徴して、『兵要録』教授次第としての三つの段階を見ることが出来る。（小川涉著『會澤藩教育考』参照）

四 『兵要録』に見る義利の辨と王覇論

『兵要録』二十二卷中、卷五から卷十三に至る練兵篇九卷と卷一・卷二の兵談篇と卷三・卷四の將略篇とを加へた練兵部（會津藩修業次第）は、澹齋武學の重要場面を占めたものでなければならぬ。この部は『兵要録』修業三段中の初段に屬するのであるが、最も基礎的であり精神的であるのを特色とする。

會津藩における長沼流武學修業の初段練兵部の劈頭に、「練心膽」が掲げられてゐるのは甚だ有意義であるが、その冒頭の文は次の通りである。

夫兵士之爲職也。在崇文德養武義。致身竭忠爲國之干城矣。蓋文武猶表裏。偏廢則不足盡士道矣。鳥翔有兩翼之擊也。車行有兩輪之轉也。故曰。兵者以武爲植。以文爲種。如不獲其穀種。何以裁種焉。

即ち武學修業の第一義は、身を致し忠を竭し、國家の干城となることを士の職とし、士道を心得る兵士を養成するにあつたのである。さうして、それがために文德・武義の涵養が必要だといふのである。

澹齋の文德は仁と禮とを、武德は義と勇とを根本とし、さらにこれが實踐に當つては智と信とを要件とする。さうして、仁・禮・義・勇・智・信六徳中澹齋は特に信義兩徳の重要性を認め、「信者文武之樞紐也」と記して、信なければ他の五徳その處を得ないことを述べ、さらに「凡士守節致死。其志爲義者上也。爲名者次也。」と

論じた。節を守つて死を致すところの義を上とし、名を次位に落した點に味ひがあるのである。澹齋は本朝の士風が動もすれば名を貪るに至るの弊あることを指摘し、この風を一掃して義に徹底せしめようとしたのであつて、結局義利の辨を明かにしたのである。澹齋の文武兩分説は、支那的であつて面白くないが、武徳の眼目として義が強調されてゐる點は注目し値する。

澹齋は前述のやうに練兵篇練心膽の條に高く義を論じたが、兵談篇において義利の辨を闡明すること最も深刻である。まづ同篇義兵の條冒頭における義兵の意味を紹介しよう。

凡兵之所起其等多。然不出義戰爭名貪利之三也。蓋仁義忠信而不挾私心。舉順天人。謂之義兵。かやうに澹齋は義兵を爭名・貪利の兵と區別した後、これを七等に分ち、湯武放伐を義兵第一等とし、天湯武の聖徳神武によつて民を救ふために桀紂を倒したといひ、わが楠公の義戰を義兵第四等としてゐる。従つてわれらは澹齋のかうした態度に對しては不満を感じてゐるものであるが、それにも拘らず、兵談篇の各處に充溢する義兵の解釋には取るべき點が甚だ多いので、以下これを指摘して見ようと思ふ。

澹齋謂ふところの義兵は前述のやうに七等にわかれてゐるが、それらは畢竟義利を辨へ、自利を棄て、「救天下之災。除民之害。則爲義兵。」（兵談上義兵）「凡不得已而用之者義也。義兵者利于民。故國人悅之。」（兵談下兵害）の状態に到達するのである。さうして義兵であればこそ、「義所_レ在神明必祐_レ之。故三軍爲_レ之奮矣。」（兵談下天官）「兵義則人心和。人心和則天心應也。」（同上）に見るやうな天佑を俟つことが出来ると説いた後、

澹齋は次の卓論を掲げた。

田單正成爲社稷城守士卒素服其義神奇天象爲兵助宜矣人皆知田單之取勝於神詭未知爲社稷推赤心之誠人唯語正成之勵士於虹氣未論爲王室盡人事之義二將者因義而竭實求助於天故傳其功于不朽矣若夫不義而而貪利詐衆於鬼神者恐不能成其功于一時也義利之分不可不察焉（兵談下天官）

これは寔に義兵の本旨に徹底したものである。人々の云々する田單の神詭、楠公の虹氣の如きは實は單なる外形的なもので、田單が社稷のために致した赤心の誠と、楠公が王室のために盡した人事の義とが、澹齋所説の基調をなしてゐたことをわれらは注意しなければならぬ。

澹齋の兵談篇は最後の王霸論において圓熟の境地に達してゐる。私は澹齋のこの論を『兵要録』中の屢卷であらうと考へてゐる。戦格篇やこれに關聯した四箇之秘授が通常長沼流武學の極傳と稱されてゐるが、それらは主として術に關した事柄であるから、私は澹齋の王霸論に見る國體觀に重點を置き、そこに同流武學の最高價値を見出さうと思ふ。

澹齋の王霸論は問答形式になつて居り、

或問……兵家者以仁義道德雖爲兵之說而專重奇計變詐吾是以知其志在功利不在仁義是非霸而何哉然子之譚兵也重仁義賤功名戒貪利其心似尊王賤霸然則於奇計變詐舍之不取

歟。

の問に對する澹齋の

對曰奇計變詐雖非兵之所爲主焉兵權之一助也故古今之良將不得已而用之何不取焉

といふ答がその一例である。質問者の問は頗る皮肉であつて、兵家は表面仁義道德を唱へてゐるが事實奇計變詐を重んじてゐる、これは霸でなくてなんであらう。然るに子（澹齋）の主張するところは尊王賤霸に似てゐるが、奇計變詐に至つては全然これを顧みないのかといふのである。然るに澹齋は冷靜に軽くこれを受け流してゐる。答へて曰く、奇計變詐は決して兵の主とするところではないが、兵權の一助として已むなくこれを用ふるのである。澹齋は義兵を以て有罪に臨み、正道に據つて有罪に臨むならば、權奇を用ひても差支ない、楠公は千劍破城において奇計詭道を用ひたけれども、飽くまで王道の基礎の上に立つてゐたために、純臣の名を失はなかつたと力説した。

以上のやうに澹齋の本義としたところのものは、王道の上に立つ義兵であつて霸道ではなかつた。然らば義兵は即ち王道であつたかどうか。澹齋は兵道即王道と主張することを躊躇し、殊に自説に關しては謙遜の態度を表明してゐるが、それにしても彼れの心中潜かに王道の理想を秘めてゐたことは事實であらう。

五『兵要録』に見る澹齋の將略觀

次に「將略」について述べる。將略については奥山正好(宮川忍齋の長沼流武學言、高田尚徳の門人、忍齋の孫弟子)が『兵要録口授』のなかに將略を敵をはかる謀略と區別し、「敵ヲハカルニ非ズ、味方ノコトヲキリモリハカル也、三略ト同ジ、又武略トモツバク、將略ノ字戚子ノ篇ニモ見ヘタリ。」といふ口授を肯定し、「正好按ズルニ謀略ノ義ニ非ズ、廣ク將タル人ノ道筋ヲ云也。」と加筆したのは注意を要する。正好は山鹿素行のやうに武略を謀略と同一視することなく、明かに兩者を區別してゐるが、恐らくこの考は澹齋以來のものであらうと想像される。即ちこれによつて長沼流も甲州流・北條流・山鹿流・越後流と同じく、兵法の三本武略(治内)・智略(知外)・計策(應變)を念頭に置いてゐたらうことが類推される。『兵要録』六篇中武略に該當するものは大部分であつて、『兵要録口授』に兵の大本とされてゐる「兵談」を筆頭とし、「將略」「練兵」これに次ぎ、出師篇の大部分と陣營篇とはまたこれに屬し、出師篇の或る部分は智略に、戰格篇は計策(應變)——吉田松陰の意味する計策——に該當する。

出師篇における廟算・先勝・計賊は武略・智略を充足する項目として特書さるべきものである。「廟算」の條に「凡勝敗之道決策於廊廟之上。不求勝於戰後一矣。」とあるのは、勝敗は平時の準備如何によつて決せられるといふ意味である。「先勝」における「出征之法足於内而制外」は武略第一主義の力説にほかならないのであるが、「足於内」「足於己」または「知己」の要件として三和・三有餘が挙げられてゐる。三和といふのは「和於國」「和於軍」「和於陣」、三有餘といふのは「義有餘」「力有餘」「食有餘」を意味する。「計賊」即ち計敵は知彼の道であり、所謂智略に該當する。即ちそれは豫め敵國山川の形勢、城堡の險易、關梁・要塞・

道徑の遠近迂直、兵數の多寡強弱、將吏材勇士卒の練否、政刑の法、爵賞の等を知ることである。

武略の重要素としての見方において『兵要録』は確かに特色をもつてゐる。澹齋はこの將略中に『孫子』『吳子』『三略』若しくは戚繼光の兵書を縱横に驅使し、然る後にその独自の見解を發表してゐる。將略十五項の第一將徳はどうか。澹齋は同項劈頭に「夫將者民之司命。社稷安危存亡之主也。」と喝破し、兵における將の重要性を力説したが、續いてその説明句として『孫子』から「將者國之輔也。輔周則國必強。輔隙則國必弱。」と引用した後、將徳が將を國輔たらしめる重要素であることを左記のごとく説いた。

蓋文能附衆。不戰而服人者將之徳也。脩寔戰寔守之宜。作一勞永逸之計。戰必勝攻必取者將之

材也。材徳兼備而後足以爲國之輔矣。

澹齋の意味する將徳は、文徳をもつて部下を親附し、戰はずして敵を服することである。が、將徳中に武徳が含まれてゐるのは勿論であつて、要するに文武兩徳によつて敵を威服すること、即ち神武不殺の理想を暗示してゐるのである。次に澹齋は戰を第二義的に考へてゐるが、止むなくして戰ふ場合には必勝必取するのを將材としてゐる。それは所謂神武必勝に該當するものであらう。澹齋は材徳兼備を國輔の要件としてゐるが、「百戰百勝是不謂良將」と言明し、戰はずして勝つところの將徳を上乗としてゐる。かくして澹齋の主張する將徳は、孫子の「智信仁勇嚴」の五徳を最高標準とするに至つた。

澹齋は將徳の根本に心術を考へてゐた。彼れは戚南塘の「有將材而無將心一具將也。無將心一斯無將徳。」

を引用して、將心の有無が將徳の有無を決定し、良將と具將(愚將)とを區別する標準であることを説き、「心術」の項において朱子の「敬者一心之主宰而萬事之本根也」を挙げ、敬(畏れ、心すること)によつて心術正しきに至ると斷じた。その結果として、「自反而縮。雖千萬人吾往矣者。守己之敬也。」も「臨事而懼。好謀自成者。計賊之敬也。」における敬の状態に到達するのである。

「將略」十五項中「操練」も甚だ光つてゐる條である。さうして同條に澹齋が「練心膽者使士曉養氣習藝之要接戰衝鋒之利」と説き、「操兵之道無他。不外身率之而已。夫將純忠而後士卒自知忠義之當爲。」と述べ、咸南塘の「爲將之術欲使人樂死而惡生」を引用したあたりは、看過さるべからざる場面である。

「勵士」七條の「一日共勞苦。二日正賞罰。三日祭陳亡。四日賞遺子。五日饗戰士。六日勵死戰。七日託鬼人。」並びに最後の項「兵紀」における「正以處心。廉以律己。忠以事君。……信以統武。……約以懸令。……律以出師。……勇以決戰。……此將官脩徳。用兵之綱紀也。」は共に立派な武訓である。

六『兵要録』に見る澹齋の練兵觀

「練兵」は『兵要録』二十二卷中九卷を占めてゐるだけに、澹齋がいかにかこの條を重要視してゐたか知られるのである。練兵一の冒頭の句を先づ掲げる。

練者武備之最要也。士不練則陣而不整。戰而易敗。攻而不能取。守而不得固。所謂以不教民戰。是

謂棄之者是也。雖良將用不練兵而不能取勝矣。故自古言武備者。練爲最要也。教練成則指麾萬人猶使一人。此可以稱節制之師矣。

武備は武略(治内)の重要素である。澹齋は練兵を武備の最要とし、教練慣熟の軍を節制の師とし、前掲のやうに練兵篇に九卷を設け、選士・編伍・懸令・賞格・練心膽・練銃頭・教旗鼓・檢從馬の八項を容れた。諸流武學いづれとして練兵を尊重しないものはないが、長沼流が特に咸南塘に私淑して練兵の重要性を力説した點に同流の特色が認められる。

選士に去取・分別の二項を見るが、澹齋は「蓋倭漢國俗不同。故如去取之條目。不可取之於本朝。今所用之者唯大要而已。」と言つて、日本の立場から去取の條目を輕視し、同じ立場において分別の項のみを尊重し、これを選士の標準とした。かくして二十種の士が次のやうに選ばれた。

腹 心(忠信平直。沈勇密謀。材徳出于衆者)
 謀 士(忠義剛正。而察機微。慮出人表者)
 羽 翼(勇義剛直。而懼於小戰。勇於大敵。制權應變者)
 股 肱(勇義強直。而氣蓋千夫。志輕強賊。攻取戰勝者)
 爪 牙(驍勇果敢。而規形勢之虛實。知戰守之利害者)
 冒刃之士(敢死樂傷。奮不顧身。遇敵爭先。務進取者)

力士(膽壯健心忠實而力能拔距伸鉤負重執兵奔如戎馬者)
 規賊之士(心靜捷視進退察虛實望陣列知治亂者)
 鄉導(知山川險易形勢利害水草有無路頭迂直斥澤溪澗深淺者)
 間諜之士(心勇機捷舌辨辭巧而能移人意且得敵國君臣聞問請謁之情者)
 長箭長銃之士(弓銃遠去命中者)
 威遠士(慣熟火箭佛狼機凡火器火藥之法者)
 長藝之士(精熟弓銃鎗刀御馬之法者)
 博士(博覽經史普通故事者)
 術士(精通天文語曉占卜者)
 稽古之士(知軍器之古式通軍禮之故事者)
 健步(能踰高絕遠輕足疾走精健者)
 水練(能游泳踰溝河者)
 藝士(攻醫人馬疾疫瘡腫百工技藝能造戎具者)
 抄掠士(能猿騰鷲擊狗盜鷄鳴踰溝越壘者)
 それらの能力に應じた非常に複雑な人選である。

編伍において編歩・編騎・編隊・編陣・編軍・合編歩騎・一隊精算、懸令において戒將吏凡二十三條、戒士卒凡二十五條、賞格において論將領之功等凡十七條、論吏士之功等凡十八條、その他將領罰條十七條、士卒罰條二十七條が説かれてゐる。

練心膽の條は練兵篇の壓卷である。さうして練心膽の目的が、兵士をして文德(仁・禮)と武德(義・勇)とを修め、盡忠以て國家の干城とならしめるにあつたこと、またそれが士道を盡す所以であることを知らしめるにあつたことは、既に前述して置いた通りである。然るに茲に閑却すべからざるものは、澹齋が文德を武德の根本とし、『尉繚子』の兵令上第二十三を引用して「兵者以武爲植以文爲種」と言つた點である。忌憚なくこれを批評するなら、彼れは支那の兵學觀に牽制され、飽くまで武を根本とする皇國の神武觀を若干遠ざかつてゐた嫌ひがないでもない。

士道としての文德即ち仁禮の徳が肝要であるのは勿論であり、澹齋が如何にこれを尊重したかは前述の通りであるが、彼れは一方において武德即ち義勇を不可缺の道德として稱揚してゐる。澹齋によれば、義は生を棄て利を忘れることによつて得られ、勇は義に配し血氣に屬せざるを條件とした。かくして澹齋は「武藝者養氣之輔也」といふ咸南塘の句を引用して武藝修練の必要を説き、更らに馬術・鎗法その他の武藝の講習と春蒐秋獮による講武との必要を論じた。また彼れは戰功の等級として、一番鎗・二番鎗・鎗脇・鎗下・崩際鎗・一番首・崩際一本鎗・後段一本鎗・後段二番鎗・一番乘等を挙げ、兵士の武勇を獎勵した。

次に練心膽においては、「夫斥候者將之耳目也」とあるやうに、斥候が非常に珍重されてゐる。澹齋の謂ふ斥候の任務は、敵の情形を窺察するにあつたのであり、例へば「算賊數之多寡」、「望賊來一占其智愚」、「視陣形之知其治亂」、「視列陣之接戰之形」、「規色計強弱之情」、「察氣知虛實之勢」、「所謂鳥起者伏也。獸駭者覆也」の如きは、出師篇の計賊・計制と共に智略(知外)をなすものとして注意さるべきである。

練兵篇中において練銃頭は一異色である。銃頭の語は『武備志』から出で、鐵砲を支配する者の意、本邦では足輕頭、鐵砲足輕の頭の義であり、従つて練銃頭といふのはその足輕頭を練り教へることである。この練銃頭の問題を考へる前に、まづ澹齋の銃砲知識を考察することにしよう。鹽谷宥陰は「大小火器則參用西洋」と記して、澹齋がいかに西洋最新式銃砲を採用したかのやうな筆勢を見せてゐるが、われらはこの文意を誤解しないやうに注意しなければならぬ。練兵編に練銃頭の項があつて大砲に関する項目がなく、單に練銃頭關係記載の一部守城銃の一角に「大銃碎槽牌」と記されてあるだけの事實に徴すれば、澹齋の大砲知識は決して特筆さるべきものでない筈である。澹齋は一方戰格篇攻城の部に佛狼機・火箭砲・神龍砲を擧げてゐるが、それかといつて、たゞ舊式の大砲を意中に置き、これを他流武學者同様に小銃の附屬と見てゐたに過ぎないのである。

次に澹齋の小銃知識はどうか。『兵要錄』が書かれた寛文六年(西紀一六六六年)には西洋に燧石銃の曙光が見えつゝあつたけれども、本邦においては依然として火繩銃が勢力を維持してゐたのであるから、澹齋の小銃知識にしても火繩銃を越える筈はなく、澹齋に求められる特色は、他の方面即ち練銃頭それ自身の上に存してゐたのである。攻戰の要器、所謂神器としての小銃効果を發揮するものは銃頭であり、澹齋はこれのために銃頭心得六ヶ條をまづ左のやうに規定してゐる。

- 一、事_レ上致_レ其身
- 一、愛_レ下推_レ赤心
- 一、身服_レ忠義_レ率_レ下
- 一、安危勞逸寒暑饑飽與銃手共而以身先之
- 一、衝鋒獲級非銃頭之任當以銃手之立功爲計
- 一、銃頭指揮伍長伍長驅使銃手警猶心運肱使使指

次に放銃練法七件を左記項目によつて注目するがよい。

- 輪班點放之法(連放)
- 伍列倒捲之法(繰懸)
- 疊列坐作之法(三段疊打)
- 疊列前放後助之法
- 坐發立發腰發
- 收銃子便利

蜀人試法

その他陣法六件、鬪火器法六件、戰期發砲法七件、攻城法七件、守城銃約八條等特筆さるべきものであり、それらによつて澹齋がいかに練銃頭を重要視したか、またいかに小銃使用に大きな關心をもつてゐたかを理解することができるであらう。

七『兵要録』に見る澹齋の戦格観

『兵要録』の最後を飾るものは戦格篇であるが、應變の理に對する澹齋の所説は精妙を極めてゐる。そこでわれらはまづ同篇冒頭における左記の文を吟味することにしよう。

夫戰無定格以變化爲貴矣。然今示人以戰格者何哉。所謂格活格也。譬如指月指。見月忘指。其或固執而不活。因書致敗者。奚啻一趙括而已。爲將者。得其心。不泥其跡。臨事無守株之憂乎。凡戰者。正爲體奇爲用節制。謂之正。變化謂之奇。蓋按節制存乎奇。是爲活體。變化體乎正。是爲實用。體活則不爲敵所撼。用實則運動不殆。是以應變於無窮。而其勝不誤矣。

兵の定格を否定して活格即ち所謂兵法活物を主張し、奇變實用を力説した澹齋の兵法觀には一大特色がある。さうして澹齋の門人菱田正武が延寶六年正月十六日師から傳授された『兵要録』戦格篇冒頭における次の記事は注意を要する。

兵要録全部書ノ次第ヲ以テ云フ時、體用奇正ヲ相分チテ前ニ二十冊計リ出シタルハ、軍ノ全體ヲ説テ正ヲ云フタ者也。然ル故ニ兵談將略ニ於テハ、道ヲ以テ國家ヲ治メ、國ヲ穩カニスルノ大概ヲ論ジ、武ヲ以テハ節制ノ法ヲカケ、士卒ヲ練リ立テ戰ノ裝ヲ習ハシ、國中ヲ強シ、國ニ武ヲ備ヘ、事在ル時ハ義ニ依テ兵ヲ擧ゲ、堺目ノ鎮城ヘ至ル迄ノ義ヲ擧ゲタル故ニ、軍ノ全體ヲ説テ正ヲ云タ者也。戦格ト云ヨリ運用變化シテ勝ツコトヲ擧タ故、軍ノ用ヲ説テ奇ヲ云タ者也。

そこには『兵要録』全體系としての兵談・將略・練兵・出師・陣營・戦格の六篇を體用奇正各方面から觀て、兵談以下五篇を體正、戦格篇を奇用即ち奇變運用とする適切な考が披瀝されてゐる。即ち戦格篇は所謂計策に屬するものである。

戦格篇四卷は攻守五篇にわかれ、篇中攻險・攻水險・攻海險・入伐・攻城・衆寡戰・分陣・對待・接戰等はいづれも異彩を放つてゐる。然るに不思議なことには、攻守五篇中攻撃の記事のみがあつて全然守禦に關する記事が見出されない。評者のなかには、そこが澹齋の非凡なところで、澹齋の攻撃第一主義への徹底に日本的意識が見られるといふものがある。が、この説は必らずしも妥當でない。『兵要録』の後に澹齋の門人若しくはその系統の人々によつて書かれた續篇中に守禦篇が出て來るのがその反證をなす。宮川忍齋の『兵要續録』長谷川恒忠の『兵要録補闕』遠藤俊信の『兵要録補直』等がその例であつて、就中宮川忍齋の著書中に

先師澹齋曾テ守國ノ編輯ニ志アリシカド、不幸ニシテ六十ニモ不滿没セル故其志不遂。又昔時門人田山・

長谷川ノ輩先師ノ志ヲ受テ守國ノ篇ヲ著ス中ニ、田山ハ先師在世ノ時編輯シテ師ニ添削セラレヌ。此時尙古
忍齋、ニモ守國ヲ述ベシトノ命アリ。サレド未ダ業ヲ不_レ終方故ニ暫ク默シテ今此ニ著ス。

先師守國篇ヲ著サント用意スル比、播洲明石ノ城主松平若狹守直明先師ヲ召テ、子作リタル攻ノ部ヲ受テ彼
書ニ出タル伴々ニ敵スル術アリヤト問ルニ、先師對テ云、攻部ヲ受テ論ズベキニ非ズ、守國ハ只我寡少ニシ
テ衆賊ヲ拒グ術ノミナリ、且寡少トイヘドモ地險ニ據テ強賊ヲ拒グ術ナカラシヤ。楠公金剛山ヲ守リ、近世
北條美濃守葦山ヲ守リタル類、是我本邦ニ於テ歴々トシテ明ラカ也、是守國ノ據也ト。直明公許容セラレタ
リト先師語リキ。

とあるのを見れば、澹齋が攻撃一遍で守禦の意思が毛頭なかつたといふやうな説は、非常な錯覺に陥つたもので
なければならぬ。しかしながら、さうはいつても、澹齋が飽くまで攻撃を本位とし、守禦を從屬としたのは勿論
である。

澹齋が孫子の有餘不足(攻有餘也。守不足也)を善く咀嚼した結果の攻守觀は甚だ傾聽に値するものがある。
澹齋は有餘不足を力と虚實との兩方面から觀て、前者に衆寡・強弱を、後者に分離・練否・智愚を宛てた後、斷
然後者を選び、「攻者不_レ恃_レ衆強。只要_ニ以_レ實擊_レ虚。守者不_レ憂_レ寡弱。只要_ニ親操_レ以_レ轉_レ弱神算_レ以_レ制_レ強。」と論じ、
攻守の妙諦を説いてゐる。澹齋が衆強は恃むべきでなく、また寡弱は憂ふべきでないと主張し、就中守勢におい
て親操弱を轉じ神算強を制するの術、即ち今日謂ふところの攻勢防禦を力説した態度は稱揚に値する。

次に澹齋の四戰格即ち衆寡戰格と分陣之格と對待之格と接戰之格とを一瞥する。第一の衆寡戰格に關して澹齋
は先づ「凡衆之擊_レ寡常也。寡之與_レ衆戰變也。」と常變の理を説き、有餘不足の攻守觀に進み、衆寡運用の定策
に及んでゐるが、彼れは必らずしも衆戰論者でなく、寧ろ寡戰論者であつたかの傾向を示してゐる。なんとなれ
ば、澹齋は澀水の戰における前秦の符堅の大軍が東晉の謝安に破られた事實を詳述し、符堅敗北の理由として十
無算を擧げてゐるからである。かくして澹齋は衆戰にして敗を致すもの十有三と寡戰の勝を取るもの四とを擧げ
たが、後者は (一)入_ニ虚隙 (二)乘_ニ失計 (三)由_ニ詭道 (四)振_ニ死力 の四つであつた。澹齋の寡戰論並
びに攻撃精神への徹底は以上によつて容易に理解されるであらう。

第二の分陣之格とは手分の格のことである。この格のなかで (一)五分八裂活運用 (二)左右腹背敵氣 (三)
常山斬蛇之辨が一番目立つてゐる。さうして (一)においては方圓・虚實並びに活法・活機 (二)においては脅
而奪_レ之。窘而奔_レ之。勞而擾_レ之 (三)においては首尾中若しくは前後左右轉變して相救援することをいふので
ある。第三の對待之格といふのは對陣の格のことで、「須_レ知_ニ遠近之節_レ而乘_レ動」や「重兵爲_レ體。輕騎爲_レ用。
其體如山。動其用如水決。」などの良句が目立つてゐる。

第四の接戰之格は確かに戰格中の異色である。その冒頭における「體滿則其勢險也」と「用圓則其節短也」と
は孫子の「勢險・節短」を巧みに體用兩方面に配合したものであつて、いづれも甚だ光つた文句である。體用圓
滿の理を兵器の使用に關聯せしめて弓・槍・銃砲の活用を計り、戰勢の發展を目指した點、またこれを追撃に應

用し、「用活體重者不誤。體輕用活者危。唯用有而體無則敗」と斷じた點などは注意に値する。

ハ『兵要録』の價值

以上われらは極めて簡単に『兵要録』の内容を紹介し、これによつて長沼澹齋の武學を一瞥した積りだが、最後にその結論を與へるに當つて、先人の見方を擧げ、同武學の眞諦に觸れたいと思ふ。佐枝尹重の門人即ち澹齋の孫弟子に當る岡田正勝の著『兵要録大綱』によると、『兵要録』は長沼流武學の下學(初學)のための教科書であつて、さらにこれを上達極秘の状態に至らしめるために、澹齋は『握奇八陣集解』と『四箇之秘術』を以てしたといふのである。さらにそれは『兵要四箇摘蕪』といふ書の四箇秘術之大意を説く次の文によつて一層わかり易く釋明されてゐる。

夫我が兵法ハ義師官軍ニシテ非常ニ備ヘ未亂ニ戒ル也。元ヨリ天下ニ敵ナシト雖モ暴逆無道ニシテ王命ニ不服從者アリ、不_レ得_レ已而征_レ伐之。故ニ自_レ兵談_レ己下至_レ戰格_レ各其次序ヲ分テ教_レ之。其書曉得ノ後ニ握奇八陣集解ヲ以テ教_レ之。此書成ルトイヘドモ其業至ラザレバ四箇ノ密妙不_レ許_レ之。業至ト雖モ其人ニ非レバ亦不_レ許_レ之。唯得_レ其人_レ而許_レ之者。以_レ有所_レ了悟自徹_レ也。抑四箇ノ密妙ハ其人之所_レ自悟_レニシテ、師教ノ及ブ所ニ非ズ云々。

しかしながら、われらは『兵要録』の下學の書としての、即ち初心の書としての價值を、飽くまで本質的な基礎

學として、乃至精要素を多分に包含するものとして、高評價するものである。『兵要録』といふ書名の意味は「兵法の要録」といふことであるが、兵談篇は就中義兵を説くことをその本旨としてゐる。前掲『兵要四箇摘蕪』が兵法の根本目的をもつて義師官軍を興し王命に従はざるものを征伐するにあるといふ意味に解し、また『兵要録大綱』兵談の條に「兵法ハ眞武ノ學ニテ、不義ヲ誡メ民ノ憂ヲ弔ヒ、全ク正大ニ居リ、大義ヲ行フノ要術ナリ。」と説かれてゐるのは蓋し當然である。

また尾州家四代徳川吉通(圓覺院)が『圓覺院様御傳十五ヶ條御家訓』において諸流軍法を否定しながら、但し近比より長沼外記といふ者が作りし兵要録を見るに、正大至誠にして、義を以つて不義を討を要し、かりにも不義非道の弓矢をとらざれと教へ、扱常々の操練、合戰の仕方等詳細に教へを立ぬ、中々とりあつめ、物の善惡混雜したる書にてなく、まことに誰が學んでも恥しからぬ書なり。其方共も此書をよくく修學して、末々五郎太(吉通の)成長の後に隱密に相傳すべし。

と記して『兵要録』の義と操練とを稱揚したのをわれらは當然と考へるものである。

次にわれらが前述して置いたやうに『兵要録』の内容六篇は武略(治内)・智略(知外)・計策(應變)に區分されるが、その第六篇戰格篇は澹齋の著『握奇八陣集解』と共に、主として術的方面の計策に該當するのである。ところが、兵要四箇の秘授の第一活實作用は戰格、第二虛實二壘は『握奇八陣集解』、第三引發作色は戰格、第四圓滿勢節は戰格に屬してゐる點を考へると、澹齋武學の奧秘と稱されるものは、主として術的方面、必勝を得る

勝口に關したことであり、さうして更らに四箇條のうち三箇條までが『兵要錄』戦格篇から出てゐることを考へると、同書が同武學の根本であることが容易に理解されるであらう。

九 長沼流武學の發展

長沼澹齋の門人中には、井上實下・森吉寛・岡村尙正・田山重好・仁田正武・土岐光晴・宮川尙古(忍齋)・佐枝尹重・鶴木豊孝・長谷川恒忠のやうな、沼門十哲とも稱さるべき名士があつた。十哲中最も有名であり、長沼流にその本來の目的である發展性を與へ、さうして後世に對する強い印象を残したものは、宮川忍齋(正保四年—享保元年)と佐枝尹重(承應三年—寛保二年)とである。

(イ) 宮川派の發展

宮川忍齋は初め甲越兩流を學んで満足せず、澹齋を師として長沼流の奥義を極め、さらに師の意圖を繼いで『兵要續錄』を著し、守國篇を加へて『兵要錄』に残されてゐた一つの缺陷を補填した。忍齋の態度は甚だ謙讓であつて、決して新説を案出して一派を立てようなどの野心は毛頭なく、『兵要續錄』を著したのは師の遺命を實行したまでのことであるが、いづれにしても長沼流の發展には與つて力があつたのである。従つて忍齋が宮川派の祖と稱されるのは當然である。殊に忍齋の孫弟子長野維寅が『兵要錄附傳』(明和三年)を著はして、

神武日本意識を闡明し、神武天皇の武徳政治を強調し、この點においてまだ十分ではなかつた長沼流に、目覺めた國體觀と日本流意識を與へた功績は、特筆されなければならぬ。(第二十一章四)

宮川派第六世の武學者たる平山子龍(寶曆九年—文政十一年)は有名である。子龍(兵原と號す)は非常な博渉家で、その藏書目錄『擁膝草廬藏書目錄』によれば、和漢兵書の蒐集一千餘部に及んでゐる。その著書としては『孫子折衷』『鈴林厄言』『兵原文稿』『東西問答駁說』『海防問答』『海防問答圖式』『海防問答附錄』『火術秘録』『海防問答附錄』等が名高く、子龍独自の境地を開拓したので、平山流の稱呼が出たほどである。以上のうち『兵原文稿』二十六卷は、最も子龍の特色を發揮したものと想像されるが、同書を見出し得ないのは残念である。『孫子折衷』や『鈴林厄言』は子龍の支那兵學研究過程を示すものであるが、それかといつて子龍の日の本的解釋がないでもない。例へば後書に「夫レ軍學ヲスルモ武藝ヲ講ズルモ、感激シテ志氣ヲ引越シ、イデ事アラバ生ヲ捨テ義ヲ取テ國恩ニ報ゼント思フ心ガケスルデナケレバ、武藝百般ノ妙手デモ、孫吳ガ奥旨ヲ鶻呑ニシテモ何ノ役ニモ立ヌ者也。」とあるのがそれだ。

子龍の海防論には獨善主義の偏見が相當にある。さうして、その偏見の由て來るところは、林子平の『海國兵談』を打倒し、洋夷に對する不安を一掃するためであり、『海防問答』(文化十三年)凡例に「此書大旨。在レ欲レ鎮靜海内惧レ外寇之心上也」と記されてある通りである。この目的のために子龍は飽くまで子平を罵倒し、同書に「子平元來兵ヲ學ベル者ニ非ズ。徂徠ノ鈐錄ナドヲ虚浮ニ見ハツリタルマデノコトゾ。因テ其云處皆竿濫誕妄

一モ取ルベキ者ナシ。」と評したのは、酷にすぎた傾きがないでもないが、子平の惣海岸防備論を「日本國ノ周圍ニ大砲ヲ透間ナク並ベヲキ、夷賊ヲ拒グベシト思フハ拙陋ノ至極ナルゾ。其心ニテ如何ゾ外寇ヲ防グベケンヤ。」と駁したのは、蓋し適評であらう。子龍は別に『火術秘録』のなかに砲術を論じたが、その知識は本木正榮譯『海岸備要』（文化五年）に見る西洋砲術を参考したものでなく、長沼流傳統の佛郎機を依然として踏襲してゐるやうな舊式状態にあつたのである。

宮川派から出て西洋知識を取り入れたものは恩田仰岳（利器）（文化六年—明治二十四年）である。仰岳は駿河田中藩（後この藩は安房長尾に移る）に屬したが、江都に遊學し、甲越兩流を學んで満足することが出来ないで、長沼流を市川一學（達齋）に學び、藩に歸つて武學師範となつた。また仰岳は洋式砲術を高島秋帆に學び、天保十二年秋帆から『火砲新書』の傳授を受け、鈴木春山譯『兵學小識』を寫して、斬新な西洋兵學並びに砲術に關する知識の吸収に努めた。仰岳の著述は可なりに多く、『握奇集解析義』『孫子纂註』『海防問答』『銃戰問答』『西洋歩銃使操解』『小隊練私記』等を算へることが出来る。それらによつて仰岳の武學發展過程は略々想像されるのであるが、特に長沼流を西洋兵學利用に導いた道程が理解される。かくして仰岳が安政元年以降西洋式銃陣を参考して田中藩の兵制改革を斷行した事實は特記されなければならぬ。しかしながら仰岳の西洋兵學に對する態度は、決して彼れの模倣によつて満足してゐたのではなく、日本の立場において彼れの法を利用するにあつたのである。『小隊練私記』（慶應二年丁卯と記されてゐるが、干支の上からいへば同三年と見られる）の自跋に「皇國ノ武辨洋法ヲ學ブ者、其意ニ原ヅキ其要ヲ撮リ、以テ自ラ一

法ヲモ建ルコト能ハズ、勉メテ彼ガ改正スル所ヲ尊奉シ、去年用ユル者ハ今年之ヲ廢シ、今年用ユル所ハ明年又之ヲ捨ツ。是和蘭總兵官ノ命ヲ奉ズルニ似テ不快ノ甚シキ者也。」とあるのによつて、仰岳の意向は想像される。

（ロ）佐枝派の發展

次に佐枝派について見るに、同派の門流は實に多士濟々であつたが、特に光つてゐたのは、近松茂矩・近藤長令・岡田正勝とその道統である。近松茂矩は一佐枝派に限らず、全長沼流中の異彩であり、結局一全流といふ一流を開拓したのであるが、その神武觀（第二十一章五）や大星傳の取り入れ（『軍事史研究』所載有馬成甫氏論文「大星傳に就て」参照）や銃砲知識や練兵等によつて武學史上大きな足跡を残してゐる。茂矩は『神國武道辨』（享保五年）と『神武初學須知』（享保六年）とによつて神武觀を持ち、日本流武學者としての面目を明かにし、『大星之傳』（享保十五年）に『神武紀』中の神策が大星傳の根原であることを指摘した。以上は山鹿素行の態度に比較さるべきものであらう。さらに茂矩は銃砲關係においては師佐枝尹重の『鐵砲茶話』（享保十六年）の附録として『鐵砲茶話附尾問答』（寛保二年）を著した。その鐵砲知識はまだ舊式を脱脚しきれなかつたとしても、漸次長沼流傳統の鐵砲關心を増強したものと注意を要する。また茂矩は『一全流練兵傳解』の著述によつて、長沼流の一大特色たる練兵を補強し、没すべからざる功績を残してゐる。

佐枝派近藤長令の道統四代目に出た清水赤城（正徳）（明和三年—嘉永元年）は大きな存在である。赤城は『西

洋神器說圖解』(享和三年)の發表と『神器譜』の翻刻(文化四年)と『火砲要録』(文化十一年)の著述とによつて、長沼流各派中風銃砲知識をもつて頭角をあらはしてゐた佐枝派のために萬丈の氣を吐いた。『西洋火攻神器說』は荻生徂徠が先きに出した『西洋火攻神器說國字解』—明人何汝賓編輯『西洋火攻神器說』の國字解—に赤城の註釋と圖解とを増補したもので、戰銃(野砲)・攻銃(攻城砲)・守銃(要塞砲)・佛狼機銃(波羅漢筒或は子母砲)、その他小銃に關する解説が試みられてゐる。『神器譜』の原本は萬曆二十六年(慶長三年)明人趙子禎の著述に屬するもので、原著者は倭銃に満足しないで、新式西洋銃を取り入れ、これを參考して製作した掣電銃・迅雷銃・震疊銃等の小銃に對する解説並びに圖解を施したのであつた。『火砲要録』は九卷にわかれ、第一卷小銃之事、第二卷大炮之事、第三卷棒火矢之事、第四卷炮烙之事、第五卷野戰炮烙之事(未發見)、第六卷攻城用様之事(未發見)、第七卷守城用様之事(未發見)、第八卷船軍用様之事、第九卷火器雜傳の目次をもつてゐるが、それらは文化七年赤城が武州徳丸原において銃砲演練に従事した結果の著述と考へられる。

赤城の銃砲知識は舊式であつた。『西洋神器說圖解』や『神器譜』を通じての赤城の知識は、二百餘年以前の舊式に屬するものであつて、『火砲要録』にはその後における若干の新知识が加へられたとしても、それすら實は舊式であつたのである。文化五年本木正榮譯の『海岸備要』(『海岸砲術備要』)が、蘭人ゲルリット・ハンゲル・トルレンの原著『デ・ウェース・デル・ホスシ・キー・トレイ・コンスト』の述作年代一七五一年(寶曆元年)から五十七年後の翻譯であつたのに比較さるべくもない。それにも拘らず、赤城の銃砲知識の當時に對する影響

は頗る大きかつた。前記『海岸備要』の凡例に「本篇ノ譯名文例圖書集成西洋神器圖解等ニ從フ者アリ」とあるのによつて、われらはその一例を見ることができると同時に、各藩に對する影響の幾多實例を擧げることができ。松代藩主眞田幸貫、田原藩主三宅康直、水戸藩士山野邊主水正、長藩士山田亦介、三春藩士今泉可八・小野寺備齋、佐倉藩士宮崎平太夫、土浦藩士大久保要、笠間藩士加藤櫻老(熙)、松代藩士山寺源太夫(常山)、上田藩士八木千之、津和野藩士椋木八太郎(彌輔)等は、赤城の門人として有名なるものである。

眞田幸貫はその臣佐久間象山に長沼流を傳授し、象山をしてその銃砲知識を西洋最新式の熱意にまで展開せしめてゐる。〔第十八章一〕山田亦介は赤城から授けられた『兵要録』を吉田松陰に傳へ、松陰の山鹿流に廣さを與へた。〔第十八章二・三〕小野寺備齋(寛政四年—文久元年)は土岐・宮川・佐枝三師の流を合傳した村井天山から六代目の道統に屬するものであるが、赤城の傳をうけ、さらに高島秋帆に就いて砲術を學び、佐倉藩に招かれて同藩の兵制改革に従事し、同藩の門人依田十太郎をして兵制改革を斷行せしめる端緒を作つた。〔第三十四章五・六〕その他大久保要は土浦藩の兵制改革を、椋木八太郎(文政十一年—明治四十五年)は津和野藩の兵制改革を実施する等、いづれも赤城の影響によらぬものはなかつた。殊に椋木が練兵を強調して、「練兵と申すは國家無事之今日より御家中上下とも合戰之道を習練し、合戰有之節聊差支なき様に節制之師に仕立る手續に御座候。」といひ、練兵七等として選士・編伍・懸令・練心膽・練銃頭・教旗鼓・檢從馬を擧げ、就中練心膽の價値を認め、「練心膽と申は武士之覺悟を定むる事に御座候」と述べたあたりは注意すべき場面である。(『於杼呂我中』

第十卷參照)

佐枝派の會津藩に對する影響は頗る大きい。同藩における長沼流の祖は木本成理(春山)(元祿十一年—明和八年)である。春山は佐枝尹重の統を承け、また岡田正勝にも師事したが、その門から出た軍事奉行黒河内揮(十太夫)、揮の門下黒河内高定・生駒直乾・篠澤秀雅・丹羽能教・田中玄俊・片峰勝興等はいづれも有名である。

かくして會津藩には長沼流の空氣が非常に濃厚になり、河陽流兵制を長沼流兵制に革めようとする機運が起つて來た。天明四年における生駒直乾の建議書と同七年における田中玄宰の建議書とは、その導火線となつた。生駒直乾の建議書中の次の文は注目に値する。

私儀一兩年以前より長沼流と申兵學^び候處、甚結構成教にて武備之道に於て外に有之間敷候。先王武備を尊び給ふ所以も是によりて得道仕候。彼流岐は本長沼外記と申者御治世の始に生れ、普く異國本朝の兵法を相學び候上、於日本兵法を談候者仁義を捨て不論邪說附會之教共にて、後來武備の道廢ん事を歎き、天下の爲と存じ、兵は義にあらざれば舉行不仕事を道とし、異國の名將之法に基き、本朝當時の國俗徹底して、人之用方人數の組合より合戰操練之法を制し、建立仕候儀に有之候。

直乾は武備・義兵・操練の立場から長沼流の卓越を説き、斷然河陽流を斥け長沼流を採用すべきことを主張したのである。田中玄宰の建議書には「武備の骨髓は操練に止候」を眼目とし、操練によつて武威を張り、隣國をして窺窺の念を懐くことなからしめるならば、「誠に止戈之武にも叶神武不殺之場に至候事に候」と力説されてゐる。

兩者の建議は遂に採用され、天明八年會津藩においては兵制改革を斷行し、河陽流を棄て、長沼流を採用した。その後文化十四年には軍事奉行田中玄俊の建議によつて、大野原操練場の設備を見るに至り、その追鳥狩操練の如きは他藩の注目的となつたほどである。

〔附録〕長沼流道統

長沼齋齋(寛永十一年—元祿三年)を祖とする流派であつて、甲州・北條・山鹿・越後の四流と共に五大流派を構成する。齋齋の門人は甚だ多いが、最も有名なのは井上實下・森吉寛・岡村尙正・田山重好・仁田正武・土岐光晴・宮川尙古(忍齋)・佐枝尹重・鷗木豊孝・長谷川恒忠であつて、沼門十哲とでも稱さるべきものである。十哲中さらに屈指さるべきものは、土岐・宮川・佐枝の三人であつて、それら一派を立てゝゐる。然るに土岐光晴(天和二年歿)の門人村井天山は別に宮川・佐枝兩師の傳を受け、三師合傳と稱したが、天山から六代目に出た小野寺備齋(寛政四年—文久元年)が名をなしてゐる。宮川忍齋(正保四年—享保元年)の系統においては、高田尙徳・長野維寅・長澤基直・栗林頼紀・長井盛徳と傳はつたのを正系とするが、忍齋の孫弟子奥山正好(高田尙徳の門人)の系統に屬する齋藤三太夫を師とする平山子龍(寶曆九年—文政十一年)と市川達齋とは知名であり、達齋の門から恩田仰岳(文化六年—明治二十四年)が出てゐる。

一番榮えたのは佐枝尹重(承應三年—寛保二年)の一派で、近藤長令・森川忠智・岡田正勝・木本正理(春山)・太田教品・澁川義方・近松茂矩等はその有名な門人である。近藤長令の系統は近藤長賢・島田正修・清水赤城・眞田幸貫・佐久間象山へと傳はる。清水赤城から山田亦介・吉田松陰へと傳承される。赤城門下の八木千之は異色である。その他木本成理(元祿十一年—明和八年)の統は黒河内揮・室田政良に傳はり、揮の門下から黒河内高定・生駒直乾・篠澤秀雅・田中玄俊等が輩出した。近松茂矩は別に一全流といふ一派を開いた。

第十二章 林子平の武學觀

- 一 新時代の先驅者としての子平
- 二 子平の武學觀
- 三 子平の水戰觀
- 四 子平の陸戰觀

第十二章 林子平の武學觀

一 新時代の先驅者としての子平

林子平の名は『海國兵談』をもつて著はれ、『海國兵談』は單なる海防書として入口に膾炙してゐる。しかしながら同書全十六卷を讀破し、その内容を仔細に吟味した結果、われらは同書の眞價がそれ以外にあることを發見した。われらは同書の本領が、第一卷水戰にあるよりも第十六卷略書にあることを斷言する。もつとも、子平自身にしても大に水戰を重んじてゐたことは事實であつて、同書自序のなかに、

日本の武備は外寇を防ぐの術を知る事指當つての急務なるべし。さて外寇を防ぐの術は水戰にあり、水戰の要は大銃にあり、此二つを能調度する事日本武用の正味にして、唐山・韃靼等の山國と軍政の殊なる所なり。これを知つて然かして後陸戰の事に及ぶべし。惜哉大江匡房を始めとして楠正成甲越二子の如き世に軍の名人と稱するも、其根元唐山軍書を宗として稽古ありし人々なれば、皆唐山流の軍理のみ傳授して海國の議に及べる人なし。是其一を知て其二を知らざるに似たり。今小子海國兵談を作て、水戰を以て開卷第一義に述す。是海國武備の根本なるが故なり。

と述べ、海國武備の根本を水戦とし、水戦を開卷第一に置き、陸戦を次位に落してゐる。蓋し子平は楠公並びに甲越二氏をもつて我れと地勢を異にする山國の支那兵學を宗とし、水戦を全然理解しなかつたものとしたのである。水戦の重要性を説いた子平は、西洋の艦船と銃砲とに非常な憧れを感じてゐたのであるけれども、しかしながら、水戦を第一義とすることは、たとひ時勢を啓蒙するための必要からとはいひながら、皇國武備の本旨を遠ざかるものである。この一點のみを見れば、佐藤信淵や渡邊華山や吉田松陰等の説く攻勢國防策は、まだ子平の意識には殆んどなかつたかのやうに思はれる。

しかしながら、以上の疑問は『海國兵談』自跋冒頭における次の記事によつて一洗される。

予嚮に(天朝)三國通覽を著す。其書也、日本の三隣國朝鮮・琉球・蝦夷の地圖を明せり。其意日本の雄士兵を任ふて此三國五入事有ん時、此圖を語んじて應變せよと也。亦海國兵談は彼の三隣國及び唐山・莫斯科未亞等の諸外國より海寇の來る事有ん時、防禦すべき術を詳悉せり。茲に於て始て本邦内外の武術註、武術はこの場合「武備」を意味する。子平は時としては「武學」を意味せしめたこともある。調れりと言ふべし。

『三國通覽』述作の目的が三國即ち朝鮮・琉球・蝦夷の攻略にあり、同書の姉妹篇である『海國兵談』のそれが三國または唐山(清國)・莫斯科未亞(魯西亞)等の諸外國からの海寇を防禦するにあつたとすれば、子平は決して退嬰主義の海防論者ではなく、堂々たる攻勢國防論者であつたのである。この點において彼れは一大先覺であり、確かに佐藤信淵等の先輩であつた。即ち『海國兵談』のみを讀んで子平を論ずるものは子平を誤るものであ

る。われらは同書を『三國通覽』と併讀することによつて始めて子平の本領を理解することができるのである。

また一方において、子平は和漢洋三つの兵法を合體することを企圖した點において時代を劃してゐる。恐らく彼れはこの點において幕末武學者の先驅であらうと思はれる。即ち彼れは次のやうに説いてゐる。

日本は其軍立小持合也。血戦を主として謀慮少。只國土自然の勇氣に任せ命を捨て敵を碎く事を第一の戦法とするゆへ、其鋒先はするどなれども、法粗きゆへ持重の位を爲しがたし。唐山は理と法とを重じて謀計多く、持重を第一義とするゆへ、其軍立は堂々なれども、血戦に至ては甚鈍。……亦歐羅巴の諸國は大小の火器を專として、其外の飛道具甚多し。尤艦船の制妙に精くして船軍に長じたり。……是日本・唐山等の企及ばざる所なり。兵を提る者此三軍情を能會得して臨機應變せば天下に横行すべし。……三州各戦鬪の標儀かたぎに別あるの三説は、日本前兵家の未發せざるところなり。(自序)

子平が和漢洋三州の特色を列舉し、この特色を發見した彼自身を前人未踏地の開拓者と誇るところに、或は子平の眞意が存してゐたのかも知れない。しかしながら、今日のわれらの目から日本武學の立場において見れば、子平の眞價は略書のうちに見出されるのである。卷末の略書は卷頭に置き換へらるべき價值をもつてゐる。そこでわれらは先づ略書における子平の武學觀を述べ、次にその水戦觀と陸戦觀とに及ばうと思ふ。

二 子平の武學觀

『海國兵談』略書を通して考へられる子平の武學觀の二大重點は、文武一致論と國家經濟論の上に懸けられてゐる。まづ略書冒頭における左記の文武一致論を見る。

文武は天下の大徳にして偏廢すべからず。禮樂・刑政摠て國家を經濟する事、文にあらざればよき事を不得、暴逆を討伐して國家の害を除く事は武にあらざれば叶難し。夫國家を經濟する者は刑を設て非を禁ず。蓋兵は刑の大なるもの也、此故に先王屢兵の事を云り、又湯王商を興、文武周を興す、皆兵を用いたり。我神武帝始て一統の業を成て人統を立給しより、神功皇后三韓を臣服せしめ、太閤の朝鮮を討伐して今の世迄も本邦に服従せしむる事など、皆武徳の輝る所也。然るに物本末あり、文は武の本也、文を知らざれば武の本體を會得しがたし。近頃今川了俊が不知_レ文道_ニ而武道遂不得_レ勝利_トと云るは、文武一致の趣を吞込たる言にして俗見の上には殊勝也。

子平の文武一致論は以上のやうに立派なものであるが、本末論の立場において文を武の本とした點に疑問が懸けられる。しかしながら子平が一方において、「平生武を不忘は國家に主たる者の愼にして、是兵の正面武備の眞中也。」武は天下の大徳なる事必せり」また「武の本體を會得するには文に因るべし、文は書を讀を本とす。」と叙述してゐることから考へれば、彼れが如何に武を尊重してゐたかが理解されると同時に、武の本體を會得するために文即ち讀書即ち學問の必要を説いた事實が考へられる。子平はかうした意味において文武兼備大學校設立の必要を説いたのである。

子平の文武兼備は和漢洋の文武兼備を理想とした。略書結尾における次の金文字がこの事實を證明してゐる。今も軍學をする人必唐山流の軍理而已に陥る事勿れ。又日本諸流の軍書は大半事不足にして、軍事而已も全く不調に似たり。然るを況や文備兼備の事に於をや。然る時は柱に膠したる如く、一流而已に泥むをば拙とすべし。右にも言し如く、和漢及び和蘭等の軍書を取交、文武相兼て工夫を加、能軍情を會得し、器械をも制作し、其上に能操練を致べし。然るに操練而已に泥めば又唐山流に陥て戰の態弱くなる事有、心得あるべし。何れにも戰闘の態を上手に爲るは操練にあり、士卒の心氣を強くするは今日の政にあり。能彼是の交を斟酌して自ら極所に至べし、是を兵の心印と云。

子平は和・漢・蘭三國の文武兼修の必要を力説したのである。彼れは日本武學諸流の軍書を事不足とし、一流に拘泥するのを拙とし、立派若しくは傳授の無用を説き、唐山流の軍理に陥るの弊を挙げ、結局三國の軍書を綜合して文武兩全の工夫を加へ、兵の心印即ち極所に到達しなければならぬと主張した。

しかしながら日本武學と漢・蘭兩兵學とを綜合するといふ以外に、子平は日本的な神武觀を根本としてゐた。彼れが「夫武に神武・威武・凌武あり、能々工夫を加べし。此趣意俗見と大に殊也、人々思べし。」と述べたのが以上の事實を裏書してゐる。彼れが嘗つて仙臺藩の甲州流武學者田邊尙茂に前記三武の相違を問ひ、尙茂の答を得たことは、『兵策問答』といふ書物に出てゐる。この問答の年代は不明だが、『海國兵談』著述の天明七年よりも相當以前のことであらうと推定される。尙茂の答を抜萃して見ると、兵勝の種類に三つあり、道をもつて勝つ

もの(神武)、威をもつて勝つもの(威武)、力をもつて勝つもの(凌武)これである。さうして尙茂は武の第一位を占める神武の意義を「以道勝者。謂之神武。與民同患。神以知之。知以藏之。南面而征。北狄怨。東面而征。西夷怨。若崩厥角。稽首者是也。」と明快に述べてゐる。従つて尙茂の神武意識が子平のそれとなり、子平の武學觀の重要素となつたことは容易に想像される。

次に子平の國家經濟論はどうか。子平は經濟の意味を「經邦濟世」とし、國家經濟を兵の大本とし、堂々次の卓説を掲げてゐる。

古昔兵を論ずる者數家あると云とも七書に不過、其中にて兵機の勝れたる者は孫吳の二書也。然れども兵機ばかりを言は、兵の大本を知ると云ものにあらず、其故は兵の大本は國家を經濟する爲なれば、治國安民の道を不知は眞の兵家とは云難し。……七書の中にも此所を述たるものは、大公望が六韜、黃石公が三略也。(『海國兵談』略書)

即ち子平は孫吳の二書を兵機一偏を述べたものとしてこれを排除し、韜略二書を國家經濟の道に叶ひ、兵の大本に合致するものとして高評價してゐる。かくして子平は國家經濟の要目として食貨・禮式・學政・武備・制度・法令・官職・地理・章服の九項を挙げた後、經濟と武備との關係に論及して、「經濟は武備の根本、武備は經濟の輔佐なりと合點すべし。」と結んでゐる。

子平の國家經濟論の源泉がどこにあつたかは疑問であるが、佐藤信淵は子平を先考信季(玄明高)の門人であつ

たと言つて居り、またその經濟論が佐藤家の家學と共通してゐる點が多いことから考へて見ると、多分それは佐藤家から出てゐるのかも知れない。いづれにしても、子平が國家經濟を兵の大本とし、武學の重要素とした事實は特書されなければならぬ。

然るに子平はその武學觀の第三要素としての將を論ずる場合に、著しい缺陷を暴露してゐる。左記の上中下將論がそれである。

將に上中下あり、上將は智を以て勝を制して勝を双に不借、中將は兵を以て勝を制して奇正分合能圖に當る、下將は刃を以て勝を計て兵と智とを不知也。中古尊氏卿と楠正成と新田義貞とを見るべし。尊氏卿は始終智を以て、正成は兵を以て、義貞は始終刃を以す、是此三將の上中下也。(『海國兵談』略書)

高氏を上將、正成を中將、義貞を下將とし、高氏のみが卿の敬稱を與へた子平の見解は實に意外である。子平はさらに評を續けて高氏の智十四項を掲げ、そのうちに或は大塔宮を鎌倉の牢獄に下し奉つた高氏の陰謀を智とし、或は高氏が不遜にも征夷大將軍を潛稱し京都に攻め上つたのを智とし、或は高氏が再び九州から京都に攻め入り、後醍醐天皇を叡山に追ひ籠め奉つたのを智とし、楠公を器の小さい正直の忠臣としてゐるが、かうした見方は國體上許さるべからざるものである。子平はまた頼朝を大器とし、その鎌倉開府を「終に國體を一變して武徳を以て天下に主たり、鴻業と云べし。」と稱揚し、家康に對しては「神祖武徳を施て天下を一統爲玉ふの業神妙にして、今に至る迄二百年來四境心服して干戈不與、遠邦來賓す、實に開闢以來一人也。」といふやうな絶讃

の辭を與へてゐる。佐藤信淵に見るやうな國體觀乃至尊皇思想は子平にはなかつたのであり、そこに子平の武學の一大缺陷があるのであつて、われらは彼れを到底日本流武學者と見ることができない。

三 子平の水戰觀

子平は『海國兵談』水戰篇冒頭に次の如く論じてゐる。

海國の武備は海邊にあり、海邊の兵法は水戰にあり、水戰の要は大銃にあり、是海國自然の兵制なり。然る故に此篇を以て開卷第一義に擧る事深意ある也、尋常の兵書と同日の義にあらずと知べし。

さきに述べたやうに、子平は『三國通覽』においては三國（蝦夷・朝鮮・琉球）攻略を要素とする攻勢國防觀を發表してゐたのであるが、これに反して『海國兵談』においては、前文記載のやうに消極的な海岸防備に満足してゐたのである。彼れは「海邊の兵法は水戰にあり」「水戰の要は大銃にあり」と言つてはゐるが、大船嚴禁の時代であるために、大砲を造つてもこれを載せる船のないことを考へ、餘儀なく大砲を海岸に据ゑ付け、海岸防備をもつて海國武備と考へざるを得なかつた。さうして、その海岸防備は惣海岸防備を極上とし、「當世長崎の港口に石火矢臺を設て備を張が如く、日本國中東西南北を不_レ論、悉く長崎の港の如く備置度事海國武備の大意なるべし。」「今より新制度を定て漸々に備なば、五十年にして日本の惣海濱堂々たる嚴備をなすべき事得て可_レ期、疑こと勿れ、此如く成就する時は大海を以て池と爲し、海岸を以て石壁と爲て日本といふ方五千里の大城

を築き立たるが如し、豈愉快ならずや。」といふやうな主張となつてゐるが、子平はこの惣海岸防備の最初に安房・相模の海岸防備を設けることの必要を説き、「日本の惣海岸に備る事は先此港口を以て始と爲べし」と言つてゐる。蓋し子平のこの論據は「江戸の日本橋より唐・阿蘭陀迄境なしの水路也」といふ有名な宣言から出發してゐるのである。ところが惣海岸防備は大砲にあるのであつて、子平は「上に言し所の大銃を年々數を定めて制作し、日本國中の惣海濱にそなへ置き、是を日本永代の武備として天地と共に不_レ己の掟と定め候こと也。此大銃の備を惣海岸に設けざれば、日本の武備全く整れりとは言難かるべし。」と述べてゐる。これらによつて子平の惣海岸防備に関する着意が如何に深刻であつたかを知り得ると同時に、それが彼れの謂ふ海國武備の第一義であり、本式の水戰に至つては實は第二義に屬するものであつたことが容易に想像される。

次に子平の水戰法について述べる。子平は和蘭渡りのケレイキスブックといふ書によつて西洋大銃（二貫七百目彈筒）に関する知識をもつてゐたが、「左の如き大銃を日本船に仕懸る事は未だ試みざれば如何とも言難し」「一貫目内外の大筒を日本船に仕懸て水戰に施すべき事は下は記せり、二三貫目の大筒を施す事は未知し」と述べてゐるやうに、日本船の能力として一貫目彈筒を精一杯とし、二三貫目彈筒以上の据付を不可能と考へてゐたのである。小船に巨砲を据ゑ付ける考案をした佐藤信淵とは全然趣きを異にしてゐたのである。

そこで子平の西洋船攻撃法は、大船主義でもなく巨砲主義でもなく、特殊な方法によらざるを得なかつた。その第一は特殊な飛道具による水戰法、その第二は手詰の水戰法であつた。第一は亂火・筒火矢・棒火矢・火船並

びにケレイキスブックを参考した結果の大弩・石弾・柱弓による攻撃である。第二は子平が最も得意としたもので、「諸流に傳授する船軍は只小船同士の戦法のみにして、異國の城の如き大船え我が小船を以て仕懸る傳は更に無之、今此書は我が小船を以て異國の大船を惱すべき術を旨としたる書なる故、云々。」と記し、わが小船をもつて異國の大船を攻撃する方法を逐次に説いてゐる。さうして、その主なるものは敵船への登攀である。阿蘭陀船は長さ二十四五間、横六間、深さ三丈五六尺乃至四丈、その水上に浮び出る高さ二丈であるから登攀は容易でない。そこで子平は柄の長さ二丈の大鳶口を作り、その柄に一尺毎に繩卷の節を附けたものを敵船に引つけ、兵をして爪を植ゑた鐵履を利用して鳶口を傳はつて敵船に飛び込ませしめしめしようとした。

子平が最も得意としたものは竹束船の使用である。竹束船は鐵砲を多く備へ若しくは焼打を主とする敵船を攻撃することを目的とし、その製法は小船に竹束を幾重にも裝備した一種の楯船であつて、これに帆を張つて疾走し、敵弾を防ぎつゝ敵船に接近し、また水弾きを多く用意し、これによつて絶えず水を弾きあげて竹束を濡らし、焼討の難を避け、遂に敵船に觸接するや、一部の竹束を落して、その間隙から突進する兵士をして、例の大鳶口若しくは熊手を利用して、敵船に攀ぢ登らしめようといふのである。

その他水練の達者數十人を乗せて敵船に忍び寄り、水を潜つて敵船の底に穴を穿つて沈没せしめようといふやうな特殊の方法も考へられた。

以上の事から考へると、子平に大船巨砲主義の主張がなかつたことは明瞭である。子平は幕府の法度に反抗し

て大船解禁を叫ぶやうなことを敢てしなかつたのである。のみならず、彼れはさきに述べたやうに幕府執政を肯定し、家康を唯一人者として絶讃の辭を呈したほどである。従つて今日の眼から見れば、子平が幕府の處罰を蒙つたのは寧ろ不思議なやうでもある。民を愚にし異國の情勢殊に外寇來の豫想などを全然人民に知らしめまいとする幕府の政策が子平を罪人にしたのだと考へられる。

子平の水戦論を通してわれらは佐藤信淵に見るやうな卓見を見ることができない。彼れは『海國兵談』水戦篇末尾に「初發より茲に至ては小子が千古獨見にして、日本武備の綱領斯に在と竊に誇る所也」と豪語してゐるが、その惣海岸防備論の如きは幼稚の誇りを免れない。従つてわれらはかうした惣海岸防備を否定して要處防備を主張した佐藤信淵や吉田松陰に海防論の著しい發展性を認めるものである。

四 子平の陸戦觀

子平の陸戦法は『海國兵談』左記第二卷陸戦篇を主要項目とし、他の十三篇をその参考として考へられる。

- 第二卷 陸 戦
- 第三卷 軍 法 並物見
- 第四卷 戰 略
- 第五卷 夜 軍

第六卷	撰士	付一騎前
第七卷	人數組	付人數扱
第八卷	押前陣	取備立宿陣野陣
第九卷	器械	並小荷駄付糧米
第十卷	地形	城制
第十一卷	城攻	付攻具
第十二卷	籠城	付守具
第十三卷	操練	
第十四卷	武士之本體	並知行割人數付制度法令之大略
第十五卷	馬之飼立	仕込様付騎射之事

まづ陸戰篇を通して子平の陸戰法を考へる。子平の陸戰法意識の要領は同篇冒頭の次の文によつて知られる。

既に水戰を會得しては陸戰の法を呑込べし。先戰法とは戰鬪の法組也。日本諸流の戰法は大概法組極りて鐵炮・弓・長柄・武者と四段に立て、六十間より三十間程迄鐵炮にて持合、それより十四五間に詰る迄弓持合、それより長柄の持合にて鼻突になり、そこで武者の勝負と切組、大概定りある也。當時頃は世人多くは此切組の外合戰の次第はなき事と思ふ人も多けれども、接戰の懸り口是のみに限りたる事ならねば、切組を

違へたる敵に出逢ば大に狼狽する事あるべし。惣て軍は先を取にあり、先を取事は人の膽を奪にあり、其法六あり、下に記す、異國勢の備を碎にも猶この術を施すべし。

子平は諸流の踏襲する鐵炮・弓・長柄・武者の四段戰法に満足することなく、先を取つて敵の膽を奪ふ新戰法として、兩懸・手詰懸・玉碎・指矢懸・乘崩・車懸の六法を擧げてゐる。兩懸といふのは弓・鐵炮の兩懸の意であり、楯の陰に隠れた足輕は弓銃を連發して敵に接近するや、足輕の後から武者が刀槍を振つて敵中に切り込み、弓銃足輕もその持道具をワツソクに懸けて(左肩から右脇に、斜に背負ふこと)、武者に續いて切り込む戰法である。手詰懸といふのは、大太刀・大棒・大薙刀を持つ血氣の勇士による手詰の戰法であり、これを掩護する楯持が敵間三四間に押詰めた時、件の勇士等楯間から躍り出て敵中に飛び込む戰法を稱する。玉碎は先づ銃砲を連發して敵の膽を挫き、然る後楯の蔭に隠れてゐた武者・足輕が烟のなかから敵中に突入する戰法をいふ。指矢懸は矢種を惜しまず連發して敵の銃手を射すくめる特殊な戰法であり、乘崩は敵に飛道具多く味方にそれが不足な時騎馬武者が「君の大事此一戰にありと命を塵芥より輕じ、忠義の一念に軍神を勸請仕奉て」無二無三に敵中に乗り込み、その後から徒武者も切り込む戰法である。車懸(戦後流あたりの「車懸」とは全然性質を異にする)は長さ三間の木材(その先きに竹槍を亂散に結びつける)に一輪をつけた獨輪の長車(押入)を遮り二敵中に推し込み、敵の人馬を押し倒し、續いて武者を切り込ませる戰法である。

以上六戰法の出所は不明だが、佐藤信淵は子平を信淵の父信季(玄明窩)の門人としてゐるから、これを佐藤家傳兵法の踏襲と見て差支ないであらう。信淵によれば、佐藤家には八般の戰法、即ち兩懸・手詰懸・玉碎・指

矢懸・乘崩・獨輪車・駒倒・長柄倒の戦法があるわけだが、子平の六戦法兩懸・手詰懸・玉碎・指矢懸・乘崩・車懸(佐藤家の獨輪車と全性質を同じうする)はこれと全然内容を一にしてゐるのみならず子平が別に「敵より馬入れを爲する時は早く場中へ出向て馬の前足を薙たぎべし云々」といつてゐるのは、佐藤家の駒倒に該當し、また「敵長柄を夥く備て押來らば、先射手を進めて散々に射立べし云々」といつたのは、佐藤家の長柄倒を髣髴させるものであつて、結局子平は佐藤家八般の戦法全部を踏襲したと見らるべきである。

子平は荻生徂徠の『鈴録』の意を汲み、「兎角合戦の道は世間になき形かたを工夫して勝を取事肝要也」といつて、楯の再興論を唱へ、支那の藤牌、和蘭のシケルドを参考してゐるが、その根本においては佐藤家の影響を受けたものであらう。また子平は異國の車戦のことを云々してゐるが、信淵の考察した行軍炮戦車のやうな奇抜なものを工夫するには至らなかつた。

その他子平が軍法と戦略とを區別した點(第三卷・第四卷)、荻生徂徠や太宰春臺の影響下に武士の本體を武士として歸した點(第十四卷)、大武藝と小武藝とを區別して、大武藝を操練、小武藝を弓馬刀槍の術とし、就中操練の重要性を力説した點(第十三卷)などは看過さるべからざる場面である。小武藝としての弓馬刀槍の術即ち一騎前戦法に關して、子平は『海國兵談』第六卷一騎前の條に武士は少くとも一藝に熟せざるべからざる論を立て、また同條に該戦法の極意を次のやうに説いてゐる。

一騎前の趣意は敵に當て勇壯なるを專とす。吳子曰、以進死爲榮。退生爲辱矣と、又謙信の書(越後流加治景英傳)武

(門要書抄)に眞精の鋒先は鳴動の中にあやと疾と云り、又同書に遮神劍と云事あり、是は接戦の時は前懸りに成

て冑をば敵の劍にまかせて飛込と也。如此なる時は軍神敵の劍を遮て我身に恙なしと云義にて、眞一文字に敵陣を飛込事を主とするの教也。

遮神劍は實に一騎前戦法の極意であり、荻生徂徠や佐藤信淵もこれを踏襲してゐる。それは先づわが身を死地に投じ、軍神の庇護にまかせて眞一文字に敵陣に突入する戦法であつて、この棄身の戦法によつてこそ、はじめに前述八般の戦法が期待されるのである。さうして、それはたとひ子平の獨創でないとしても、水戦における手詰の戦法と同じく、子平の強烈な日本意識のあらはれとして注意さるべきものである。

第十三章 佐藤信淵の武學觀と皇戰觀

〔甲〕信淵の武學觀

- 一 皇國中心世界觀と皇道國防國家理念
- 二 信淵の日本流武學觀
- 三 信淵の日本流兵法觀
- 四 信淵の對西洋兵法觀
- 五 信淵の武學觀の特色

〔乙〕信淵の皇戰觀

- 一 字内混同皇道世界新秩序建設を目的とす
- 二 字内混同策實現のための圖北圖南策
- 三 字内混同策實現の樞軸としての支那經略
- 四 天皇中心省府制度建設案
- 五 皇道總力戰體制建設案
- 六 支那經略の構想
- 七 字内混同策と存華挫狄論

第十三章 佐藤信淵の武學觀と皇戰觀

〔甲〕信淵の武學觀

一 皇國中心世界觀と皇道國防國家理念

皇國中心世界觀は古典の精讀によつて把握される。山鹿素行（元和八年—貞享二年）は『日本書紀』の研究によつて皇國即中華の自覺をもち、『中朝事實』（寛文九年、四十八歳の著述）自序に「中國の水土萬邦に卓爾し、而して人物八紘に精秀す。故に神明の洋々、聖治の緜々、煥乎たる文物、赫乎たる武徳、以て天壤に比すべきなり。」と記し、その後『武家事紀』（延寶元年、五十二歳の著述）に「中國ト云フ事ハ必本朝ニカギルベシ」「武威兵法ニライテハ四海ノ間ヲクラブテ本朝ニクラブベキ所アラズ」と叙して、萬邦無比日本意識を強調してゐる。さうして、われらはそこに朱子學者以上の、古學者以上の、堂々たる日本學者としての山鹿素行の眞面目を認知することができる。素行の特色はその博學を無統一の雜學に陥らしめることなく、結局その全知識を日本的自覺に集中して一大日本學を建設した點にある。

佐藤信淵（明和四年—嘉永三年）は前掲の意味における日本學者山鹿素行に比較さるべき唯一人者である。い

な信淵の日本學の構想の雄大と宇内混同策の豪壯とに至つては、さすがの素行と雖も到底比較を許さるべくもない。然らばなにが信淵をしてさうした大自覺に至らしめたのか。高祖歡庵以來五代相傳の佐藤家學と平田篤胤の國學とがその因由をなしたのは事實である。信淵の信奉した家學の精神は、『經濟要略』(文政五年、五)總論に「我家ノ學則ハ古今ニ貫通シ、和漢印度ノ道學ヲ融會シ、然シテ此ヲ高皇產靈神ノ天地ヲ鎔造シ給ヒタル神意ニ折衷シタル者ナリ。」とある記事によつて直ちに理解される。和漢印度の道學を傳へた家學に信淵が十五歳(天明三年)宇田川槐園に入門して以來窮めた西洋學を融合し、これを產靈神天地鎔造の神意に折衷するのが信淵の企圖する日本學の目的であつたのである。かくして信淵は文化五年阿波藩の大夫集堂惟寅のために執筆した『西洋列國史略』の附録『防海策』に對魯・對英兩策を述べた後「誠に能く是の如くならば、日本の國富み兵精く威勢の強大にならんこと言語の盡すべきに非ず。次第に此策の如くにして其事業を擴めて、後には全世界皆悉く日本の有となるべし。」と喝破し、宇内混同の手段としての世界統一(後述)を叫んでゐる。然るに信淵は『經濟要略』著述の七年前即ち文化十二年、同國人平田篤胤の門に入つて古道を研究した結果、大に家學精神を強化することができた。信淵は夙に家傳の天文曆數知識によつて日月の運行を考へたが、疑問を感じ、支那・印度・西洋の書を涉獵しても、癡人の夢を見るやうなもので不滿を感じてゐた。ところが、その後篤胤の著『靈能眞柱』(文化九年)を讀むに及んで、年來の疑問をやうやく解決することができた。その時の喜びを信淵は文政二年執筆の『天柱記稿』序のうちに次のやうに述べてゐる。

然るに近頃になりて、氣吹屋翁(篤胤)の著はされたる靈能眞柱てふ書を見るに及で、忽驚きて神風の八重雲を吹拂ふことの如く、積疑まさやかに晴渡りて、始て天地の運動て萬物の成就れるは、悉皆產靈神の產靈の御靈に資することを知る。阿夜訶志古、かゝる尊き御恩顧を蒙りて生成れる身にて、其御靈を敬奉することを知らずして、夷國の書等を貴き物に思ひつゝ、いそしみ讀けることぞ淺ましき。阿波禮氣吹屋翁の奇くも思得らるゝ、世の開けし初より神等の次々に生出坐しし次第までを審に説著給ひしにぞ、信淵が愚なるも天地の生成れる趣をかつぐも發明することを得たり。既に年來の疑も晴て嬉み思ふ心すさみに、益々天地の眞理を究めて其運動の數を推量り、伊邪那岐神の事毎に證りて產靈神の功業を徴し、今の現在の有狀を以て往し天造の草昧を悟り、其新に考得たる事どもの有るを辭にも述べ圖にも畫て此書をば綴たり。其を天柱記としも名しは、產靈神の御功德を述べばなり。云々。

信淵は家學によつて產靈神の天地鎔造の大體を會得してゐた筈であるが、篤胤の『靈能眞柱』を見ることによつてこの意識を強化し、さらに皇國中心世界觀に關する認識を深めることができた。信淵は篤胤の「我が皇大御國は萬の國の本つ御柱たる御國にして、萬の物萬の事の萬の國に卓越たる元因、また掛まくも長き我が天皇命は萬の國の大君に坐すことの眞理を熟に知得て、後に魂の行方は知るべきものになむ有りける。」(『靈能眞柱』)に感激して、次の大自覺「皇大御國は大地の最初に成りて萬國の根本なれば、御國の古事學は萬學の基原なることを

も知らずして、夷國の書等を貴き物に思ひつゝ、いそしみ讀けることぞ殘ましき。」(前掲)に到達し、皇國中心世界觀並びに日本學中心萬學觀を宣揚するに至つたのである。かくして信淵は『經濟要略』において「天照大神ハ世界ノ大君ナリ」「皇國神代古典ハ全世界中道學ノ基原」「其神典ヲ大綱領トスル所以ハ、皇國神世古紀ハ即チ鎔造神意天地開基草昧ノ眞傳ニシテ、萬國道學ノ大元ナルガ故ナリ。」と述べ、遂に畢世の名著『混同秘策』(文政六年)中の混同大論冒頭の金文字「皇大御國ハ大地ノ最初ニ成レル國ニシテ世界萬國ノ根本ナリ。」を掲げ、さらに「此神州ノ雄威ヲ以テ蠹爾タル蠻夷ヲ征セバ、世界ヲ混同シ萬國ヲ統一セント何ノ難キコトアラン哉。」と斷じ、世界に新秩序を與へ、世界人類に生活の安定を與へることを終局目的とした。

信淵の家學大成の目的、廣くいへば世界萬學の基本たる日本學再建設の目的は、宇内混同策即ち今日謂ふところの世界新秩序建設案、さらに換言すれば八紘一字の大理想に則る世界政策を實現するためであつた。これがために信淵は毅然として江戸幕府傳統の退嬰的鎖國政策乃至消極的國防策を放擲して、有無相通するための開國政策並びに攻勢國防策を表明するに至つた。『三銃用法論』下卷(文政四年七月十六日再校正)における左記文章はその立證をなすべきものである。

眞野ノ法橋ノ云ク、凡ソ城ヲ守ルニハ敵ヲ攻ルヲ以テ城ノ守ト爲ルニ非ザレバ、其城ヲ守ルコトヲ得ベカラズ、終ニハ必ズ落城ニ至ル者ナリ。國ヲ守ルモ亦此ニ同ジ。常ニ敵國ヲ攻ルヲ以テ國ノ守ト爲スニ非ザレバ其國ヲ守ルコトヲ得ベカラズ、終ニハ亡國ト爲ルニ至ルト。斯ノ言甚ダ旨味アリ。故ニ予曾テ本邦ニ全地球

ヲ混同スベキノ資本備ルヲ以テ、混同秘策ヲ著シ以テ其概略ヲ述ブ。

信淵の宇内混同策は、前述のやうに肇國以來の皇國是たる八紘一字の理想を實現するためであると同時に、上文によつて明かなる如く、敵國を攻むるをもつて國防の要諦とし、さうして結局全地球の混同を皇道國防國家理念の本體とするものであつた。さうしてこの攻勢國防國家理念を支持する根本要素は皇國神武の銳烈であつた。信淵の武學觀の重要な一面は以上のうちに看取されるであらう。

ニ 信淵の日本流武學觀

信淵の他の武學要素は武道・武教・兵制・兵法四方面から觀て日本流武學の境地に達してゐる。

まづ信淵の武道觀を『防海餘論』(弘化四年)に見る。

此ノ推貨法ハ彼ノ凝滯シテ流通セザル寶貨ヲ運動シテ四海ノ困窮ヲ融通シ、人君代々天兆民ヲ濟救スル所以ナリ。然レバ此法ヲ行テ外寇ヲ防禦シ國家ヲ鎮護スルトキハ則チ天意ヲ奉行シテ兆民ヲ安ズルノ武道ト稱スベシ。

國家を鎮護し國民の安固を保障することが武道の目的であると主張する信淵に武學者としての大きな一面が見出される。信淵の謂ふ武道窮極の意味は、『兵法一家言』(天保四年信淵六十四歳の時の増補)序説における「神武銳烈」の道であつて、護國を根本目的とし、同書の前身たる『實武一家言』護國篇の「護國ノ最モ嚴重ナルハ恒ニ他國ヲ攻伐ツヲ以テ

自國ノ護リトスルヨリ嚴重ナルハナシ」と『水陸戰法錄』(弘化四年信淵七十九歳の時の作)の「兵法ハ攻ルヲ以テ守ノ主トスル者也」とに見る攻勢國防觀にまで進んでゐる。

次に信淵は『兵法一家言』の前論冒頭に「凡ソ國家ニ主タル者ハ一境内數多ノ臣民の君師ナルヲ以テ其臣民ヲ撫御教育スベキコト第一ノ要務ナリ」と述べて武教の必要を高謂し、さうして武教の根本を士氣の振作にありとなし、

凡ソ國ノ國タル所以ハ士ノ有ルガ故ナリ、士ノ士タル所以ハ氣概アルガ故ノミ。故ニ士ニ氣概アリテ然後ニ其志シ立ツコト有り、諸士ノ志シ立テ然シテ後ニ其國以テ立ツコトヲ得ベシ。若シ夫學國ノ士氣皆立テ強壯勇烈ナルトキハ、小國ト雖ドモ此ヲ侮ルベカラズ、況ヤ大國ニ於テヤ。又學國ノ士志氣皆懶テ柔惰怯弱ナルトキハ、其國自仆コト必セリ。故ニ其國ノ立ツト仆ル、トノ機ハ、唯其ノ士氣ノ振フト不振トニ在ルノミ。故ニ國ハ江山城地アルノ謂ニ非ザルナリ、烈士アルノ謂ナリ：抑皇國ノ風俗上古ヨリ中古ニ至ルマデ武士皆勇決ニシテ、尙氣コト世界萬國ニ比スベキ者アルコト無シ。(『兵法一家言』前論)

と論じ、世界無比の本邦が東海に獨立して一度も外國の侮を受けたことのない理由を中古に至るまでの皇國士氣の振興に歸し、士氣頹廢の幕末武士への警鐘とした。即ち信淵武教の根本は士氣の作興、廣い意味における武士道精神の作興にほかならなかつた。

然るに茲に注意を要するのは、信淵の抱懷した武士道が尊皇思想の基礎の上に立つてゐたことである。信淵の

尊皇思想は、彼れが隨處に「皇國」の語を用ひてゐた事實と「王都ヲ建ルノ地ハ江戸ヲ以テ天下第一トス王都ヲ此地ニ定テ永ク移動スルコト無ルベシ」(『混同祕策』)といふ江戸奠都論を發表した事實と「夫レ農ハ國家ノ基根此府(本府府、六)ハ政事ノ大本ニシテ上ハ天子及ビ三臺(神祕臺・太政臺・教化臺)六府(本府府・農事府・開物府・製造府・通府・陸軍府・水軍府)ノ官云々」(『垂統祕錄』)と述べた事實、並びに後段力説さるべき陸軍府における親衛軍ヲ重要視した事實、就中『存華挫狄論』における和魂即尊皇精神の主張(参照)に徴して明瞭に理解されるであらう。

信淵の尊皇思想は皇政復古と天皇中心省府制度と天皇中心臣民皆兵制とを目標としてゐる。今われらは日本兵制の本義(天皇親率下における臣民皆兵制)に對する理解者であつた信淵を回顧しようと思ふ。私は『混同祕策』に「天刑要錄ノ兵制ナケレバ勅敵ヲシテ奪魄セシムルコト能ハズ」の語を發見し、『天刑要錄』の兵制に絶大の興味を感じるものだが、同書は、『經濟大典』と共に未發見の書物であるために、同書における信淵の兵制觀を指摘し得ないのを甚だ遺憾に思ふ。しかしながら、私は『垂統祕錄』(信淵が生前の子信昭に筆記せしめたもの、さうして父の歿後八て同書を發表した)の陸軍府における組織を通じて『天刑要錄』の兵制を大體推定することができる。

信淵の理想とした陸軍府は親衛六營・内衛二十六營・外衛一百八十營から成つてゐるが、親衛六營については、所謂親衛六營トハ、即チ左右羽林二營、左右虎賁二營、左右金吾二營ヲ總稱スル也。右此六營ハ皆天王ノ親軍ニシテ、行幸ニ供奉スルヨリ外ハ、常ニ禁中ニ侍衛シテ以テ非常ヲ警護ス。六營共ニ各精兵三千人ニ將タリ、故ニ親軍ノ精兵都合一萬八千人ヲ備フ。(『垂統祕錄』)

と述べられ、親衛一萬八千人(一萬八千人)は天皇の親軍であつて、神武創業當時の兵制への復活が主張されてゐる。また信淵は王城部内の演武場における武事講習には時々天皇の御親閲を必要とすることを論じ、天皇と親軍との密接關係の主張に及んでゐる。

しかしながら、信淵は士氣作興のために武士を地方に土着せしめるの必要を大いに力説してゐる。信淵の武士土着論は多分荻生徂徠の『鉞録』(享保六年)の影響を加味したであらう。會澤正志齋の名著『新論』(文政八年)は武士の土着論においても特筆さるべき書物だが、信淵はこの書物が著はされる二年前『混同秘策』のうちにこの論を強調し、後に『兵法一家言』中にこれを力説してゐる。信淵は武士が都會化して柔弱になることを嫌ひ、武士土着論に反対して「武士ヲバ鉢植ニシテ天下永ク太平ナリ」と主張した太田錦城の意見とは全然兩立することができなかつた。錦城の鉢植武士持續論は武士の都會集中を是とする幕府政策に對する擁護であり、武士土着が質量兩方面において武士を強化するであらうことを恐れ、これに反対せんがための議論であつた。が、西洋諸國を相手としなければならぬ時勢においては、錦城の論は全く陳套であり、信淵の啓蒙論は時代相應の論であつたとに相違がない。従つてわれらは、

國家ニ主タル者ハ、武備ヲ精銳ニシ侮リヲ禦シコトヲ欲セバ、諸士ヲ山澤曠野ニ土着セシメテ、遊獵ヲ働キ農業ヲ勤テ艱苦ニ馴レ、武事ニ習ヒ、筋骨ヲ強壯ナラシムルヲ要務トスベシ。即チ是足食足兵ノ政事ナリ。(『兵法一家言』前論)

といふ信淵の卓説に耳を傾けなければならぬ。信淵は武士をして土着して農業に従事せしめ、食を足さしめることによつて、中古知行高五千石か七千石の武士が七八百人乃至一千人の兵數を擁して兵を足してゐた状態を復活しようと考へたのである。信淵の意は武士土着によつて士氣の伸張を計るにあつたばかりでなく、これによつて武士を農兵化し、兵數の増加を企圖したわけである。

以上私は武道・武教・兵制三方面から信淵の日本流武學觀を概説したが、節を改めて兵法方面からこの問題を考へて見ようと思ふ。

三 信淵の日本流兵法觀

信淵の兵法は家傳兵法の上に本邦諸流兵法の長を取り入れ、さうして、さらに西洋兵法を考慮に容れながら、その根柢においては飽くまで日本流の立場を堅持したものである。

まづ信淵の家傳兵法について述べよう。それは信淵の著述『兵法一家言』のうちに窺はれるが、同書は『實武一家言』の増補である事實からでも理解されるやうに、武強主義の立場から虚を棄て、實を取るところの信淵の所謂實武の精神に充溢したもので、同書前論中における

大祿ノ武士ニテモ、土着シテ山澤曠野ニ住居シ、奢侈ナル妄念ヲ絶シ、山海ニ獵シテ實武ノ業ヲ修練シ、云々。

によつてその大體が想像される。また信淵が長沼流武學に對して

長沼流ノ兵書ハ文章仕立ニテ、諸事大概備リ、頗ル立派ニテ善ナルコトハ善ナレドモ、昇平ニ爲テ出來タル
兵法ナルヲ以テ、虛文多クシテ實武少シ。(『兵法一家言』接戦上)

と思ひきつた批評(信淵の時代に最も流行してゐたのは長沼流であつたため)を與へた事實に徴しても、信淵がいかん實武を尊重してゐたかゞわかると思ふ。

〔註〕『實武一家言』は『兵法一家言』の前身であり、『兵法一家言』は『實武一家言』の發展と考へられるが、兩者にはおの／＼一長一短がある。『兵法一家言』にはすばらしい「前論」があるかと思へば、『實武一家言』にはそれがなく、これに反して『實武一家言』にはその結論とも見らるべき堂々たる「護國」があるのに、『兵法一家言』はこれを缺いてゐる。従つて若しもわれらが『兵法一家言』の末尾に「護國」の條を加へるなら、『兵法一家言』は體系において始めて完全を期し得るのであらう。

次に信淵は飽くまでその家傳兵法を尊重する立場から甲越兩流兵法に對しても忌憚なき批評を加へてゐる。即ち甲州流兵法に對しては「甲州流ノ兵法ハ謀略計策ヲ論ズルコトハ甚ダ精詳ニシテ、軍陣ノ節制ヲ説コト頗ル疎漏ナリ。」(『兵法一家言』接戦上) また越後流兵法に對しては「越後流ト稱スルハ兵法專ラ軍律ト制度ヲ論ジテ、絶テ謀略ノ事ヲ説クコト無シ、且ツ其行軍ノ心得ヲ教ルコト質直ニシテ簡要ナリ。故ニ初心ノ學ビテ益アル兵法ハ越後流ニ如クハ無シ。然レドモ泰平ノ世ト成テ増補シタル書ニハ牽強附會ノ妄説多シ。」(『兵法一家言』接戦上)と痛評して、家傳兵法に對する特異の自尊心を高揚した。

然らば信淵の家傳兵法とは一體どうしたものか。信淵の兵法觀は前述したやうな實武主義であるが、その特色は信淵の次の陳述によつて明瞭に察知される。

我が家ハ農政學ヲ精究シ、有土ノ居ヲ佐ケ、足食足兵百姓ヲ安集シテ天意ヲ奉シムルノ道ヲ行ハシムルヲ業トスルコト、既ニ五世二百餘年ニ及ベリ。故ニ兵書ヲ讀ムト雖ドモ、其事ノ實武ニアラズシテ虛武ニ涉リタル説ト華美ニシテ奢侈ナル法ハ悉ク捨テ此レヲ取ルコト無ク、唯武備ニ實用アル方法ノミヲ撰シテ足レ兵ノ要旨トセリ。故ニ此書ヲ一家言ト名ク、他家ノ説ヲ用ザルノ謂ナリ。(『兵法一家言』接戦上)

即ち他流から超脱し、虛武を棄て、實武に就かうとする信淵の氣魄がそこにあらはれてゐる。従つて『兵法一家言』の内容は次に列擧するやうに著しく實武的に限定されてゐる。

序	説	
首	卷	
前	論	
卷	一	撫 御 第一
卷	二	一 騎 前 第二 人 數 組 第三
卷	三	操 練 第四 大 炮 操 練 第五
卷	四	備 押 第六